

333
5-96

十一年度

商業調查

東京市立京橋商業學校



始



特230
627

昭和十一年度



業
調
査



東京市立京橋商業學校

目 次

銀行事務の分課及び内部牽制組織に就いて (附支店の統制)	一
東京中央卸賣市場	二六
生存、死亡、混合、各種保險の比較研究	三三
貨物運送に關する若干の問題	四三
金錢信託の性質より銀行預金との比較に及ぶ	五五
本邦機械工業の沿革並びに現勢 (附在原製作所訪問記)	七〇
人造絹絲業の發達	九一
日濠會商とその影響	一〇三
倉庫業に關する研究	一二六

撫順炭鑛概略と滿洲重要鑛産	………	二七
外國貨物輸入通關手續の研究	………	三
正米市場に於ける取引の調査	………	四
船荷證券の研究	………	六一
百貨店と小賣商との問題	………	二
日滿貿易品の種類、數量及價格	………	八
滿洲國に於ける他國の貿易狀態	………	一九
我が對外貿易と其の統制	………	二五
我が國に於ける醫療器械業に就いて	………	三〇
「新聞記事蒐録」日濠通商紛争の經過	………	三六
研究題目並に研究者氏名	………	三七

『商業調査』編輯に際して

本年度の當校商業調査部に於ては、第四學年生に對しては新聞雜誌に於ける資料の蒐集研究を、第五學年生に對しては産業界の實際につき研究調査を行はしめ、以て平素の學習事項に對する應用力の養成と業界の現勢に對する認識を一層高めんとした。

斯くて都下に於ける銀行、會社に御指導を仰いだのであるが、幸にも大方の御賛同を得て、豫期以上の好成績を収めることが出來た。中には連日に亘つて御教導下されし所もあり、尙且貴重なる文献乃至は參考品を御惠與下されし所もあつた。

依つて此等資料を經とし、學習事項を緯とし、生徒をして夫れ々研究報告を行はしめたの

であつたが、此は又定に老なるものとなつた。そこでその一部を選んで茲に一編に纏めることとした。

然しながら何分にも年若く未完成なる生徒の所作であつて、未だ消化せられざる部分多々あるを否み難いのであるが、他面又「生徒の觀たる業界」の如何を知ることにも興味あることとする。

終りに臨み態々御示教の勞を御採り下されし銀行、會社に對し滿腔の謝意を表する次第である。

昭和十一年十二月

東京市立京橋商業學校商業調査部

銀行事務の分課及び内部牽制組織について

附 支店の統制

一、分課組織

1 必要 科學の進歩、文化の發達は世の中の機構を一層複雑化せしめる。今日は如何なる製品も分業の結果生産せられ、分業に依つて販賣されるのであつて、これ實にこの時代を反映せる必然的所産と見るべきである。所謂「分業萬能時代」が到來したのである。

而しこの現象は單に製品の場合のみでなく、他の總ての諸事業の上にも見られる現象である。就中複雑なる業務機構を有する銀行にありてはこの現象の生ずるのは極めて當然である。

預金、貸出、爲替の主要業務の外保護預り、代金取立その他十指に餘る業務を兼ね行ふ銀行の業務を分業分課なくして行ふならば能率は減退し、而も勞力は多大に費され、完全にその機能を發揮

する事極めて困難である。

2 内容 而らば今日の銀行は如何なる組織に依つて分業を行ひつゝあるか。

勿論銀行の中にも特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行の區別があつて各々が皆相異なる目的を以て存在し、夫々独自の營業方面があるからその業務を分業遂行するにも必ずしも同一の方法に依らない。こゝでは普通銀行に例をとり、僕等がかつて市内の數銀行について實際について調査し且つ指導を受けた事項を中心として比較研究して行くこととする。

(イ) 營業部

一家に於てその支柱となり直接家族を率ゐる家首とそれを補助する主婦がある如く、銀行に於ても之と同様直接業務に關係する營業部とそれを補助する總務部とがある。

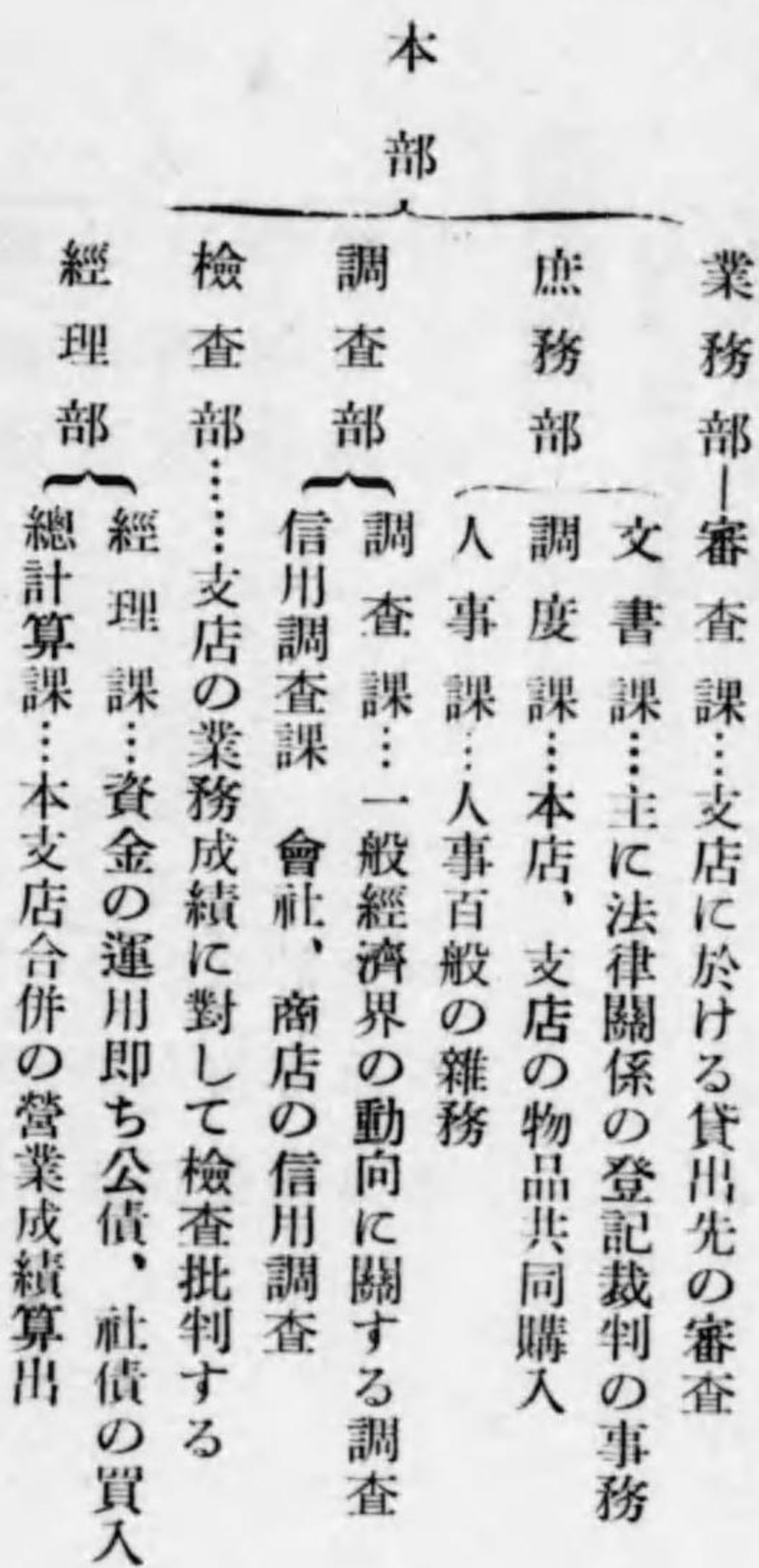
營業部は前方勤務とも云ふべきもので、その分課の状態について調査したA B二銀行について比較するにA銀行(一流)とB銀行(二流)の間に大なる相異點を發見することが出來た。即ち規模の大小に起因するのか、A銀行の分課がB銀行に比して遙かに微細に亘つてゐる點である。事務その物には大した相違はないが、B銀行では一の係が兼ね行つてゐる事をA銀行では分離して之に當つてゐるのである。其の結果は事務の能率及びその確實性に幾分の差が生じて來る譯である。

(ロ) 總務部

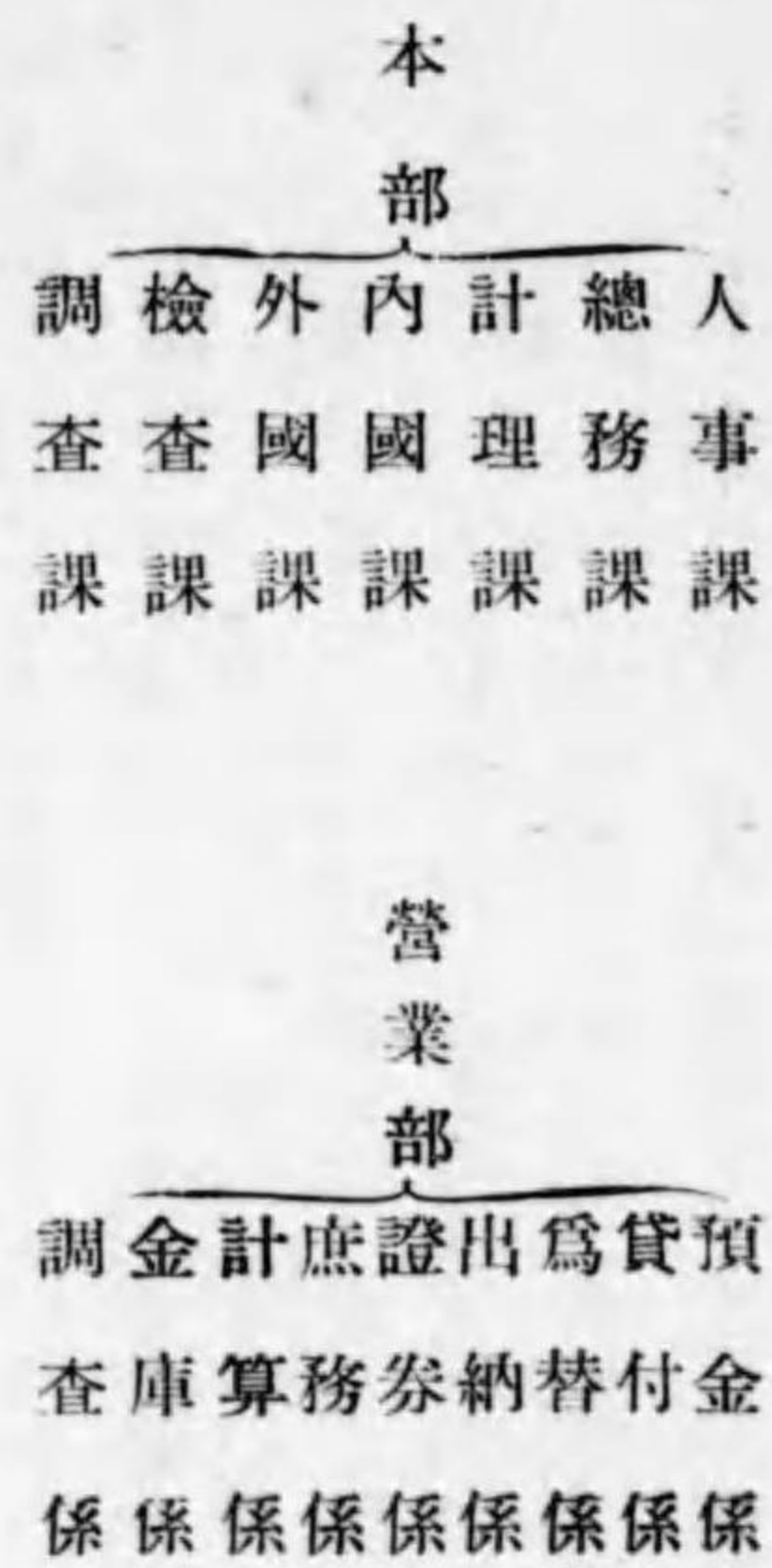
營業部に對して總務部は後方勤務とも云ふべきで、その性質上營業部の様な差異をA B兩銀行の間に認めなかつた。只幾分A銀行の組織が細別されてゐる位のものである。今A B兩銀行の組織を表にして比較して見ると次の如くなる。

A 銀行

本部組織



次にA銀行比肩する某大銀行の組織を參考の爲め附記すれば



營業部組織

預金掛…預金事務を行ふ
 割引掛…資金の運用の一たる割引の事務
 爲替掛…内國爲替に屬する事務
 證券掛…社債發行の引受、賣出し等の事務
 外國掛…主として外國爲替に關する事務
 保管掛…得意先所有の株式、公債の保管事務
 出納掛…現金の出納のみを行ふ
 取立掛…他所代金取立手形の取立依頼事務
 手形掛…手形交換事務
 計算掛…傳票の終末計算

B 銀行

本部組織

得意先掛…得意先との連絡に當る。
 照査掛…前日の傳票元帳の照合及び利息計算の正否を檢する事務

業務課…營業部及支店の業務の監統制
 調査課…信用調査に關する事務、經營上の諸計畫等
 經理課…資金の運用計畫
 文書課…人事、行印、役印、役員會、株主總會等に關する件その他一般雜務
 檢査課(監督役)…各部の業務、庶務、帳簿、現金等の檢査をなして頭取に報告す。

營業部組織 (重複する分は説明を省略し相違せる點のみかゝぐ)

預金係…
 貸付係…割引支拂承諾等の事務
 爲替係…手形取立事務
 出納係…手形交換事務
 計算係…營業部の決算に關する事務
 證券係…
 得意先係…

以上簡單乍ら分課組織の必要をなる所以及びその内容を述べた。然らば之等の分課間を如何に連絡するか、之を次に研究して見たい。

二 主要事務の連絡

主要事務の連絡について述ぶるに當り、最初に必要なるは各部の名稱である。然るにその名稱は必ずしも各銀行一様でない。こゝではその代的と見るべきもの、中左の分課につき極く簡潔にその連絡關係を述べる事にする。

組織内容（略述）

出納課…現金の出納
貸付課…貸付割引
預金課…預金の出入
營業部
爲替課…内外爲替業務
保管課…有價證券、不動産の保管
計算課…日々作成の傳票檢正計算

本部は大體主要業務には關係ない故省略す。唯貸出先の信用調査等を行ふ調査課の存在のみ明記して置く。

1 預金

普通銀行受信業務中最も重要なるは預金である。之には當座預金、特別配當預金、定期預金、通知預金、別段預金の五種がある。これを當座預金と他の預金とに大別して述ぶる事とする。蓋し書式等に多少の相違はあるが當預以外の預金は互に大體同様である。

(イ) 當座預金以外の諸預金の場合

a、預入

出納課は預金者より現金と通帳或は證書を受取つたら入金の旨の傳票作成の上之を預金課へ廻付する。預金課ではその傳票に依り通帳その他の諸帳簿に適當な記帳をなし營業部長捺印後預金者に通帳證書を手交するのである。

b 拂出

預金課は所定の拂戻請求書に依り拂戻の依頼を受けた時はその旨通帳、證書（定期預金は他の預

金とその内容を異にしてゐる爲、この證書とは主に通知預金證書を指す) 及諸帳簿に記入、傳票作成の上支配人の許可を得て出納課に廻付し、出納課ではその傳票に依り現金を支拂ふ。

(ロ) 當座預金の場合

取引開始の時の信用調査は調査課に委任する事は甚だ稀で、預金課は取引先と始終連絡をとり、從來取引關係ある者の紹介に依り新規の取引を開始するのが普通である。前述の分課組織中得意先掛とあるはこの事務を主に行ふ係である。

(イ) 預入

入金帳(詳しくは入金票綴込帳)に現金を添えて出納課に提出すると、出納課では入金帳に取扱責任者の検印を捺し之を預金課に廻す。預金課では入金帳より一片をとり(これが入金票に代用される)諸帳簿(當座預金元帳等)に記入の上支配人(營業部長、課長等が代理)の検印を受ける。而して後入金帳は更に預金課に廻付され同係によつて預金者の手許に渡される事となる。

(ロ) 拂出

預金課は小切手を以て支拂請求を受けると、當預元帳の残高を検し、その残高より請求額だけ削除する。この場合傳票は別に作成せずして小切手を傳票の代用とし、現金請求の場合は出納課へ、

特當等へ振替の時は特當係(預金課中にも預金の種類に依つて夫々の係に分かれてゐる)に廻付され、夫々處置されるのである。又小切手の支拂に際しては受取者から受取用紙に要項を記入した受取證を徴することあるも小切手の裏面に受取人署名捺印するを普通とす。尙預入の際他店小切手を受け入れた場合の元帳の利子起算日の選定に就ては、摘要欄に他手額を記入し、當行宛のものとして區別して利子を計算するのである。

2 手形割引

これに商手の割引と荷手の割引とがある。商手とは商取引の結果生じたもので、この點荷手も等しく商手の一種なるも、運送中の貨物を擔保とする點、支拂人が必ず他所に居住する點、又割引に際し荷手に於てはその手形金額の決定に一種の制限がある等の點が異なつてゐる。

扱貸付課が手形割引の依頼を受けると、割引料を計算し、傳票を作成の上現金支拂の場合はその出納課へ、諸預金への振替の場合は預金課へ廻付する。又この場合擔保を徴収する場合はその物件を保管課に移牒する事は勿論である。併し手形の割引は大部分當預取引者にのみ應ずるが故に擔保を徴収する必要がなく手取金も一應當預に振替入金されるから大抵貸付課より預金課に廻される事となる。荷手の場合は諸書類と引換に現金支拂或は當預等に振替へられ關係書類は支店

又はコレス先に送付される。

3 貸付

貸付も割引と共に貸出の一種なるが故にその事務連絡は割引と殆ど變らない。唯貸付に於ては必然的に擔保を徴収する爲保管課への連絡をとる事が多くなるだけである。

擔保物は今日では有價證券最も多く、定期預金證書の擔保之に次ぐ。尙貸付の信用調査は主に調査課が之を爲し、又興信所にも依頼をして資料を提供して貰ふのが普常である。貸出金の確實回収といふ事は銀行にとつては非常に大切な事であつて、昔はよく重役等の不當貸出が影響して遂に銀行の破綻を來たしたといふ事も少なくなかつた。故にこの信用調査は最も嚴密になさねばならぬ。

當座貸越の場合は契約者と貸越限度、利子の割合等を決定し、擔保物件（有價證券の時は委任狀承諾書も同時に提出せしむ）を徴收し、その物件は保管課に於て保管し、契約申込者に當座貸越約定書その他の必要書類を提出せしめて契約が成立する。契約後に於ける拂戻し、預入等その手續連絡關係は全く當預と何等相異はない。

4 爲替

爲替業務は銀行の主要業務の一で之を大別して、内國爲替と外國爲替の二種とする。従つて銀行

に依つては内國課、外國課の如く爲替業務を二課にて分掌してゐる所もあるが、多くは唯一の爲替課を以て諸取引を處理してゐる様である。従つて多少は事務の複雑も已を得ざる所であると思ふ。こゝでは今日最も多く行はれてゐる内國送金爲替についてその事務の連絡を述べて見る。

送金依頼者は備付の送金依頼書に要項を記入して出納課に現金を添へて提出する。出納課では傳票（入金の旨の）を作成して爲替課に送る。爲替課に於てはこの傳票に依り送金小切手を作成依頼者に手交するのである。

尙（1）爲替資金に餘裕を設け、（2）記帳を簡潔化し、（3）金利を有利に導く等の目的を以てなされる爲替尻の調節は殆ど便利な付替に依つて毎日一回づゝ行はれる。

支店に於ける爲替尻調節に就て一言せんに、市内支店は爲替取引を總て本店にその度毎に照會報告し、爲替業務は全て本店を通して行はれるのである。従つて支店自ら他店に對し調節を行ふことはない。地方支店に就ては本店への照會報告至難、その他の關係に依り各獨立して他店との間に爲替業務を營み、その調節も独自の立場で行ふものである。

三 内部牽制組織

1 必要及其の組織内容

我々日常生活にも過去を顧みる、即ち反省と云ふ事が必要である。況はんや複雑なる機構を有する銀行業務に於ては各自各々が分擔せる事務に對して責任を持ち、正確を期し、事後それを檢正し行員互に誤脱不正を未然に防ぐ事に努力することが必要である。今日の諸銀行の大部分では特別に檢正する役柄を定めては居ないらしいが、或る銀行には主事及監査役の麾下に檢査課（照査係）なる獨立した課があつて、各部業務、庶務帳簿、現金、保管品等の檢査の任に當つてゐる。

而して主として支配人の檢印、帳簿の突合せ等の方法によつて萬善を期してゐる現狀である。その二三について具體的な説明を試みれば次の如くである。

(イ) 各傳票は殆ど支配人（課長或は營業部長代理）の檢印を経るので不正確なものは皆無と言つても良い。而し尙萬善を期する爲各課に於て作成したる傳票は檢印後一旦全部計算課に集中される。計算課では營業終了後其の日一日に作成したる傳票を計算記帳しその貸借の一致に依り脱漏の有無を檢する。

(ロ) 傳票を檢するのみでなく、その傳票より轉記したる諸帳簿の突合せ等を行つて正確を期せねばならない。即ち當座預金の如き勘定は毎日補助元帳と總勘定元帳、傳票を照合し、又毎日残高の擧げ難いものは（例へば特當の如き口座の多いもの）照査掛（A銀行分課組織参照）が翌日傳票と元帳を照合して正否を檢するのである。

四 支店の統制について

自行全體の營業成績を向上せしめ、その基礎を鞏固にする爲には支店の統制即ち支店を確實に監理掌握する事が極めて肝要である。現代の諸銀行では次の様な方法を以てその統制に當つてゐる。

(イ) 本部業務部が支店の貸出内容につき審査し又は許可するものは極めて積極的な統制法であるが、その他各課の人事異動や日銀への預け金に就ての指令をなす事もある。

(ロ) 支店をして毎月日計表を本店に送付せしめ、又はその營業狀態を報告せしむる事に依つて本店は支店に營業方針其の他の事項を命令し得る。

(ハ) 各銀行は一般に本店集中主義をとり、市内支店は毎日營業時間終了後に本店に交換を依頼する手形を持參する。本店は之等の手形を翌日手形交換所に持參して決済する。持歸り手形中支

店宛のものは當日支店員本店に來行の時交付する。

(ニ) 前記 A 銀行はその検査部に於て、支店の業務手續書類の正否等を常に検査してゐると云ふ。

結 論

未開な土地、難關な土地を開拓し得た者が等しく感じるであらう勝利の優越感に似た感情が今の僕等にはあるのだ。實際的には全く無智だつた僕等が假令僅少なから實際業務の内容の一端にふれる事が出来た喜なのだ。併し乍ら斯様な浅い経験のみを以て纏まつた結論は得られるものではない多年の経験に依つてのみ、其の業務の改革を論じ、批評を爲し得るのである。事務の連絡に就ての改革を最も痛感し、要望する者はその業にたづさはる多年の経験を持つ行員に他ならない。

僕等は今回の商業調査により今更の如く銀行業なるものが如何に正確な、そして規則正しく組織されてゐるかを知る事が出来た。又所謂一流二流銀行が資本金の大小等に大體組織的に區別されてゐる事を知つた。分課組織も、連絡も實に綿密なものだ。

最後に僕等が危惧の念を懐く事がある。それは今日の大銀行は徒らに分課を多くしてゐるが、今

後の機構複雑化に依つて、一層の分課増加に依り、反つて事務の遂行に圓滑を缺き澁滞を來たし眞の分課の本旨を没却する様な事になりはしないであらうか。分課の増大必ずしも能率の増大とは比例しない。分課の多少は銀行の内容堅實のバロメーターとは言へない。世の中の機構は益々複雑化して行く現状だ。特に大銀行の一考すべき問題である。

又諸書類の支配人其の他の人の検印に就いても見ても、尙遺憾な點が多い様に見受けられた。支配人代理や他の行員が所謂事務的の盲印を捺す様な事はないか、一所に纏めてなすといふ事は斯様な弊害が必然的に伴つてくるものである。又營業は顧客相手に行はれるのである。現在の組織で果して顧客が満足して居るであらうか。簡単な取引でも客に數十分、時には數時間待たざるを得ない様な事務組織に缺陷なきや如何。之又考慮を要する次第である。

最後に今回の商業調査が單なる新知識獲得といふ事實以外に實社會の一端にふれ得たといふ一事に對して少からぬ價值と感謝とを捧げたい。之を結論に代へ擱筆する次第である。

青果取引より見たる

東京中央卸賣市場

食料品問題の解決は獨り保健衛生の見地よりのみならず國家財政經濟政策の最も重要な地位にあることは今更言ふを俟たない。併し從來同じ食料品にしても米穀類に關しては、政府もまた學者其他一般的にも相當研究論議せられ、之れが増産、保存、價格統制等の方法が講ぜられて居たが所謂米の主食物に對して副食物である鮮魚介、蔬菜、果實の如きは此の點に關し未だ等閑に附されて居る状態で、僅かに一部専門學者に依つてのみ研究せられたに過ぎない。

從來米が主食物と稱されて居たのは、米があれば副食物は喰はぬでも、鹽でもなめて生活して行こうと云ふ一般の低級な、且つ淺薄な考へからで、田舎に於ける生産者、お百姓さん達の天然に恵まれ、自分の手になる野菜類を食し、鹽さへあれば自給自足を爲し得て、大自然に恵まれて労働を續けてゐる者の言で、都會生活殊に大都市に於ては、其の言葉の當を得ない事は事實が明らかに物語つてゐる。

現在都市に於ける日常生活必需品と稱さるゝ物の中、米を主としてその副食物を考へる時に一人當りの費用は米の一に對し二に相當するのである。現代保健衛生の思想向上して果實の如きは從來贅澤品と稱されしものも、今や日常生活必需品として使用せられ、蔬菜にしても其の種類複雑を極め品質の改良、海外輸入等その問題多く大根と菜葉とを以て野菜と稱して居つた時代を考へるとき到底昔日の倂を感じざるを得ない。即ち都會人に限つては副食物の費用は前述の如く米の二倍にも相當するのである。又農漁村に於てもその教育の普及は漸次生活程度の向上を來し都會化しつゝあるのは事實であるから、副食物の問題は今や國家の重要部門となつたのである。青果小賣業者が拾數年前に遡つて、自己の地位及び營業状態がどうであつたかを顧みれば、隔世の感があると思ふ。日常生活に是非必要な蔬菜果實、無くてはならぬものを賣るのに、一般需要者には、「八百屋、八百屋」と下げ卑まれ、問屋に對しては代金を支拂ふて買ふお客様であるのに、殆ど奴隸の如く取扱はれて、猶且つ當然の様に思つてゐた過去を考へ、之を現在と比較して考へるならば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるのである。

我大東京に於て副食物として使用せらるゝものゝ中魚類の約一億圓其他を除いた蔬菜果實の數量は年額七拾五萬圓と稱せられ、其價額約二千五百萬圓と謂はれて居る。此の尨大なる副食物は等し

く我が青果業者に依つて五百萬市民に配給されて居るのである。

次に之等副食物の配給組織の中樞たる中央市場の内容に就て研究して見やうと思ふ。

一 物貨配給組織に於ける市場の地位

A 業務監督

中央卸賣市場は其の公益的使命に鑑み、市場開設者たる東京市及市場經營者に對しては、第一次的には、主務大臣たる商工大臣（商工省）之を監督し、第二次的には、地方長官之を監督す。

更に市場の開設者たる本市は、其の業務規定に準據して營業者の業務を嚴重に監督指導し、取引の公正と配給の圓滑とを期してゐる。

B 沿革

大正拾貳年參月參拾日法律第參拾貳號中央卸賣市場法發布せられ、之に依つて各都市の市場は各々統制せられ、現在我東京市に於ては、築地本場を初め、神田、江東の兩分場には中央卸賣市場法實施され、其の他荏原分場は建設中、淀橋、千住、巢鴨の三分場は計畫中である。

C 物貨配給取扱高

東京市に於ける果物蔬菜類の消費高は全國の約一割である。而して其の配給取扱高に於ける各市場の割合及數量、價額を神田及江東の二分場につき調査するに次の如し。

築地	三割		
神田	五割	二四二、三八一匁。	二二七〇三、三〇四圓
江東	二割	一一八、六九六匁。	六八〇七、二〇八圓

以上總數量及總價額

次に數量及價額の一日平均は、

神田	六九一匁。	六一、八三三圓
江東	三三八匁。	一九、三九三圓
又、一ヶ月平均は		
神田	二〇、一九八匁。	一、八〇八、六〇八圓
江東	九、八九一匁。	五六七、二六六圓

大體市場内に於ける配給取扱高は以上の通りである。

市場内營業者及附屬機關

市場内營業者としては、卸賣人、仲買人が居り、附屬機關としては色々な附屬營業人が居る。

イ 卸賣人

卸賣人とは生産者（荷主）の委託を受けて、其の委託物品を仲買人其他に販賣するものである。卸賣人の收受する手数料は、業務規定に依り一定され、夫れ以外の報酬は名義の如何を問はず收受する事は出来ない。之が従来の委託問屋とは實質的に頗る異なる點である。卸賣人の販賣は原則として委託に依るものであつて、買付に依る賣買は唯特別の場合（例へば薩摩芋）にのみ例外として許され、自己の計算に依る賣買を爲すものではない。併し其の販賣方法は公開の競賣に依るを原則として、定價賣又は相對の賣買は例外としてのみ許されてゐる。

現在各市場内にある卸賣人（會社組織）は七つある。即ち

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 築地 本場 | 東京中央青果株式會社 |
| 神田 分場 | 東印 ^{じょうし} 中央青果卸賣株式會社 |
| | 東京青果株式會社 |
| | 神田青果株式會社 |
| 江東 分場 | 江東青果株式會社 |

- | | |
|-------|----------|
| | 日本青果株式會社 |
| 荏原 分場 | 荏原青果株式會社 |

ロ 仲買人

仲買人は市場に於ける卸賣人を通して競賣の方法に依り買取り、之を買出人に販賣するを業務とするものである。

元來大都市に集中する大量の物品を迅速且つ多數の買出入に直接配給する事は卸賣行爲のみにては、頗困難であつて、卸賣人と買出人との中間に仲買人ありて一旦之を大量單位にて買取り、次に自己の計算にて一般買出人に對し細分撰別して販賣する事が必要である。

ハ 附屬營業人

運送業、漬物、罐詰、雜穀乾物、海産物、荒物、雜貨、蒟蒻、鶏卵、果物籠。食堂營業者等其他市場業務に附屬し、必要なものを販賣するものである。

- 一、運送業 神田市場には神田市場青果運送株式會社がある。
- 二、買荷保管業 俗に茶屋と云ひ、買出人の委託を受けて所定の料金を以て諸車、買荷及運般用具の保管を業とするものである。

三、車番 荷主の車を保管整理するものを云ふ。

二 中央卸賣市場法に伴ふ營業組織改正の理由及其の結果

前にも記した通り大正拾貳年參月參拾日法律第參拾貳號中央卸賣市場法發布せられ、夫れ迄の神田江東兩市場は其の建設に意を注ぎ、暫定市場として業務を營んでゐた。然るに暗い取引、即ち問屋（其の時分は卸賣人でなくして問屋であつた）が地方の生産者よりの委託を受けて其の委託物品を買出人に販賣するに其の値段がまち／＼であつたし、又問屋との取引は殆ど仲買人に獨占されたと言ふも過言でなく、殊に品不足と見れば仲買人に全部買占めをされて、小賣商の不利は見るに忍びないものがあつた。以上の如き取引状態なりし爲に、再三問屋側に交渉して仲買人には同一の物品を全部まとめては賣らぬこと、又荷主の車一臺積のものは仲買人に半分を賣り、残りは問屋に置き夫れを小賣商に賣ることを契約した。是れでも尙種々の不満を感じざるを得なかつたので、營業組織を改正するの止むなきに至つた。

故に神田市場は昭和拾年三月二十日に、江東市場は同年二月二十日に遂に中央卸賣市場神田分場同江東分場と改められ、從來の營業組織を廢止して公平なる値段を保たせる様にしたのである。

三 配給方法

1 生産者→卸賣人

各地方の産物は其の地方の出荷組合、縣農會、同業組合又は配給員等の手に依つて産物の選別、包装、荷造等の統一を圖り共同販賣に依り経費を節約し市場の信用を高め、また大量の需要に應じて常に取引を有利に行ひ且販路を擴張して生産者の利益を増進する爲に各生産者から産物を集合し、鐵道、船舶、或は其他の便により市場に向けて積出される。

積出される所は各地方に渉るが、東京に到着する産物で東北方面よりのものは秋葉原に、關西方面のものは汐留驛に便宜上集められる。其處からトラック等に依り築地、神田、江東等の各分場に配給せられる。其れは地方の配給員が東京に出張して行ふか、組合より直接名指しを以て各分場に送達する。

移入品や、外國からの輸入品は横濱に於て陸上げされて輸入商の手から卸賣人の手に買付される。生産者から卸賣人に送られるものは前述の通り多くの委託販賣である。荷主即ち生産者は會社即ち卸賣人に成行委託或は指値委託をする、此の場合卸賣人は正當の理由なくして販賣を拒む事は

出来ない。従来行はれて来た買付の方法に對しても規則によつて制限を加へられ特別の事情ある場合、例へば外國品の輸入、新産地との取引を開始するか、或は従来取引せざる物品に對して取引を行ふ如き場合に於て必要あれば買付が許されて居る。北海道の玉葱、馬鈴薯は慣習上如上の買付を會社が行つてゐる。此れ故に昨年の暴落に逢つて會社は大損失をまねいたさうである。

2 卸賣人↓仲買人及小賣人（買出人）

仲賣人に卸す取引の方法は公開の糶賣を原則とし特別の場合を除く外は相對賣、定價賣、入札賣は許されて居ない。即ち従來の所謂暗い（秘密）取引は原則上禁止せられ、仲賣人は其の分場の卸賣人會社より他に取引する事は出来ない。例へば神田の仲買人は神田の卸賣人から買ふことになる。卸賣人對買出人の取引も仲買人と同様、共に糶を行ふものであるが之は原則上は仲買人を通じて買出すことになつて居るものであるが、此の取引の行はれる原因は當時入荷の近在産、軟弱野菜は價格の統一乏しく、且又價格低廉なるもの多くして仲買人を通じての取引困難なれば直接卸賣人に於て特定の買出人に限り賣買取引を行つて居る。

3 仲買人↓小賣人↓市民

糶によつて仲買の手に渡つたものは従來の相對取引によつて賣買され小賣人の手に渡る、併し軟

弱野菜に至つては其の性質上少量づゝ競賣されるものが多く、江東市場のものは其の類に屬する。そこで東京市の隅々まで配給が行きわたり、小賣商の店頭に並べられ、各戸の臺所へと配給せられるのである。

4 其の他

地方の生産者から直接小賣商人に商品の送達を名指しを以てなすことは隨意に行はれて居ることであるが、近縣の生産者又は其の代理の者が出張し一定の場所又は一定の時間に賣捌くことは禁ぜられてゐる。即ち中央卸賣市場に於ける糶を眞似てはならぬ。

生産者が直接東京の市場へ品物を自ら持出して賣つてあることは差支へない。時期物を賣つて居るのを度々見受けるのが其れである。

5 一手販賣

臺灣から移入されるバナ、は東京港に積送られ、其れを昭和青果會社が獨占して自由に市場へ配給する權利を得て居る。東京市中のみならず近縣にも盛んに配出される。一手に行つて居るので之を一手販賣と言ふ。

四 糶の方法及資格

1 糶（競賣）の方法

(イ) 卸賣會社と仲買人及特定買出人との間に行はれる糶の時間は現在、午前は五時半——七時半、午後は一時——二時半までの約二時間位づゝ一日二回行はれることになつて居る。併し、其の間にも行はれることは度々ある。

(ロ) 糶は競賣であるから、一番高い値段をつけた人の手に品物は渡るのである。

競賣人は商品を一定數量又は一箱のものを、競賣關係者即ち仲買人の前へ出して、適當と認むる値段を自分で言ふか、最初から買方に値をつけさせる。するとそれ以上の高値がつぎつぎと出てくるが、競賣人が付けなければ其の人に其の品物が買はれることになる、次々と全部の品物の値段を定めて夫々、買方を定めてしまふ。

2 糶参加資格

仲買人

仲買人は全部、或一定の金額を保證金として東京市に收めて（青果株式會社なるが故に、其の

株を買ふことになる）糶章を與へられる。

特定買出人

買出人（小賣業者）の中、仲買人同様一定の保證金を收めて特別に糶章を與へられたもの、現在買出人で糶の出来るのは極く少數よりない。

五 代金決済方法

1 商品は

生産者↓（委託販賣）——卸賣會社↓仲買人（又は一部の小賣業者）↓買出人（小賣業者）

2 代金は

(イ) 小賣人（買出人）↓仲買人

これは原則として現金取引である。

(ロ) 仲買人↓卸賣會社

此の場合糶賣参加を東京市より許可された小賣業者は仲買人と同等である。

商品を糶によつて卸賣會社から買ふ時は現金賣買をすれば問題はないが、時間の都合上（取

引が忙しいので)其の暇がないから便宜上傳票で一時處理される。

仲買人が卸賣會社より買った商品を買出人に賣つてから、其の賣上代金を以て支拂資金となすと云ふ意味に於て、傳票に基き代金が支拂はれるまで會社は三日間の餘裕期日を置いてある。

(註) 傳票—これは三枚同じものを複寫式により作成し、其の一枚を生産者に送り、これに依り賣上代金を明らかにし、一枚は買手即ち仲買人に、更に一枚は手元即ち卸賣會社に保存する。

(ハ) 卸賣會社—生産者(委託者)

この賣買は例外の買付を除いては通常委託販賣であるから糶賣の後會社は仲買人よりの代金の回収を待たずに委託者へ販賣手数料を差引き、賣買仕切書及仕切金を販賣の翌日までに送付する。

この場合會社の收受する手数料は一割内外である。委託者への送金方法としては送金爲替と逆爲替(荷爲替)の方法がある。

A、送金爲替とは會社が取引銀行に委託者の居住地の銀行宛の送金手形(通常小切手を用ふ)

の發行を依頼し、之を委託者に送付する、委託者は之を名宛銀行へ持參して現金と引換へる方法である。

B、荷爲替とは販賣の委託者が(又は商品を會社へ賣渡すもの)が商品發送と同時に自己受取の手形を作成し、之を銀行に割引して賣渡す方法。

此の中荷爲替の方法は大體が成行の委託販賣であつて賣價の豫想が許されないから通常行はれない。但し北海道からの馬鈴薯、玉葱は習慣として買付に依るから荷爲替による方法が行はれることもあるが、大部分は送金爲替である。

六 仲買獎勵金

市場法準據の組織に變更されてから、糶賣が行はれて値段が明かに取極められて卸賣値段が一定される結果、仲買人の利益は五分乃至一割内外に略限定されてしまふの止むなきに至つたので、従來程利益を收受する事が出なくなり、従つて經營困難の状態に立至つた。そこで會社では幾分でも仲買人を保護獎勵する意味に於て賣上金の大體二分五厘を仲買人に割戻す方法が行はれてゐる。之を仲買獎勵金と稱する。

七 果實の腐敗した場合の處置

原則——荷主、卸賣人、運送店、仲買人等の合議の上その責任の屬する場所を決定し、適宜の處置を取るものとす。但し大體の責任の在所は經驗上直ぐわかるものである。

(A) 貨物が市場に到着した時發見した場合

市場には常に東京市より検査員が出張して居り、彼等の檢定により「既に腐敗して居た」と認めたる場合は「腐敗證明書」を作製して、之を生産者に送附して、生産者の責任となる。

(B) 貨物運送中、事故等に依り腐敗せる場合

途中事故を起して果實を打ち附けて腐敗させたり、凡て運送中の腐敗等は運送店の負擔となる、保險に入れてあると否とを問はず。

(C) 仲買人に渡つた後腐敗を發見したる場合

この時には原則として仲買人若しくは小賣人等が責任を負ふも、慣習或は卸賣人と取引者間の感情を害する様な事のない様に、卸賣人が責任を負ふを通常とす

八 將來發展の見込

東京市内に於ける果實及野菜の消費量といふものは人口が増加の割合に變化少く毎年殆ど同じであり、また各分場に於ける得意先といふものも、地位、慣習等に依り變動なき故その供給高も特に或る年のみ増加したと言ふ事はない様である。果實は天候により送荷非常に少き時も各分場への配給割合は等しいから或る分場だけが發展することは不可能な事である。仲買人が亦所屬する分場に於てのみ取引する事が許されてゐることも亦その原因の一つである。故に若し分場の發展を計らんとせば、仲買人の力に依り多くの小賣商を引きつけるより仕方なく或は生産地に於て廣告する等の方法を取らねばなるまい。然し市價も大體一定して居り又仲介人の口錢も相等しき爲此の上の飛躍的發展は望み得ない。各分場は現状維持を續ける事だらう。

生存、死亡、混合、各種保険の比較研究

第一節 生命保険の社會的意義及び目的

生命保険は凡ての保険の中最も重大なる社會的意義を帯び、又最も深き學問的研究を縦にし得べき領域を有して居ることは、衆人のよく知れる所である。生命保険は人類の殆んど總べてを網羅し人生に取り最大痛切事たるその生死を目的とするものであつて、一面には家族制の基礎を鞏固ならしめ貧富の懸隔と軋轢とを阻止し、人類の社會的理想を實現せしめ、企業の基礎を固め事業の能率を高め、生産費の公平なる分賦を圖り、信用を確保し、所得能力を資金化し、貯蓄の保證となつて其の缺陷を補ひ、投資の一方法となり人をして晩年の準備を爲さしむる所のものである。加ふるに今や人類社會に於ては、智能と勤勞とは資本の壓力と抗争し、著るしく擡頭するに至つた。随つて、其の智能と勤勞との本源たる吾人の生命を死亡年齢に對して、社會的に、經濟的に、庇護する處の

生命保険の制度が其の緊急と認識を高むるに至つたのは、當然の結果であり、又當然の經路と云はねばならぬ。

苟くも吾人が社會に生活する以上、將亦社會組織の存在する以上、生命保険は、人々の生存のためにも百も缺くべからざる性質のものであると云ふことは、疑ひなき事實である。

故に生命保険の性質は絶對的であり、意義深く、且又崇高なる人道主義の上に立脚して居ることも、吾人は等閑に附してはならぬ。

寔に生命保険は社會人類の羅針盤であると同時に、人生の金庫なることも之又決して等閑に附すことは出来ぬ。其の本質たるや、明らかに相互扶助の精神より出づるからである。

斯くの如き生命保険は、被保險者の死亡又は生存の場合に於て、保險金額を支拂はるるものであるが、今茲に之に依つて支拂はるべき保險金額が、如何なる目的に充當されるかを列擧すれば凡そ次の如くなるであらう。

- (一) 遺族の生活維持
- (二) 葬儀費、醫藥費の如き死亡に伴ふ費用の支辨
- (三) 負債の償却

- (四) 被保險者の従事しつつある事業の保護
- (五) 相續税の支拂
- (六) 被保險者の生業資金、學費、結婚費の調達
- (七) 被保險者の老後の生活安定

第二節 生存保險

(A) 生存保險の歴史

歐洲に於ては往時より、人命の長短に依つて損益の差を生ずる貸借關係が行はれて居た如くであつて、エンデマンの研究に據れば、第八世紀の頃、財政の危機に陥つた中歐の寺院中、世人に寄附金を求むるに方り、其の金額に應じて寺院の領地の一部を寄附者の終身に亘り無料で使用するを許し、寄附者は或ひは自ら之を耕作し、或は又之を他人に貸與し以て地代を收める事も出来得るのであつた。例へば、年既に初老を過ぎ自ら老後の計を樹つべき人々にとつては、其の所有財産を寺院に寄附することにより、自己の一生は地代収入によつて安樂なる生活を保證せらるゝ事となるのである。更に愛兒の將來を慮る所の親は何れも小兒の名義を以て寄附金を行ふ事に依り、その教養に

必要なる出費を免るる事が出来たのである。然しながら假令同じ千圓の寄附たりとも、餘命幾何もなき老人の寄附したる場合と、長き將來を有する青年者の寄附したる場合とにより、その使用を許すべき土地の大きさは當然異らなければならぬ譯であるが、未だ斯くの如き點までには進歩し居らざりしが如くである。若し夫れ、寄附者の年齢に應じて、相異なる生命の長短に應じて同一額の寄附金に對し使用を許すべき土地の面積に差等が設けられて居たとすれば、是即ち、より一層進歩したる年金契約とも觀ることが出来る。第十六世紀に在つては、伊太利のフロンスラツク、シエンヌ等の地方に於ては、モンテニテスピエタチスと云へる救貧實業家は實に低利の貸金を細民に融通して居たのであつて、是亦其の資本を豊にせん爲極めて興味ある條件により大衆より借款を起したのである。即ち借入金はすべて或期間（通常十八ヶ年）之を据置くものとし、其の間元金は返戻することなく、利子も亦支拂はざる事とし、若し据置期間中に貸與せし人の死亡する時は、彼よりの借入金は元利共一切返戻することなく、他方期限の滿了まで生存する貸人に對しては、極めて高き利子を添へて元金を返戻する方法を採つて居た。されば自ら老後に備へんとし、或は又その愛兒の成人の場合、必要なる可き結婚又は就職の資金を調達せんと考へたる親達は、舉つて之を歓迎し、資金の貸出を行つたのである。故に吾人は完全と云ふは不可能なるも、保險なるものは往時より行

はれて居たことを知る事が出来る。

(B) 生存保険の概要

凡そ人の死亡に方つては、必ず経済的入用を生ずると共に、又自己の長命に依つて等しく入用を感ずる地位に立つものであつて、斯かる場合に備ふる爲の手段として、茲に生存保険が生れたのである。生存保険とは或る一定の人を被保険者とし、一定の期間に亘つて保険料の支拂を約束し、其の満了時、彼の被保険者の生存の場合に限り保険金の交付せらるゝものである。反對に若し期間の経過前に被保険者が死亡し、又は保険契約者が掛金の拂込を爲す能はざる時は、拂込保険料のみ受取る事を得るものであつて、貯蓄保険の別名の存する所以である。故に保険者は毫も壯健者を選んで契約するの要なく、死亡保険の如くに診査を行ふの費用も又必要としない。然しながら保険の應用は極めて少なく保険事業としては他の死亡保険或は混合保険に比し極めて大なる懸隔あり此の種の保険は一般に子供に對して利用せられ、今日教育資金保険、結婚資金保険、徴兵保険等成年保険として行はれつつあるのみである。

第三節 死亡保険の概要

死亡保険とは、被保険者死亡の場合に保険金の支拂はるるものを云ふ。保険業者間には死亡保険よりは寧ろ終身保険なる言葉が用ひられてゐる。

終身保険の種類、仕組、特徴乃至は利用等を挙げれば左の如くである。

(一) 尋常終身 保険料は生存中、年々拂込まれ、保険金は不幸突發の際一時に支拂はるる保険である。最も低き保険料により、多額の契約が出来得る點に、此の保険の特徴がある。

○極めて少額の支出で多額の財産を遺したい人に

○相続税又は遺産管理の準備のために

○債務の負擔を遺族に残したくない者に

○使用人又はその家族に對する雇主の心盡しとして

○保険の必要を痛感しながらも、養老保険の如く比較的高率なる保険料を好まない者に

(二) 有限終身 保険金の支拂は、尋常終身と同様であるが、保険料の拂込期間が十年、十五年等と豫め定められ、保険料拂込済の後は五年目毎に保険金を増額の方法により利益分配を行ふ。斯かる保険の特徴は、掛金年限が一定せられて居る關係上、總掛

金の豫算が立ち、而もその保険料は養老保険の約半額で済む點にある。

○停年制ある職業に従事して居る人に

○事業家としての信用を永久に確保されたい人に

○老後に當然廢業しなければならないか、又は収入減少の恐れある職業に従事しつつある人に

○老後に於ける掛金を欲せざる人に

(三) 一時拂終身 契約の當初保険料を一時に拂込み、不幸の場合には、何時たりとも約束の保険金の支拂はるる所の保険である。此の保険も五年目毎等に保険金を増額する方法であつて、利益分配が行はる。保険料は尋常終身よりも割安であり、拂込に面倒なく、而も長命の場合には、利益分配に依つて保険金が累増する點に、此の保険の特徴がある。

○不定期に多額の収入のある人に

○投資に不案内なる人に

次に死亡保険契約に就いて觀るに昭和九年に於ける契約件數及び契約金額は次の如くである。

新契約高	被保険者の死亡		保険期間満了		其の他の事由に依る消滅		年末現存		
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	
(1) 136,591	316,568	12,519	24,891	6,133	7,265	58,226	114,958	715,458	1,496,186
(2) 113,268	189,476								

(單位千圓)

右の中(1)は昭和九年(2)は大正十四年であつて、新契約の件數はさまで差違なきに拘はらずその金額大なる事は、畢竟國民がよく保険の意義を覺り、より多く家族の爲にとの心より出づるものと觀ることが出来る。

第四節 混合保険

混合保険とは生存保険と死亡保険との二種の保険を混合したるものであつて、保険金は生存の場合も、死亡の場合も支拂はれるものである。即ち最初より保険期間を定め、若し被保険者が其の期間中に死亡する時は當然保険金の支拂が行はれ、更に死亡することなくして、期間満了するに至れば亦保険金の支拂はるる契約である。混合保険は廣く用ひられる言葉であるが、保険業者の間には

寧ろ養老保險の名が用ひられて居る。

故に此の種の保險を契約する事に依つて、被保險者は若し期間内に死亡する時は、保險金により未だ十分の恒産なき遺族をも維持せしむることが可能であり、若し幸にして期限の到来まで生存を完うすれば、概して夫れ迄には家産も築き上げることが出来るから其の得る處の保險金は、或は自己の養老の資本とし、或は之を資本として事業に投ずることも出来る。而して又保險者から見ると期間の一定せる契約であるから、中途解約に終る不利も比較的少なく、殊に五十歳前後に満期とする如く契約する時は、彼の病や腦溢血の如き老年者に得て起り易き病氣の血統に屬する人乃至は其の素質ある人たりとも契約して危険なきを得る事情ある爲め、亦頗る便宜ある制度と云ふことが出来る。

第五節 各種保險の比較

斯くて茲に各種保險の性質、目的乃至は長短を比較すれば凡そ次の如くなるであらう。

一、性質 (A) 生存保險 或る一定の人を被保險者とし、一定期間に亘つて保險料の支拂を約束し、其の満了時に當該被保險者が生存の時に限り保險金の交付せらるゝものである。

(B) 死亡保險 被保險者が死亡したる場合に保險金が支拂はれるもの

(C) 混合保險 被保險者の死亡又は生存の場合に保險金の支拂はれるものである。

二、目的 (A) 生存保險 一定の年齢に達した時收支調節が得られる。

(B) 死亡保險 被保險者死後の憂を解消する。

(C) 混合保險 死亡、生存の右の目的を兼ねること。

三、長所 (A) 生存保險 世に貯蓄保險とも云はるる如く充分貯蓄の目的を達することが出来る

(B) 死亡保險 最も低額たる保險料により多額の契約が出来る。

(C) 混合保險 老後の生活安定と遺族の生活維持とを享受することが出来る。

四、短所 (A) 生存保險 死亡したる場合は保險金全額を取得することが不可能であつて僅かに一部の拂戻しあるのみである。

(B) 死亡保險 被保險者自身は保險金額を取得するの利便がない。

(C) 混合保險 保險料は概して高率である。

顧みれば我國の生命保險事業は明治十四年明治生命保險會社の設立に端を發し、爾來數多の生命保險會社が誕生し、昭和十年末に於ける契約總高は實に百廿六億五千萬圓に及び、その有する總資産は廿六億に達してゐる。故にこれを資産運用の方面から觀るならば、生命保險會社は國債等の有價證券への一大投資團であると云へよう。従つて金融界、株式界は常に生命保險會社の投資方針に對して深甚の注意を拂つて居る。尙本年五月末に於ける契約高は、件數九百五十六萬七千九百七件その金額百卅四億三千九百一萬八千圓である。然しながら最近生命保險事業は低金利等の爲、又は遞信省による簡易生命保險の最高金額現行の四百五十圓から一舉に千圓まで大幅引上げの目論みあり、或は又定期生命保險なる新種保險の計劃等々により、養老保險中心の業界に早くも衝擊を與へてゐる。

之を要するに、生命保險事業は經濟上極めて重要な地位を占むるものであり、且社會公共性に富むるものであつて、吾々は充分に之を研究し可及的に認識を深めねばならぬのであらう。

貨物運送に關する若干の問題

(A) 鐵道に於ける荷物の運送便

- (一) 鐵道にて旅客に隨伴せざる荷物を運送する方法に、客車便と貨車便並に自動車便がある。
- (1) 客車便によるものは之れ小荷物と稱し、總べて旅客列車の緩急車(手荷物車)を以つて運送するものであつて、其の品種は車内設備の關係等により一個の長さ三米、容積一立方米、重量百斤を越えざるものであつて、他の物品を損する虞れあるもの、又は惡臭を發するもの、火藥等の如き危険なもの及荷造不完全なるものを除き他は總べて運送される。而して其の運賃は
- (二) 通常小荷物。(三) 貴重品、家具、空容器類、(四) 食料品、(五) 動物(魚介、蝦類を除く)、(六) 死體(七) 車輛類、等に依つて相違がある。其の取扱方法には代金引換小荷物、配達を爲さざる小荷物旅客附隨小荷物等の區別がある。

因みに手荷物は旅客に對して一等六〇疋、二等四〇疋、三等三〇疋を限り著驛迄無貨託送を爲し、著驛より約六斤以内は一個拾錢の料金にて配達する。而して上記重量を超過する分に對しては普通小荷物料金が適用される。

(2) 貨車便によるものは之を貨物と稱し、貨物列車に依り運送するものであり、一個重量一五匁迄のものは殆んど其の取扱に制限はない。

(3) 自動車便は一定の區間に限り自動車に依り運送するものであり、其の主なるものは札幌線、十和田線、常野線、岡多線、北倉線、濱名線、百鳥線、笹津線、諏訪線、龜草線、倉敷線、雲藝線、川池線、豫土線、大板線、廣濱線、岩日線、防長線、佐賀關線、佐保線、白三線、宮林線、加治木線の區間に輸送されて居る。即ち、以上を總稱して鐵道貨物運送の便別と稱する。

(二) 貨物として運送せらるゝ物品

貨物として運送さるゝ物品は、前述の如く原則としては制限されて居ないが、旅客列車にて運送せらるゝ小荷物の如く其の取扱は單純なるものでなく、次の各種の手續に依らねばならぬ。又小荷物の場合でも同様であるが、其の物品が法令の規定に依り運送を禁止されたもの、例へば發賣禁止となつた新聞雜誌の類、質造紙幣の如きは無論運送を爲さず、又一個の長さ、重量、容積及

貨車積したる貨物の高さ、幅に依り左の制限を越ゆるときは臨時の約束で取扱はれて居り、一般には取扱はないのである。

(1) 宅扱、長四米五〇、重量一五〇疋。

(2) 小口扱、躰扱、長さ四米五〇、重量三疋又は容積八立方米。

(3) 貸切扱、長さ一八米、重量一五疋又は容積四〇立方米、各扱共貨物の高さ大約二米五(約八尺二寸五分)幅二米五

(B) 貨物の鐵道受付時間

貨物の鐵道受付時間は運輸事務長に於て、狀況に應じて適宜定むる事になつて居るが、大體宅扱は午前八時より午後十時迄、又貸切扱及驛託小口扱と躰扱とは午前八時より午後四時迄は何時持參しても受付を爲す事になつてゐる。然し時間後と雖も事情に依つては受付を爲す場合もある。

(C) 貨物の扱種別

鐵道の貨物運賃は貨車の使用法其他取扱方法に依り多少の差別があり鐵道では此等の取扱上の

別を「扱種別」と稱し、此れを次の通り分類して居る。

宅扱 小口扱 廻扱 貸切扱

即ち前記の内、

(イ) 宅扱は少量貨物の運送に適し、集貨配達料を必要としない無等級の扱種別であつて、運賃は厩を以て計算し、集貨配達並に積却作業は鐵道に於て負擔をなす。故に最も荷主に便利なる扱である。

(ロ) 小口扱は少量託送貨物の運送に適する扱種別であつて、運賃は後に述ぶるが如く厩數に依つて計算し、其の貨車積込等の作業は鐵道に於て之を負擔してゐる。

(ハ) 廻扱は貸切扱と小口扱との中間性の貨物を運送する場合に適用する扱種別であつて、廻を以つて計算し、其の積却は鐵道に於て負擔する事になつて居る

(ニ) 貸切扱は大量貨物の運送に適する扱種別であり、廻を以て計算し、低廉なる運賃を以て貨車を専用して運送する扱である。而してその積却は貨主に於て負擔するものである。

(D) 貨物運賃の計算方法

(一) 貨物の等級

貨物として取扱ふ物品の種類に就ては制限がないから、上は金銀の様な貴重なものより下は砂利の様な廉價のもの、火藥類、危險品、動物等取扱上別段の注意を要するもの、非常に濶大なるものまで運送されるから、此等の貨物に公平に運賃を負擔せしめ、且取扱上の安全を期する爲めに貨物を普通等級と特別等級とに分つてゐる。そして普通等級は之を十級に分ち、最も價格の高く負擔力の多い貨物を一級とし、價格の低廉なるものに從つて順次二級三級と云ふ様に區分してゐる。従つて運賃も一級の貨物が最も高く、二級三級と順次廉くなつて居り、國民生活上必要なもの、又は公益上已むなきものには特別等級を設けて更に普通等級より割引をして居る。又一級品中の絹織物の如き特に價額の高いものは貴重品として取扱はれ、危險品に對しては包装を指定して他の品目の託送と區別して居る。

(二) 貨物の數量

運賃料金計算の基礎となる貨物の數量の單位には、厩と廻を用ひて居る。而して

一厩(二六六匁)
一斤六六七)

一厩(二六六匁)
一斤六六七)

として計算し、小口扱の一疋未満の端数は一疋に切上げ、貸切扱の未滿の疋の端数は一疋に切上げる事になつてゐる。又貨物の容積は貨物の長さ、幅及び厚さを相乗じて計算するものである。

(三) 秆 程

發驛から着驛に達する経路が一途しかない場合は、發着驛間の秆程は貨物營業秆程表に依り判用する。其の経路が二途以上ある場合は各経路の秆程を比べて其の最短経路の秆程に依り計算するのである。例へば、汐留から大阪迄の秆程を計算する場合、其の経路は東海道線のみにも依るもの東海道線を名古屋迄、名古屋より關西線を木津迄、木津より片町線を京橋迄、京橋より城東線で大阪に達する経路が最短距離であるから、秆程の計算は此の経路に依るのである。最も急送貨物にして運送列車を指定する等の爲、鐵道の所定以外の経路に依り貨物の運送をする場合は實際運送経路によつて計算するのである。又斯様にして計算した秆程に一疋未満の端数を生じたる場合は此を最後に一秆に切上げる。

(四) 貨物賃率表

貨物賃率表といふのは、運賃の割合（賃率）を掲げたものであつて、現在では貨物運賃等級表の中に在る。而して宅扱はその單位を三〇疋とし、秆は三十秆を單位として運賃を示して居り、其

の上宅扱は集配料をこめた運賃で無等級で取扱つて居る。小口扱、匙扱、貸切扱は百疋當りの賃率を、普通賃率は一級より十級まで、特別賃率は十一級より二十級までに秆程及び等級別に示してある。尤も賃率表に示してある秆程は五秆、八秆、一一秆と云ふ様に飛々になつて居るから、實際運送の秆程が此に該當しない割合はそれより數の大きい秆に當る賃率を其の運賃率であると見れば宣しいのである。小口扱貨物の重量が何百疋と言ふ様に百疋未満の端數のない場合は、前記の賃率を幾倍かすればよいが、然らざる場合は百疋迄のものは最低を六十疋とし、六十疋以上は一〇疋毎に計算し、一〇疋未満の端数は此を一〇に切上げる事になつて居る。貸切扱の場合は使用貨車の標記疋數に賃率を乗じて計算すればよいのである。此の場合に於て標記疋數に大なる疋數と小なる疋數の二つがあり、最低疋數を小なる疋數に依り、其以上は貨物の實量に依り計算をなす事に定められてある。此の場合に於て、等級表上に減匙扱の取扱をなす事が出来る様に示されて居る。貨物は上記標記疋數より等級表上に示されたる減匙數を除去したるものが、實際運賃計算上の疋數となる。運賃は斯様にして計算するのであるが、米、麥、味噌等生活上の必需品に對しては上記の様に特別等級が設けられて居る。

(E) 運送委託

運送を委託するに當つて、荷送人と運送人との間に於ける運送契約の内容證明の資に供する爲めに、運送状を提出する必要がある。然し宅扱、小口扱、廻扱の如き少量貨物があつて業務の單純化を計り、荷送人の負擔の軽減と急速運送の實を擧げんとするものにあつては、運送状の提出を省略せしめ、宅扱は電話、葉書にて、又小口扱、宅扱も驛に持参すれば直ちに委託の手續が出来る。而して貸切扱になると貨物運送状に條件を記載し此を貨物に添へて差出すの必要がなくなる。鐵道では貨物を引取ると必ず貨物の受領の證として荷送人に交付し、又着驛其の他必要の向へ送附すべき甲乙丙丁複寫の貨物通知書を作成する。右の内甲片は荷主に、乙片は着驛に送附する。俗に此を驛通と稱する。

(F) 運資支拂方法

鐵道に支拂ふべき運賃は、貨物委託の際支拂ふのが原則であるが、宅扱の様に着驛で貨物と引換に支拂ふ事の出来るもの、又は僻地にして金融機關なき爲め託送の都度運賃を支拂ふを困難とする時

には豫納の方法がある。又指定運送取扱人の如く保證金を納入し置き、特に一ヶ月間の期間毎に取纏め支拂を爲す後拂の方法もある。依つて運賃の支拂方法は現拂、着拂、豫納、後拂の四種がある

(G) 貨物の積却

貨物の内、宅扱、小口扱、廻扱は其の積却は鐵道の負擔である。其の場合に鐵道側の人に依つて爲す場合と、指定運送取扱人に下請せしめて其の積却料金を支拂ふ場合との二通りある。貸切扱にあつては其の積却をなすべき旨の通知を受けし時は、所定の積却時間である六時間内に此を完了せねばならぬ。若し之が遅れる時には貨車の使用率が阻害せられ、他の貨物の運送に支障を生ずる爲に貨車留置料として積却積却の通知を爲した後、所定時間經過後第一期一廻六時間毎に十五錢、第二期一廻六時間毎に三十錢を徴收されるのである。

(H) 貨車の封印

貸切扱貨物の積込が終り、鐵道が荷送人より貨物を受取ると、有蓋の貨車に積載したる場合は荷送人の立會で貨車の扉に封印をなし、同時に貨車に行先其の他を明記したる車票(貨車送状)を附

して發送するのである。又此の貨車が驛に到着すると、荷受人の立會を得て之を開封するのであつて、着驛で此を開く時に完全であれば、荷送人が積込を爲した時の状態其の儘であつて貨物が安全に運送せられた事が判る。然しながら萬一其の立會に於て不完全と認むる場合は、直ちに驛長の證明を要求し損害賠償に對する後日の留保を爲し置く事が最も安全である。又小口扱、越扱等は積却が鐵道の責任であるから封印の必要はないが、輸送上必要と認むる時は鐵道に於て封印し、着驛に於ては係員が開封し内容を検査し、其の際異状あるものは荷主へ通知處理を講ずる。

(I) 貨物引取手續

貨物が着驛に到着すると其の旨驛より通知があるから、其の通知を受けた翌日中に直ちに貨物を引取らねばならぬ。引取に關する手續は極めて簡單にして、貨物引換證又は船荷證券付の貨物の場合は其の證券の裏面に貨物受取の裏書をなし、其の他の貨物は荷受人の印章に依り引渡を受けるのである。而して、通知を發して翌日迄待つも荷主が引取をなさざる時には、保管料を徴收される。更に引取つて之を持去らず鐵道の上屋に留置し置くか、又は驛に持込んだ貨物を積込みもせず構内に殘存せしめて置く様な場合、其の引取を命じても引取らざる場合は貨物留置料を徴收する。

(J) 代金の引換

遠隔の人々の間に商品を賣買する場合、代金と商品とが同時に引換出來れば買手、賣手の双方にとつて非常に便利である。故に鐵道に於ては一口、二、〇〇〇圓以下の貨物に限り此の取扱を行つてゐる。發驛で運送委託の際代金引換に爲す様運送狀に記載されたるものは、所定の運賃の外に、

二〇圓迄	一〇錢	三〇圓迄	一三錢	五〇圓迄	二〇錢
一〇〇圓迄	二七錢	以上一〇〇圓又は其の未滿を増す毎に	一〇錢		

の手續料を徴收し、其の手續を爲し着驛で荷受人から金を受取つて發驛で荷送人に支拂をなす方法がある。而も着驛では代金を受取つてからでなければ品物を渡さず、又荷送人は品物の到着した事を確めた上で代金を支拂へば良い。最も安全且便利な方法である。

(K) 配達

宅扱は無料であつて、凡そ六籽位の地域迄は配達を爲す。其の他の扱に於ては有料である。

(L) 貨物託送及取引上の注意

(一) 荷 札

貨物には其發着驛名、荷送人、及荷受人の住所、氏名、並に商號、品名、箇數を明かに記載したる荷札を附する事が必要である。荷札は運送品に對する唯一の羅針盤とも云ふべきものであつて、此が附着等の事故を發生し、自他共に種々なる手數と損害を惹起する事が多い。然し貸切扱は航路と連絡するものを除き、同一貨車で全部着驛まで輸送されるものであるから、荷札を個々に附する必要はない。尙鐵道では荷主が附したる荷札の外に、更に安全を保つが爲に夫々扱に應じたる色刷の荷札を附する事に定められてある。

(二) 荷 造

貨物は其の品種に應じて完全なる荷造をなす事が必要であつて、不完全であると積却の際又は運送中の動搖等思ひ掛けぬ事故が生ずる。濶大品を積込む時は、積載高の表示なき貨車にあつては、貨車の中央部に於て三米九兩側に於て三米、五幅に於ては貨車の幅以上に積込む事は出来ないのであるが、右以上の高さ、又は幅以上に積込まんとする時でも認可を受ける時には臨時の約束により

運送が出来る。此は鐵道當局に於て運輸上の保安を考慮研究し又支障なき時に許可さるゝもので、其限度は中央の高さが軌條面四米一、幅が二米八位迄なれば許可される。然し此は何れの線路にも適用される譯ではなく、主要線路に限るのである。

金銭信託の性質より銀行預金との比較に及ぶ

第一章 總論

第一節 金銭信託の性質

金銭信託は金銭所有權の移轉を爲し受託者をして一定の目的に従ひて金銭の管理、處分を爲さしむるのであつて、先づ所有權を受託者に移轉せしめねばならぬ。

所有權を享有したる受託者は一定の目的に従つて、管理、處分を爲し、それ以外には管理、處分が出来ないのである、而して所有權は形式上移轉すれども實質は依然として委託者又は受益者が有するものであつて、運用の利益は全部受益者に屬し、受託者は單に管理處分に對する信託料を得るのみで即ち金銭で受入れて金銭で元利を返す信託である。

又經濟上の性質としては金銭信託は靜的資金にして資産家又は貯蓄を爲さんとする人が安全にし

て利殖をなさんとするものである。

第二節 金銭信託の管理、運用

金銭信託を運用方面より分てば次の如くである。

(一) 運用方法の特定あるもの——(信託契約に依る)

委託者が信託したる金銭の運用方法を特定するものにして受託者は委託者の特定以外に運用することの出来ないもので例へば、何町何番地の土地に投資するとか、五分利公債の買入とか特定するもの。

(二) 運用方法の指定あるもの——(委託者の指定に依る)

委託者が其の信託したる金銭の運用を指定し、受託者は其の指定以外に之を運用することが出来ないもので前者よりは制限範圍は廣い、例へば貸付金へとか、有價證券投資と指定したものである。

(三) 運用方法の特定及指定なきもの——(法令の規程に依る)

委託者が信託した金銭の運用方法を受託者に一任するもので、受託者は法令(後記)の範圍

内に於て此れを運用する。

(二)及(三)の場合には其の運用に依り元本補填、利益補足の契約をなすことが出来、その有無に依り左の四項に分けられる。

- (1) 元本補填又は利益補足の特約なきもの
- (2) 元本補填のみ特約あるもの
- (3) 利益補足のみ特約あるもの
- (4) 元本補填及利益補足の特約あるもの

第三節 英米日の法定運用比較

英國、米國並に我が國三國の特定指定なき金錢信託に附いては何れも其の運用には法令により制限されてゐるが三國の比較は左の如し。

英 國	米 國	日 本			
一、中央政府公債 (印度其他殖民地)	一、政府公債	一、公債			
二、市債 (人口五萬以上の市債)	二、州債及市町債	<table border="0"> <tr> <td>市債</td> <td>地方債</td> <td>國債</td> </tr> </table>	市債	地方債	國債
市債	地方債	國債			

<ul style="list-style-type: none"> 三、鐵道運河水道社債 (政府保證殖民地特別法に依る社債及優先株) 四、不動産擔保附社債 五、中央銀行株式 六、銀行へ預金 七、裁判所の監督又は命令に依れば有價證券全部 	<ul style="list-style-type: none"> 三、鐵道社債 (五ヶ年以四分利配當) 四、不動産擔保附社債 (州内價格の五割) 五、特別法令に依りたる債券 (不動産銀行債券) 六、手形 (聯邦準備銀行の買入、州内銀行信託會社引受手形) 七、銀行、信託會社へ預金 八、裁判所の命令及監督に依れば有價證券全部 	<ul style="list-style-type: none"> 二、特別法令に依り設立したる會社債 南滿洲鐵道株式會社々債 勸業債 興業債 北海拓殖債 朝鮮拓殖債 東洋拓殖債券等 三、同右會社へ擔保貸付 四、貯便貯金 五、貯蓄銀行又は特別法令に依り設立したる銀行への預金 六、其の他の銀行への預金 (認可を要す)
---	---	--

尙我が國の特定、指定なき金錢信託の他國に比して殆ど皆無の状態なのは我が國の該法規が經濟事情に適合しないのか、運用と缺點があるのか此點研究の要がある。

資 産 勘 定 (單位百萬圓)						
預金 及 現金	諸 貸 付 金					
	其他共 合 計	手 形 及 證 書 貸 付	保 證 付 貸 付	財團抵 當 貸 付	不 動 産 抵 當 貸 付	有 價 證 券 擔 當 貸 付
28	901	326	50	173	165	166
40	883	320	50	176	160	160
39	877	393	48	191	148	174
45	928	322	37	169	135	228
98	899	317	21	115	121	280
38	922	319	21	115	121	302
36	908	313	21	115	120	293
34	918	324	22	114	119	302
38	930	325	28	116	119	305
61	915	294	30	120	116	310
68	913	295	32	122	118	302
50	947	311	31	126	118	310
42	941	305	36	127	116	304
50	944	312	37	126	115	298
37	964	316	38	125	114	313
54	949	301	35	131	113	320
46	966	325	37	133	120	303
49	966	312	39	133	119	316
46	962	299	37	135	119	323

資 産 勘 定 (單位百萬圓)				年 月 同
有 價 證 券			總 計	
其他共 合 計	社 債	國 債		
434	255	94	1,421	昭和 5年12月
479	289	103	1,466	6年 "
476	277	105	1,454	7年 "
578	300	154	1,630	8年 "
806	392	245	1,834	9年 "
814	394	254	6,844	10年 1月
842	396	274	1,854	" 2月
850	395	269	1,871	" 3月
851	392	267	1,890	" 4月
867	396	271	1,919	" 5月
365	402	263	1,922	" 6月
875	403	270	1,947	" 7月
910	419	284	1,968	" 8月
913	418	283	1,932	" 9月
925	431	878	2,005	" 10月
941	438	881	2,029	" 11月
945	444	277	2,041	" 12月
950	442	278	2,052	11年 1月
970	439	293	2,068	" 2月

(ダイヤモンド社經濟統計年鑑より信託協會調)

第四節 我國信託會社の信託金運用現狀

負債 (受託財産) (単位 百萬圓)					年 月 末
不動産 信託	有價 証券 貸付	其 他 金 錢 信 託	金 錢 信 託	總 計	
28	197	7	1,173	1,421	有 5年12月
29	195	8	1,218	1,466	6年 "
30	981	10	1,220	1,454	7年 "
33	187	12	1,387	1,630	8年 "
33	209	8	1,575	1,834	9年 "
33	210	9	1,584	1,844	10年 1月
33	211	9	1,592	1,854	" 2月
33	212	9	1,609	1,871	" 3月
33	217	9	1,623	1,890	" 4月
32	227	10	1,640	1,919	" 5月
33	228	10	1,643	1,922	" 6月
33	229	9	1,665	1,947	" 7月
32	233	9	1,684	1,968	" 8月
32	234	10	1,697	1,932	" 9月
33	242	10	1,712	2,005	" 10月
33	250	10	1,730	2,029	" 11月
33	255	9	1,738	2,041	" 12月
34	256	9	1,747	2,052	11年 1月
34	257	9	1,762	2,068	" 2月

右の如く先づ受託財産は金銭信託が總額の約八割強に達し就中金銭信託の中指定あるものは殆ど其の九割を占め、特定あるものは約一割、特定 指定なきものは殆ど皆無の状態であるのは指定金銭信託が投資の方法を信託契約にて委託者及受託者合議の上適當に定むるが故に比較的多くの収益を擧げ、且つ元本の補填も契約出来るのにわざ／＼利益の尠い不特定金銭信託を利用するもの無きことは當然である。

これ等信託金の運用現状を見るに國債、社債、株式などに投資すると共に貸付業務をも營んでゐるその中公社債株式などの引受による利益が一番大きいので金額から謂つても總資産二十億圓の中この投資が九億餘圓を占めてゐる。昨今金利が低下してこの種證券利廻りの低下で信託會社投資も苦しくなつて來た。

又工場財團、鐵道財團其他財團を抵當とする貸付は擔保附社債信託制度と共に一國の産業資金を供給する重要な役割を演ずるものである。

將來の日本の爲には信託會社は國內産業充實發展の爲長期金融機關としてこの方面に全能力を發揮しなければならぬ。

第五節 社會經濟に及ぼす影響

一、經濟界に及ぼす影響

(1) 財産の保護、信託會社は財産の管理運用を完全にし社會公衆の福利増進を計りつゝあるのであつて、財産の増殖を目的とする信託、世襲的財産の確保を目的とするもの、公益事業遂行の爲信託するもの、皆財産の保護でないものはない。

(2) 長期金融機關

金錢信託の期間は最短二十年間と定められてゐるので是等を公債、社債、株式の引受又は買入或は諸種の財團、不動産等擔保として長期貸付をする。その爲前者は信託會社の勢力は投資をして投機に流れず證券市場を安定し、後者は我國産業の發展進歩に資す。

二、社會に及ぼす影響

(1) 社會の平和を増進せしむ。信託業務が個人財産の保護者であるよりは寧ろ社會人類の保護者である。即ち公益信託は其の目的が公益であり、受益者は私人でなく一般不特定の公衆であるから有産者に非ずして多くは多數の無産者である。

(2) 家庭の平和を増進せしむ。

三、政治上に及ぼす影響

(1) 政府資金の募集 長期資金の運用により公債の發行を容易ならしめ且つ地元公債の引受は地方政府財政に寄與すること少くない。

(2) 納税徴集の代理をする。

第二章 銀行預金と金錢信託との比較

第一節 法律上の比較

銀行の預金は民法上の消費貸借である。銀行は預金契約により金錢の所有權を取得し、預金者に對し同額の金錢の返還と約定利息の支拂を負擔するのであつて、所有したる金錢の使用運用につきては何等の制限なく、其の運用によりて得たる得失に付いても預金者には何等の關係する處はない即ち

預金者に對する責任は契約期間の經過と預金したる金額の返還と、此れに對する契約利息の債務を負ふのみである。

又銀行が破産の宣告を受けた場合、銀行預金者は、債権者の一部として配當辨済を受くるに止まるのである。

然るに金銭信託は運用に付きて、一定の目的にのみ管理、処分せざるべからざるのみならず。其の金銭の管理、運用に付きて常に善良なる管理者の注意を以て、信託事務を處理しなければならぬ義務が有り、之れに違反する場合に於ては信託違反によりて受益者に生じたる損害の賠償の責任がある。

又信託業法第九條の特定せざる金銭に限り元本に損失を來したる場合、又は豫め一定したる額の利益を得ざりし場合、に之れを補填し、又は補足する契約を爲したる時は信託會社は假令善良なる管理者の注意を以て處理し、猶且つ元本又は豫定利益を得ざりし場合でも補填、補足する義務あるは當然である。其の損害の擔保として豫め主務大臣の命令の定むる處により資本金の拾分の一以上の金額に相當する國債を供託し、受益者は其の蒙りたる損害の賠償に付て、其の供託より他の債権者に優先して、辨済を受くる權利を認めらる。

第二節 經濟上よりの比較

銀行預金は、保管を主目的とし運用を従とする信用擴張の投資である。従つて銀行預金は概して短期であり、又些細なる額も取扱ふのである。

之に反し金銭信託は實に管理運用を全目的とするものであるので、比較的長期で其の取扱ふ金額も大である。

而して銀行預金は銀行營業の唯一の資源であるが金銭信託は信託業の一要部ではあるが、その業務全體ではない。蓋し信託は金銭の他、債券、有價證券、不動産等各種の財産を運用し得るからである。

○手数料の比較

信託會社は受託したる信託金銭を一割にて貸付けた場合、信託報酬を控除したる運用利益は全部受益者の取得となる。

これに反し銀行預金に於ては運用に付ては預金者の關知するところにあらず、依つて運用の損益は預金者に影響せず約定利息を得るのみである、銀行は其の利鞘を所得する。例を擧ぐれば

一、金銭信託の場合

0.1	—	0.075	—	0.025
(運用貸付利益)		(受益者利益)		(信託會社所得の信託料)

二、銀行預金の場合

0.1	—	0.06	—	0.04
(運用貸付利子)		(約定預金利子)		(銀行所得利益)

第三節 結 論

信託會社は信託契約で財産の管理方法、信託期間等を定むるのが原則であるが、我が國の現在では銀行と、信託會社を區別するが爲金銭信託期間を最短二ケ年間、金額は五百圓以上と定められ銀行は短期、信託は長期、と云ふことに明瞭に分れたのであるが、爾來根本的に相違せるに係らず、銀行の定期預金と、信託の金銭信託の問題が其の分野の中心問題たるが如き感があるのは全く異様である。

それは専ら日本の銀行業が長短兩様の資金を供給してゐた變態的發達に基因してゐるので、信託

會社の出來た今日定期預金の死守は資金の本質上到底不可能である。

逆に我が信託會社に於ても聽て其の業務の發達と共に手形交換、爲替業務、信託財産擔保貸付等の銀行業務をも營むであらうか。

因みに現在及將來の信託會社の背景又は主腦部が銀行業者である點から見て益々此等信託業務と銀行業務兼營禁止の政策の壽命の程が危ぶまれるのである。

此は畢竟銀行定期預金を他の信託會社に奪はれるのを防ぐ爲めの消極的動機に基く換言すれば、自己の定期預金を自己の信託會社に振替へる爲めの兼營に外ならないとも云へる。

以 上

本邦機械工業の沿革並びに現勢

機械工業の起源

機械工業の端緒は機械の發明にある。今日世間一般に機械の起元として知られてゐるものは、一七六〇年代に英國で發明された紡績機械がそれである。次いで織物機械が發明された。

凡そ工業なるものは天然物を加工するものである。而して均一の物品を多數一時に生産するには機械を必要としてくる。此の考へを人々が持つてゐた時に丁度英國に前述の發明があり、從來の手工業を驅逐し所謂産業革命の機運を醸成するに至つた。然し産業革命は機械工業の發達を中止する程充實した力は持つてゐなかつた。だが機械工業の一般的發達を促進させた原動力はワットの蒸汽機關の發明である。又十八世紀後半に於ける鐵の精練法の進歩、機械運轉用の豊富な石炭の産出、同時代に於ける汽車、汽船の發明等は直接間接に機械工業に寄與する所が多かつた。又一八三〇年代にはダイナモ及モーターが發明され、一八七〇年頃から動力として用ひられ、漸次蒸汽機關と變

りつゝある電氣は蒸汽に比し輸送が透かに容易である長所を有してゐる。之により機械工業の發達は以前よりも一層目覺しき發達を示した。

明治維新前の本邦機械工業

其れに先ちて我が國では和蘭人の入國により大砲の鑄造研究等があつたが、天草の亂後徳川幕府の鎖國斷行の爲一時全く杜絶したが、八代吉宗の時洋書の禁が解かれたので、各藩は製鐵法を習得し反射爐を拵へ大砲を鑄造した。又歐洲機械製造術と佐賀鹿兒島藩で試み、水戸藩では造船術を研究し、其の進歩を促した。

明治に入つてからは、歐米の機械が盛に輸入された。本來機械工業は大資本を必要とする事業なるを以て、眞に發達の緒に就いたのは日露戰役以降の事である。而うして大戰に及び歐洲品の輸入杜絶に遭遇して漸く國産品製造の必要を感じ、飛躍的發達を遂げ内供給の外進んで輸出を行ふの域に達したのである。

歐洲大戰時の本邦機械工業

歐洲大戰は本邦の工業界に未曾有の好況を與へ各種工業就中兵器・船舶・機械類の製作業の發展の程は最も顯著なものがあつた。大戰の初期露國より信管の注文があつたが、我が民間工業は此の種の精密作業に習熟してゐな、かつたが此の種製造業起るに及び、多大の注文を受け新經驗と利益を收得した。又造船業は船腹拂底の爲大擴張又は新設を見るに至つた。造船業の熾盛に連り之が材料たる鑄鋼・鍛鋼の諸材料、汽罐其の他の艦裝の製造業が繁忙となつた。又綿絹麻毛等の紡績及び織物の機械類製造機等の輸入難は製品の國産を促し、製造所の新設擴張があつた。此如く兵器・船舶・諸機械類の製造が進むにより、之に要する金屬工具機械殊に工作機械の需要は頗る増加し、從來大部分の供給を外國に仰いでゐた該品の製造業は著しく發達した。

又製鐵業・亞鉛・銅等の製練業の進むに伴ひ、採鑛・冶金用諸機械の需要が起つた。又以上の各種工業用の原動機・電機等の製造も進歩し、自動車・航空機等も發達の緒についた。以上で工業の發展は峠を上りつくし、大正七年十一月休戦後造船業を最初にして衰頹に傾き、他の工業も縮少、廢業、轉業續出し、彼の好景氣は一朝の夢に歸した。機械工業に於ても概ね不振を來し、大正九年三月以後の經濟界の變動は此の事業にも重大なる影響を及ぼし、職工の整理と操短と相俟つて生産額は二三割の減少をみた。

然し電氣事業の擴張を主因として電氣機械類及、び石油を燃料とする船舶用航空用の機關等も製造する會社及軍部關係の製造を引受けた者は格別影響を受けず、依然好況を持續して來り、他の機械製造會社も二三年來好況に恵まれ、大戰以來の不況の穴埋めをしてゐる。次に其の原因たる軍需景氣を述べよう。

軍需と製作工業の將來

昭和十一年の陸海軍當局關係の豫算は六億三千萬圓である。斯くの如く軍需豫算の膨脹に依り其の前途を樂觀される軍需工業は、造船を始め機械工作・鐵鋼・炭鑛等が重なるものである。特に造船業は軍縮會議決裂後其の前途は著しく樂觀されるに至つた。軍部の受注を除いても各造船會社の注文は消化し切れぬ程多い。之は政府の船舶改善助成交付金と海運界の好況に基くのである。

機械工業は直接の軍需品注文が増加するのみでなく、軍需工業一般の活躍に伴つて設備の擴張充實等が行はれる事になるので、此れ又其の前途一段の好機が期待される。詳細は後に述べる。

製鋼業は軍需工業の中心をなすもので造船・兵器製作の主要原料となるものである。今後の活況が豫想される。

炭鑛業は最近數年來電力重工業及化學工業の躍進につれ、需要を増加したのだが、今後の軍需豫算激増見越しに連れて此の活況に更に拍車を加へらるべく、勢ひ現在の送炭高では到底間に合はるので、當然送炭増加が豫想され、幾分の市價上昇もあらうが、樂觀してよからう。

以上述べた如く軍需工業の將來は有望だが、會社によつては多少事情を異にするところのあるは免れ難い。

重工業の好況

今度の大豫算で誰よりも恩恵を受けたのは重工業資本家であらう。陸海軍合計十億五千九百萬圓の内約七割が民間工場に注文される。

陸軍の作戦資材整備費にしる、海軍の代艦建造にしる將來は繼續性あるものであるから、當分事業界を潤すものと考へられる。

重工業繁榮の材料としては、此の外滿洲及北支の經濟建設・輸出向産業の増産設備等も數へ得る併し右の中輸出産業の増産設備だけは過去二十ヶ年間の需要が多かつた結果、或は此の邊で足踏み状態となるかも知れぬ。然し他の材料は明年以後にも効果があると思ふ。

機械工業の現況

本邦「機械工作」工業は早くから發達し、一部特殊品を除く外は國內の需要を充たし、反對に外國に輸出してゐる物もあるが、元來鐵其の他金屬の不足により諸外國に比して不利であるのみならず、大戰後の不況の結果各事業の縮小により受註激減し一部會社は無配を續けて來たが、滿洲事變以來軍事豫算の大膨脹による軍需インフレ景氣で業績は著しく向上した。然し此の二期は拂込徵集や増資により資本負擔が増し、又受註も此れ迄の如く急激の増加はないから、業績好轉の度合が緩漫となりつゝある。

同じ重工業でも鐵鋼會社に比較すると配當率は低く決算は餘裕に富むから、減配に迫られる會社は殆んどないといつてもよいが増配を期待されるものも餘り見當らぬ。

併し乍ら此のまゝ業績が低下の方向を辿るかと云へば決してそうでない。今日國防充實が庶政一新國策の根幹たる以上膨脹豫算たる事に疑なく、かくして準戰經濟體制は進められるのに鑑みる時は、全軍需品の約七割を供給する民間軍需工業の前進は躍進を期待され再度の受註増に恵まれると見るべきである。

次に機械工作會社の種類を上げると、

原動機・電機・製造用機械・鑛山用機械・工具・造船・車輛・航空機等かなり廣範圍に及び、又註文先別に見れば飛行機・自動車の如く其の需要の大部分が軍部により占められてゐるものもあれば、紡績・人絹用機械の如く民間需要によるものもある。又發展性に乏しい農耕用諸機械・漁業用諸器具を拵へる會社と、將來性ある化學用又は金屬用諸器具・ディーゼル・エンジン等に主力を注ぐ會社がある。

兵器・航空機・發動機・等大部分軍部の注文を受ける會社は軍部の監督厚く、會社の内情や工場の見學等は餘程確實な人しか許されない様である。従つて次に主に化工機に付き述べる事にする。之は間接に軍部と關係あるが直接にはあまり關係ない。次に各論を述べよう。

化學工業用機械

化工機とは化學工業に用ひられる機械の總稱であつて、之に包括せられるものを工業別に分類すれば左の通り。

瓦斯及コークス製造工業。石炭液化工業。石油精製工業。肥料工業。(硫酸、石灰窒素、過燐

酸) 水素及酸素窒素工業。染料・染色工業。硫酸・硝酸工業。曹達工業。晒粉工業。硝子工業。アルミニウム工業。マグネシウム工業。人絹工業。各種纖維工業。製紙工業。油脂工業。製糖工業。藥品火藥工業。セメント工業。醸造及食品工業。其の他一般化學工業。

等之等の装置を指すのである。此の中には現在問題となつてゐる人造纖維ステープル・ハイパー製造機や、燃料國策の石炭液化の装置が含まれてゐる。

近年吾が化學工業の驚異的發達に伴ひ前述せる化工機の發達も誠に目醒しいものがある。殊に早くから發達せる製糖・瓦斯工業に於ては全裝置國産機を以て製造するに到り、更に近代化學工業たる硫酸・曹達等の各種藥品工業等にも日本独自の優秀機製作に成功してゐる。従つて各部の機器の製作に於ては歐米の水準に達してゐるが、全装置の設計・製作は未だ幾多の研究する餘地が残されてゐる。去る七月十四日商業調査で訪問した月島機械株式會社は製糖機械に於て独自の位置を占め、又人絹製造機や排酸處理裝置即ち有害な廢棄硫酸を回収する装置にも優秀な技術を有してゐる。そのである。前の如く各種化工機は各メーカーが各自己の特徴ある技術を以て優秀機を作り定評を得てゐる。

前にも述べた如く我が國は部分々々の機械は優秀であるが全装置の製作は歐米先進國の模倣時代

である。而も化工機の眞生命は全装置一貫したるものにあるのであるから、將來の發達は各メーカーの双肩に懸つてゐる。

自動車製作工業

車輛中最も輝やかしい發展の足跡を残したものは何んと言つても自轉車工業で、輸出品中常に第一位を獲得してゐた。次に來るものが鐵道機關車で、此よりずつと發展の後れたものが自動車工業である。昭和十年に於ける斯業の生産額は約一億五千萬圓以上にも達してゐる。

今細別して自動車工業に就いて調べて見るならば、昭和十年度の自動車数は約十二萬臺で昭和三年の三萬臺に比較すると九萬臺以上の増加で、毎年一萬臺づゝの増加である。尤も此は輸入増加に基く數字であるが、併しながら今後に於ける國產企業の發展を豫約する數字とも言へよう。

最近に於ては石川島・ダット等の自動車工業會社の設立を見るに至り、其他川崎・三菱等の會社に於ては主としてバス・トラックを、乗用車としては東京瓦斯電工・自動車工業に於て日夜研究製作してゐる。従つて近い將來には優秀車を製産するであらう。又最近に於ては小型自動車の普及發達著しく、ダットサン・オオタ・京三等の製品は南洋・濠洲方面に迄輸出されてゐる。

商工省では國防上、産業上の見地から、國產自動車工業の發展に力を注ぎ許可制度を設定し、一定期間内營業收益税・所得税・地方税の免除の特點、有利なる社債の發行及一定の部分品又は機械に就て輸入税の免除又は輕減等、有利なる條件の下に其の發達に力を入れてゐる。第六十九特別議會を通過した自動車製造事業法の適用を受けるのは、日產自動車・豊田織機の二社である。

自轉車製作工業

自轉車工業の發展は前にも一言觸れたが、今日全國使用自轉車数は内地のみでも約八百萬臺に上り、人口九人當り一臺といふ割合になつて居り、其の普及状態は世界第一の和蘭に次ぐものである。金額にして約五千三百萬圓輸出額は年約二千萬圓にも上つてゐる。

其の仕向地は主として、蘭印・英印・等南洋方面又阿佛利加・歐洲・南北米・濠洲等全世界に及んでゐる。輸入品は僅少なものである。

電機工業

電機工業に於ても同様經濟界の好況につれて發展した。

先づ電力業の立直りにつれ発電機・變電機等の注文は増加し、電動機・工作機械の注文も増加した。

昭和九年には輸入百四十萬圓に對し輸出は一千萬圓以上に達し、十年度にては輸出は一千二三百萬圓に増加した。

通信機械に於ても遞信省及び放送局の事業擴張、其れに滿洲國に於ける電信電話の設立に依り前途は好況視されてゐる。電氣工業中最も目覺しい發達をしたものは電球であるが、近年邦品壓迫によつて輸出は幾分減少した。

即ち昭和八年一千萬圓から、九年には八百萬圓、十年には前年度と同程度と思はれる。

機械貿易の現況

今現在の機械類の貿易狀況を述べれば次の如くである。

機械類の輸入額は大正三年に於て三千六百萬圓、輸出は六百萬圓程度に過ぎなかつたものが、昭和九年には輸入額一億四千七百萬圓輸出額は一億三千八百萬圓の大膨脹を示してゐる。

昭和十年の正確な統計は分らないが大體のところ、一億五六千萬圓の輸出、一億五千萬圓程度の

輸入が考へられる。輸出入共に増加してゐるが、輸入の増加に於ける特徴は國內の供給のみでは、其の需要に應じ切れなくなつた結果であると云へよう。

機械工業の前途

以上概念的の事を述べてしまつた、が最近の營業成績として月島機械の考課狀の一部を示す。

(第三十七期)

「當期ニ於ケル事業界ノ狀況ハ前期ヨリ引續キ活況ヲ呈シタリシニ當期ノ後半ニ至リ東京ニ二月事件勃發シ内閣ノ更迭ヲ見ルニ至リシガ新内閣ノ産業政策明瞭ナラザリシタメ事業界ハ其ノ確定ヲ見送り居ルガ如キ状態ニシテ幾分不振ヲ來セルノ感アリキ、然レドモ逸早く着手セル低金利政策ハ事業ノ振興ヲ容易ナラシメ軍備豫算ハ膨脹ハ民間軍需工業ヲ賑ハシ今後ニ於テ具體化スヘキ各種産業政策ノ如キモ悉ク産業ノ振興ヲ目標トシテ樹立セラルベク思考セラル、ヲ以テ其ノ政策ノ實現ニ伴ヒ益々事業ノ繁忙ヲ豫想セラル。

一般事來界ガ前記ノ情勢ニアルト共ニ當社ノ重要營業部門タル化學工業機械ノ需要モ亦旺盛ニシテ全期間夜間作業ヲ繼續シテ所期ノ生産額ヲ擧ゲ別項記載ノ如ク良好ナル業績ヲ示セリ。

次期ニ於テモ猶多量ノ繰越工事ヲ擁シ且ツ次期受註工事ヲ加ヘ其ノ消化ニ渾身ノ努力ヲ要スベク設備ノ増加改善ト當事者従業員一致ノ協力トニ依リ一層能力ヲ發揮シナ此ノ繁忙期ニ處シ益々社運ノ興隆ヲ期セントス。」とある。

之を見ても軍需インフレの恩恵が機械工作會社に於て如何に偉大であるか分る。従つて今後の活況の程度も各會社により相當異なるわけだが、總括的に云へば矢張りまだ好調が続くと見てよく決して悲觀を要しない。

現に大部分の機械工作會社は註文の全部に應じ切れなくて困つてゐる。程である各社共短かきは一年長きは二年以上の受註を擁して晝夜兼行の忙しさである。

外國殊に佛伊等は軍需品工業を國營化すべく研究或は實施をしてゐるが、近き將來に於て我國に於ても、現在の電力民有國營問題の如く論議さるべき時代が來ないとは斷言出來ない。

又航空機工業に就ては別に述べなかつたが、現在は無論軍需品即ち軍用機の製造が大部分を占めてゐる。

荏原製作所訪問記

商業調査第二日目は荏原製作所である。同製作所に就ては何の豫備知識もなく、且場所も未知の處として、所在を發見するのに相當苦勞した。教へられて漸く工場に達す。案外の大きさに驚かされた。例の如く受付に紹介狀を示す。今日は非常に静かだと思つたら、工場は休業であつた。奥の事務所へ行つて紹介狀を通じると、暫くして應接室へ通された。階上なので涼しく、附近の大小工場が見える。茶を出されて十分間位たつて、茶褐色の事務服を着た事務員風の人が來た。親切そうな人である。來社の採撈をして、早速質問に入る。次に其の要旨を記す。

【註】 質問は順序不なので、整理して各項目に纏めた製品について

一、當社は軍需品を製造すると聞きましたが事實ですか。

軍需品としては一割以内で、大部分は民間の註文を受けてゐます。

【註】 僕は今迄軍需品が主だと思つてゐた。軍需品は陸海軍へポンプを納入する位ださうである。

二、當社の製品はどんな種類がありますか。

ポンプ……………専賣特許「のくち式」ポンプ。

送風機……………鑛山用・ボイラー用・軍艦用。

冷凍機……………デパート等の冷房装置。

急速濾過機。

其他齒車・トラクター等。

三、其の仕向地は何處ですか。

内地・滿洲支那・朝鮮等、外國へも輸出します。

四、其の主要原料は何ですか。

鑄鐵・鐵板・丸棒・砲金・バビツド・眞鍮等です。

五、製品の特徴はありますか。

當社はポンプ工場としては世界一の定評があります。当社が製造してゐる猪之口博士發明の「のくち式ポンプ」は、明治三十二年發明された時、斯界の權威英國の「エンヂニヤリング」は之を激賞した。

六、毎日製作してゐる機械は進歩して行きますか。

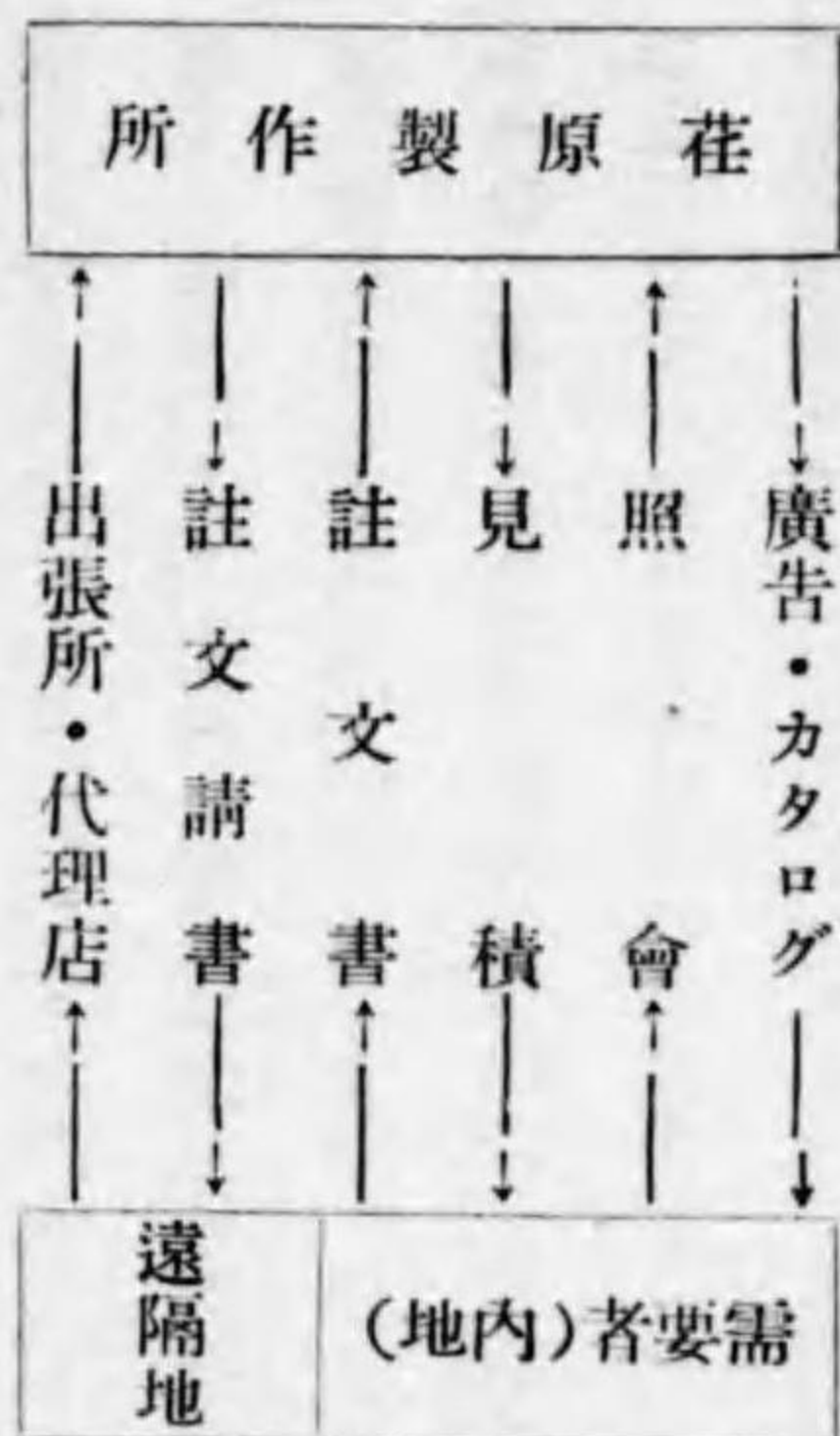
やはり進歩して行きます。当社でも研究してゐます。

七、製品の耐久力ほどの位ですか。

はつきりわかりません。

註文に就て。

八、註文及販賣の方法はどうですか。



【註】 同社は大阪・京城・福岡に出張所、内外に代理店を有してゐる。南洋興發會社からの註文もあり、海外の註文は三井物産・三菱南事に委託するものである。

九、競争會社はありますか。

電業社・西島組・日立製作所等があります。然し「ポンプは荏原」との信用がある爲大し

て競争する必要はありません。

【註】 之等の會社を統制販賣する組合はないそうである。此の競争の少い事は當社に取つて幸な所である
十、代金受人の方法はどんな方法ですか。

注文と同時に13を戴き残額は製品と引換です之には振替貯金銀行爲替等が用ひられます
十一、注文者はどの方面ですか。

都市の水道局・鑛山・耕地整理組合・發電所・精練所・建築土木工事・鐵道局等です。
十二、今迄の中で大きな注文はどの位ですか。

日本鋼管より拾壹萬圓の注文があり、又鐘紡からポンプ百五十臺の注文がありました。重
さは23噸です。

營業に就て

十三、一年間の販賣額は幾何位に昇りますか。
八一九百萬圓です。

十四、近頃工業界に於て特に軍需景氣で非常に好況であるとの事ですが、當社も影響を蒙つてを
りますか、多少はありますが大したものではありません。當社は昭和八、九年の不況時代

にも七分配當をしました。現在は一割五分です。

十五、當社に對して軍部の保護の如きものはありますか。

直接補助金の下附等はありませんが、何かと便宜を圖つて呉れます。例へば外國から外務
省へポンプの照會が來た時は當社を推薦して呉れます。

職工に關して

十六、職工は何人位居りますか。

四百人位です。十六歳から見習に採用し、四年間當社の寄宿舎に收容し、其の間學術・技
術を修業させ其の上で、一人前の本工となります。本年は十六人見習工を採用しました。

十七、職工の怪我はありませんか。

減多にありませんが時にはあります。對策として健康保險をつけてゐます。即ち一ケ月中
幾日かの給料を經營者と労働者で半分宛警視廳に積立て、體の具合の悪い時は健康保險
醫に診てもらひ、怪我した場合は、積立金の中から日給のづゝ16支給されるのです。

十八、慰安の設備はありますか。

月に一回芝居見物をさせるとか云ふ特別のものはありませんが、年二回會社の負擔で慰安

會・演説會を開いたり、會社の食堂へ補助してゐます

十九、作業時間及休日はいかゞ？

七時半から五時迄で、中食時間に三十分の休憩があります。社員は毎日、曜現場社員・職工は第一第三日曜です。

二十、機械の使用方法はどんな方法ですか。

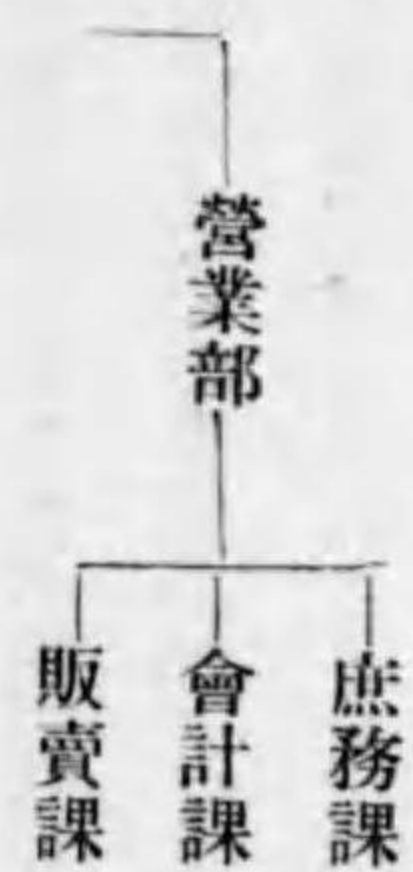
仕上工のハンマー等は借用證書を取つて貸します。若し粉失・毀損した場合は、場合により、仕末書か辨償をさせます。施盤工は一人一臺に専屬させます。

二一、當社内に消費組合の如きものはありますか。

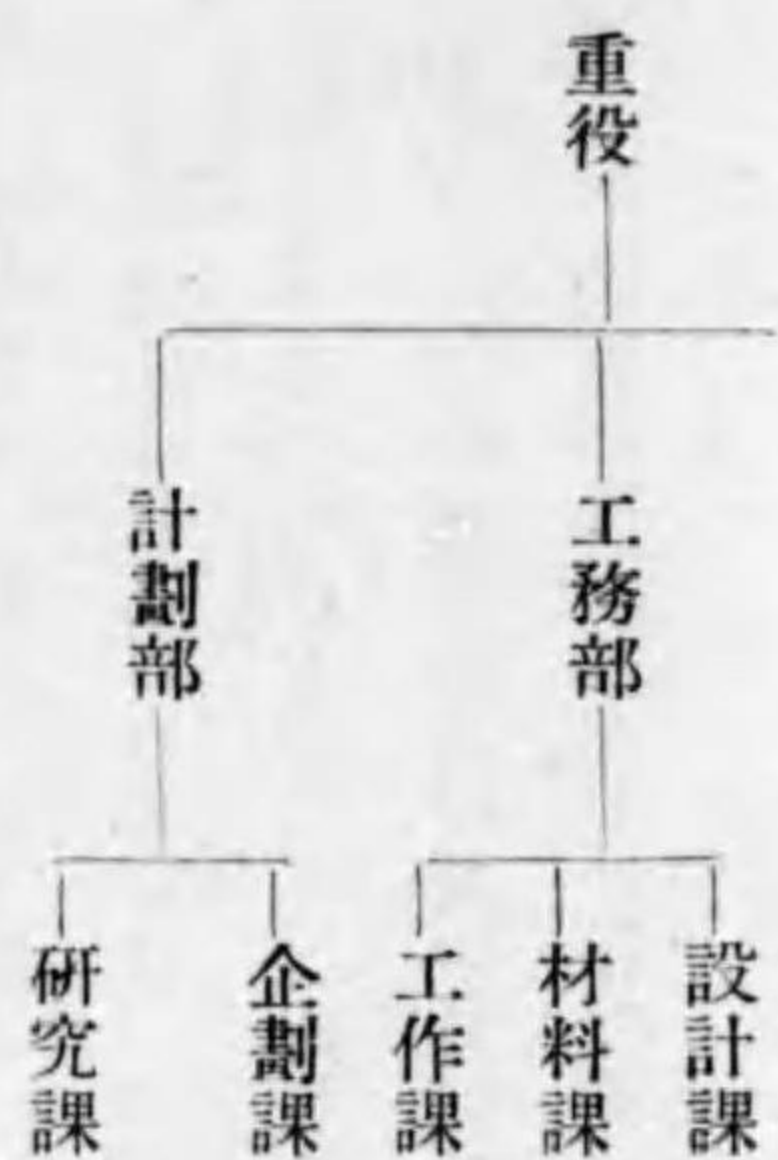
米の購賣組合があります。將來は他の物品の消費組合も設立されるでせう。

會社に就て

二二、會社の組織はどんなになつてゐますか。



尙營業部の社員は工學出身者もゐるが、經濟科出身者又商業學校出身者も勤務してゐるそうである。



二三、資本金は幾何ですか。

三百萬圓全額拂込済です。

二四、設立は何年ですか。

大正元年事務所が同九年荏原製作所が設立された。

二五、當社の製品は他會社では作れませんか。

作れません。當社は專賣特許を百近く取つて居ます。故に其の期限がきれる事も考へられません。

二六、親會社はありませんか。

ありません。眞全く獨立してゐます。だから三菱の注文も三井の注文も取れるわけで若し当社が三井の子會社であつたなら、當然三菱の注文を逃がす事となり、不利な立場となる心配はありません。

然し三井の子會社たる芝浦製作所等で当社製品を製造したなら、當然三井の注文は減少する事は明白です。三井の子會社としては小松川の鑄物工場があります。

二七、當社の將來性はどうか。

元來此の種の機械は盛々必要で減少する事はないから、又競争が少いから、順調に進むだらうと思ひます。

以上で質問を終り何かお話を願ふ。

事務の事をお話すれば當社は、手紙は全てタイプライターを用ひてゐます。而うして必ず控を取り庶務の手を通じて發送されます。タイプは五臺あります。見積書には必ず番號を附し、一切の書類は其の番號で處理し、注文を受けた場合には其れが注文番號となるわけです。決算期は五月と十一月です。

以上を以て打切り、係りの人に禮を述べて歸校す。

人造絹糸業の發達

一、人造絹糸の沿革

古來最も多量に且つ普遍的に使用せられ來つた織物纖維は亞麻・麻・綿・羊毛及び絹であるが、其中で綿・羊毛及び絹は三大纖維と稱せられ一番重要なものである。而して更に之等三大纖維の中で最も世人に珍重せらるゝものは云ふまでもなく絹である。然るに絹はその産地が比較的一地方に限られその價格も不廉であつて、一般世人に普及し難き事情にあつた。そこで科學の發達した歐洲では夙に絹の人造が企てられたのである。

人絹は最近に發明せられたのではない。既に一七五四年佛國の昆虫學者レオミュール氏は蠶が絹糸を吐く状態を観察して、絹糸は粘質液の凝固に依つて生成するものであるから、護膜又は松脂から粘汁を採取し、之を細流にして乾燥せしめれば絹糸を製出し得るであらうと述べた。故に氏は人造絹糸最初の考案者である。一八五四年瑞西人オードマス氏が纖維素に硝酸を作用せしめて硝酸纖維素を作り、この溶液から光澤ある纖維を作る事を發見し特許を得た。

次で一八八二年—一八八三年にスワン・スインバン・ポーウエル・ウエストンの諸氏は硝酸纖維素を原料として電球に用ふる炭素線を製造する研究を作つたが、スワン氏は硝酸纖維素の水錯酸溶液を細孔より壓して絲となし、次で之を硫化アムモニウムで脱硝し再生纖維素人造絹絲の製造を試したのである。氏はその製品を Artificial-Silk と稱し、絲並にそれで製作した織物をロンドンの工業化學會の集會に示した。しかし之等の發明者は何れも自己の研究を工業化せず終つた。

然るに一八八五年に佛人シャルドンネ伯爵は、遂に硝化法人絹の工業的製造を成就するに至つた。氏の方法は氏の獨創ではなくオードマース氏、スワン氏の原理に基いて光澤ある纖維を作る事に成功した。この方法は硝酸纖維素の酒精エーテル溶液を細孔より沈澱液中に射出し、凝固せしめて纖維となしそれを集めて巻き取つたのである。其後氏は一八八九年巴里萬國大博覽會にその製品を陳列し、且つ小規模に之の製造を行つて觀覽に供し大いに世人の賞讃を博した。一八九一年には佛國ブザンソンに工場を建設して盛に製造した。その製品は美麗にして廉價であつたから大いに世人に歡迎せられ、更に瑞西のスプラインテンバッツハ分工場を建設した。然しながら惜しい事には製品は可燃性にして耐水力が弱い爲賣行頗に縮少し、經營は困難となり、工場閉鎖の止むなきに至つた。そこでブザンソン工場にて専ら大規模の實驗的研究を行ひ、引火性を去る研究を進め併せて生

産費の低下に努め、遂に一八九五年脱硝法を發明し再び進歩發展の趨勢を示した。かくして該分工場開始のみならず、白耳義チュービツツ、匈牙利セバル及、伊太利パデニア、獨逸フランクフォードに新工場を設けた。之が人造絹絲が初めて工業的事業となつた端緒である。

然し此の方法では猶種々の缺點が伴ふので之を改めるため擡頭して來たのは銅アムモニア式で、遂に硝化法を壓倒するに到つたのである。酸化銅アムモニア法とは纖維素を酸化アムモニア溶液に溶解してこれを紡絲液としたものである。この方法は一八九〇年佛人デブシー氏に發明せられたが大成半ばにして死去した。然るにウルバン氏は同年に紡絲機械の特許を得、一八九五年フェライニージェテ・グランツストッフ會社を設立した。この特色は火に對する危険なく、且製法簡單にして比較的廉價に生産せられた事である。次で出現したのが現在各國に最も廣く採用せられてゐるヴィスコース式である。ヴィスコース式は一八九二年英國のクロウツス、ビバン及ビドルの三氏に依つて發明せられた。この方法はアルカリ纖維素を二硫化炭素の作用に依つて纖維素ザントゲン酸曹達とし、それを水に溶解して得るコロイド溶液をヴィスコースと稱し、それを紡糸液となすのである。而してスターン氏はヴィスコースの凝固液に就て研究し、凝固劑として鹽化アムモニウムを使用する特許を得た。此の方法によると原料は主にウッドパルプであつて、その原料は極めて低廉である上に其の製

造行程は前二者よりも比較的簡單である。故に現在最も廣く行はれ世界第一の人絹會社と目せられる英國コールドウルド會社が、一九〇四年に此の方法を採用したものを初とし世界各國之に倣ふもの多く、我國の人絹會社も亦多く之によつてゐて世界全生産量の約八割七分は本法に據る様になつた。ヴィスコース式方法は價格安く、品質優良なる點は前者のいづれよりも勝つてゐる。

然るに以上三種の方法より作られたる絲は何れも纖維素人絹であるから耐水性に乏しい缺點があつた。そこで一つには之を除く爲と他にも種々の理由があつて更に幾多の製造方法が考慮せらるゝに至つた。その中で最も重要なものは錯酸素纖維法即ち醋酸纖維を素有機溶劑に溶解し、之を紡絲液として絲を作る方法である。之は一八六五年シュツヅエンベルゲン氏によつて試製せられ、一九〇五年マイルス氏によつて工業的に確立せられた。現在では英國のセラニーズ會社、米國のラントロン會社等が同法に成功してゐる。人絹の凡てが再生纖維なるに、此式のみは纖維素の誘導體なることが異なる處である。錯酸素纖維の一般の性状は天然絹絲に類似し、耐水性及耐火性に乏しき人絹の一大缺點は除かれたが、製法の複雑困難なる事と生産費の嵩む爲に未だ工業的に最も有利なる事を證するに至らないが、漸次研究が重ねられ人絹工業界に一新機軸を拓くことであらう。

既述の通り現在行はれてゐる人造絹絲製法は四種類あるが、その原料は全部植物性であるから、

動物性である生絲との間に隔りを有するものであるとの見地から、人絹の原料を動物に取らんとしてその方法を研究せるものもある。即ちカゼイン・ゼラチン其他蠶の有するフィブローインから取る方法が工夫せられたが、未だ科學研究室内の製法に止まつて工業的には成功してはゐない。

二、日本人絹工業の發達と世界的地位

日本の人絹製造が工業化されたのは大正七年頃に始まり、當時年産額僅に拾萬封度のものが昭和二年頃より急速なる發達を見、昭和四年以降六年迄の約三ヶ年間は著しき増産の結果往々需給の均衡が失はれた。他方世界的不況の影響を受け消極的對策として、日本人絹聯合會（帝人・旭・東洋・日本・三重・東京・昭和・倉敷）の決議により、數回に亘り壹割乃至貳割の減産又は強制輸出を行ひ、需給の調節を計つた。更に積極的對策として、各製造家は劃期的努力の下に諸機械の高速度化、工程の簡易化、電力及藥品の自給、擴張による大量生産等凡ゆる合理的改良を實行した結果、品質を高め原價を低下せしめ、遂に海外諸國の追隨を許さぬ強味を持つに至つた。昭和六年末金輸出再禁止後諸般の情勢が輸出に有利に轉換したので更に一層の飛躍的發展を見た。此の如き形勢の下に昭和七年以降計劃せられた新設會社は既に其數二十有餘であつて、既設會社と合して三十を超ゆる有様とな

つた。而して昭和八九年の増産は主として既設會社の擴張の結果であつた。

一昨年（昭和九年）の生産高は約一億五千三百萬封度で、製造が工業化されて十七年間に一千五百倍に増加し、昭和八年度の生産高に比し五割強の増加である。而も昭和八年度に於て九千九百四十二萬八千封度の生産高を以て、英、伊、兩國を抜き北米合衆國に次ぐ世界第二位の人絹生産國の地位を占め、昭和九年度に於ては前年の好調子に引續き異常なる躍進をしたのである。則ち本邦は優秀なる技術と合理的經營に加へ低コストと爲替安との武器を以て、輸出の進展並に、國內需要の激増により尨大なる利潤の獲得となつて、各方面の注目を集め紡績・毛織・肥料業の兼營計畫相次ぐと共に、新設計畫は又雨後の筍の如くに簇出し、既設會社の増設計畫の逐次完成と相俟つて、九年度世界生産高約七億七千萬封度に對し、一億三百萬封度で世界生産高の約二割を數へ、北米と世界第一位を競ひ、又品質に於ては世界第一位、消費に於ても同年末獨逸を抜き世界第一となつた。近時生産過剰の聲が高いが製品を海外へ輸出し、同時に内外の新需要を開拓しつゝあるから、萬一生産過剰の傾向を現はすともそれは一時的の問題で、前途は決して悲觀を要せず、更に一層光輝ある將來が存するものと確信する。

原絲生産高は輸入の八割減に對し、輸出は實に十七割の増加則ち三千三百萬封度である。人絹織物

昭和八年度の總生産額は一億九千萬圓で之の中五割は海外へ輸出され、昭和九年度に於ては二億九十七萬二千圓にして、此の中輸出總價額は一億一千三百萬圓に達し、本邦輸出品の大宗は綿織物、第二位が生絲（昭和八年迄は生絲が第一位）人絹織物は第三位を占め、驚くべき躍進振りをなし、正に産業界の花形として絢爛たる人絹時代を現出したのである。

三、生産過剰より品質の良好へ

昭和十年度下半年後より生産過剰のため聯合會は各社三割五分の減産を行つた。各社は三割五分の機械停止損により本年六月日濠貿易問題からステープル・ファイバーの製造に努力をしてゐる。

又生産過剰より各社は高級人絹へと轉向を行ひ盛に研究を行つた結果、元來の人絹の如き強度の弱きものも必要に依り天然絹絲の二倍迄の強さを與へる事も出来るし、仲度も亦天絹に劣らぬものが作られ得る様になつた。耐水性の如きは實用上問題にする必要な迄になり、光澤も自由に調節が出来得る。即ち高級艶消マルチ絲であるが之は天絹の長所とする絲内に穴のある事で、之を人絹に製造する事に成功した。穴中に空氣のある事が弾力を強くし、皺もよらず保溫性も十分有り、重量は軽く光澤も溫雅な艶消で仲のある高級織物用人絹たり得る。元來人絹の水に弱い事、絹鳴の無

い事は既に一掃され、今回の研究の結果元來の短所である保温性の少ない事、重量の重い事も改良され、又光澤も自由に調節出来、強度も有り、天絹の長所をそなへ而も安價となり得た。之の絲は主に織物・メリヤス等に用ひられ、用途に従ひ夫々必要な資格を絲に與へる事が出来る點が、天然纖維の企及し得ない長所である。この絲に依り製造せられたものの中には天然絹絲より高價なものが出来てゐる様な勢である。

五、原料問題

近年世界的に人絹の性質が十分理解せられ、其の用途は九年度以降非常に増加した。殊に我國の人絹は、その品質の良好とコスト安と爲替安との波に乗つて輸出は實に非常なる勢で増加し、全世界市場に進出し好成績を揚げてゐる。コストは日本が一番安く、アメリカの約二分の一、伊太利の六掛で。日本を三とすると、伊は五、米は六の割で十年の輸出は世界第二位、本年末には恐らく第一位となるであらう。

此に於て人絹製造家は世界的に特に世界第一を誇る米國が最も打撃を受けた。米國は市場進出不振となり爲に我國人絹原料たる木材パルプを輸出せずして、自國が市場を獨占せんとしてゐる。元

來我國に於て北海道・樺太に於てもパルプは出来るが少量で品質良好ならず、紙の原料のみに過ぎず人絹パルプとしての使用が不利で、北米・カナダ方面より我國生産原料高の約八十パーセントが輸入されてゐる状態である。

而して本年日濠通商問題の結果羊毛の自給自足をステープル・ファイバーに依り行はなければならなくなつたのである。此の原料も又木材パルプで北米・カナダ方面より輸入されてゐるのである。北米に於て此のパルプを輸出せぬとせば我國は人絹・羊毛工業の國家的一大問題となり、軍人を初めとし、サラリーマン學生等の衣服は今日の如く安價では得難くなる。

近年獨逸に於ては牛乳よりステープル・ファイバーの原料纖維を發見するに至り、又海草よりも纖維が取られると云ふ様な勢である。日本に於ても原料解決手段として纖維發見に努力した結果、廢物に近い麥藁より見出す事が出来たが、品質悪く紙の原料に過ぎない。而し原料は木材パルプでなく他に立派な原料が發見せられる事であらう。日本の人絹及ステープル・ファイバーの將來を考究した王子製紙會社其他大製紙會社では北滿地方に盛にパルプの製造に従事し、原料問題を解決しつゝある。近年我國の曹達工業が發達し殆んど苛性曹達の全部が國産品で供給せられてゐる。曹達工業は近代軍事上缺くべからざる事は記す迄もなく、此の發達に刺戟を與へ平時之を一層發展

せしめパルプ問題の解決を行ふべきである。

五、人絹工業の將來

人絹工業の急激なる伸展振りは實に空前の産業問題にして、正に人絹謳歌時代を現出してゐる有様である。即ち人絹を使つた織物は弱いとか、洗濯に耐えぬとか云ふ觀念的誤謬は最近大分解消されて、價格・品質から見ても實用的で殊に現代の如き流行の變遷が激しい時代に、被服原料として最も適切であると一般大衆から歓迎せらるゝに至つたのである。此世界的な不況時代に歐米の婦人が美服慾を適當に満足させて居るのも人絹織物あるが爲で、我國婦人服も九〇%までぐらひは人絹との交織である。更に購買力の一層低い英印・蘭印又は支那邊の大衆にとつては綿布や本絹布に代る日常の必需品であり、阿弗利加砂漠の黒人は此の織物の出現によつて過去何千年來の裸體生活より衣服を纏ふ生活へ轉じつゝある。

更に内地向の錦紗・御召・紹・羽二重・壁・ボイル・ジョーゼット・縮緬・朱子・婦人帶地等雜多な種類があつて百貨店でも人絹織物を標榜して堂々と販賣する有様で、之は品質が向上し眞に値打のある事が一般消費者に徹底した證據である。

従つて世界的に見ても益々需要の増大する事疑なしで、世界の他種纖維の生産高即ち棉花の百十億封度、羊毛の三十六億封度に比して人絹は漸く七億封度を出たのみで前途は洋々たるものがある。この興味ある人絹工業の將來に就て技術的見地より考察して見るに、先づ品質の點より見ても耐火性に富み耐水性の如きも海水着もある程で、強度も必要により天然絹絲の二倍まで與へることも出来るし、伸度も亦天絹に劣らぬものが作れるのである。又光澤の如きも自由に調節出来るが伸縮性、保温性等の點については猶改良を要する點があるのである。

次に需給關係より觀察するに、一九二六年に於る人絹生産額は英・伊兩國を抜き北米合衆國に次ぐ世界第二の人絹生産國たる地位を占めたが、昭和十年に於ては二億一千万封度の生産があり北米合衆國と世界第一位を競つてゐる。而して此の内約五割は輸出される。その輸出先は中華民國・印度・南洋・濠洲・南米・アフリカ等の諸國で之等は好適なる市場で日に隆盛に趨いてゐるが、濠洲の關稅引上の爲その對應策として當業者は人絹輸出統制を行ふ事となつた。

然るにかくも有望なる人絹工業の發達に對し、その圓滿なる進展と關連して將來の發達を阻止する問題として大いに考慮すべき事項が残されてゐる。即ち

一、人絹織物消費稅の撤廢問題

二、火災保險率問題

三、鐵道運賃引下問題

四、關稅引上に對する國家援助問題

以上の四問題である。今や斯業の發達の過程に當り、本邦に於ても該問題を速かに解決して、人絹工業を完成の域に達するまで凡ゆる手段を講ずる事は最も重大なる事である。これ等の諸問題に就ての詳細は後日に譲ることとする。

日濠會商とその影響

一、日濠會商の經過

一昨年（一九三四年・昭和九年）時の濠洲外務大臣ジョン・ジューサム氏が我が國を訪問され、其の答禮として昨昭和十年我が出淵勝次大使が濠洲を訪れた。彼方からカンガルを贈つて呉れたお禮に丹頂の鶴が赤道を越へて送られもし、又日濠官民座談會・經濟視察團等に依り大いに和親は増進せられ、國民の輿論も又良好の道を辿り、小學生の成績品交換・兩國學生間の交通が行はれ、最近における兩國の親善的空氣は大いに濃厚なるものがあつた。斯うした空氣の中に日濠會商は昨年二月から濠洲の首都キャンベラで開催せられた。然し、途中英國故ジョージ五世陛下のシルヴァ・ジュビリーに濠洲政府首腦部の一員として會商の首席代表ガレット通商條約大臣が參列して永く英本國に在つたので、其の歸國を待ち比の正月から再會せられた。

日本が濠洲に對して大正七年以來の著しい入超國であるから、大事な得意に對して無理な註文もすまいとかなり樂觀視され、而して日濠新通商條約案の大綱が出来、此の條約を通して日濠經濟提

携共存共榮は兩國の前途に一大光明を與へるのも近くに至つてゐたのである。

然るに、會商は中途から話が煮え切なくなり、急激にも百八十度の轉回を敢へて爲すに至り決裂状態になつた。さうしてゐる中に四月二十九日濠洲の議會が開會せられ、閉會の前日五月二十二日一般關稅の引上と對英特惠稅率の引下案が提出せられ、即決、即日實施となつたのである。

二、濠洲關稅引上の理由

濠洲に日本商品が最廉にて輸入されるのは同國の生活に取つても最も都合良く、尙ほ内國産業の妨害にならぬ點からも日本品は最も歡迎されるべきである。然るに我國の綿布・人絹製品に新課稅方針を示したのは何故であらうか。新通商條約によつて濠洲の羊毛・小麥等の日本輸入が日本から濠洲に保證されると共に、日本から濠洲に輸出する綿布人絹その他も優遇さるべきであるのに、俄然條約成立の問題で破たれたのは、濠洲は政治的にも、經濟的にも、母國たる英國に最も大なる依存關係を持つが故に、本國に對する濠洲の思惑からであると思はれるがもつと直接な原因がある筈である。即ち最近の日本南進論が一般濠洲人を恐怖せしめたこと、二月英國遣濠使節團が邦品防遏を策動したこと、即ちその團長アーネスト・トムソン氏が發せる聲明に「濠洲は日本品の輸入に對して割當

制を適用すればよい」と述べたこと、次は日本經濟は濠洲羊毛を不可缺とするが故に其の輸入制限を爲し得るものではないと濠洲が確信するに至つたこと等である。併し濠洲にとつて最も重大な點は日本と英國とのどちらがより生命線であるかと云ふことである。軍事的政治的理由を除き經濟的に見るだけでも濠洲は英本國に深い依存關係を持つてゐるのである。

濠洲重要生産品の凡そ八割と云ふものは英國に輸出せられる。そこに濠洲經濟の英國に對する強い依存性を發見することが出来る。

(A) 濠洲の對日英輸出

輸 出 總 額	百萬濠洲磅	% (再輸出を含む)
英 國	一〇二	一〇〇・〇
日 本	六三	六一・八
	一一二	一一・八

右の如く濠洲の輸出は其の六割二分が英國に向けられるのに、日本へは僅かに一割二分である。

濠洲産のバター・チーズ・烏卵・牛肉・仔羊肉・羊肉・兎肉の輸出は其の九割四分（七百五十萬磅）果物類は七割四分（三百七十萬磅）大麥・小麥は五割四分（六百五十萬磅）小麥粉・砂糖・葡萄酒は四割

二分(三百二十萬磅)が夫れく英國に輸出されるのである。

(B) 濠洲羊毛小麥の輸出(單位百萬濠洲磅)

一九三四三十五年	對日本	對英國	總額
羊 毛	九	一六	三九
小 麥	二	六	一二

羊毛は總輸出額三千九百三十五磅の中、英國へ千六百萬磅(四割一分)日本へ八百七十萬磅(二割二分)を輸出し、小麥、は總額千六百四十萬磅の中、英國へ六百四十萬磅(五割五分)日本向け二百二十萬磅(二割弱)である。濠洲にとり日本は英國に比するとあまりにも貧弱な輸出市場である。出超尻に於ても英國の敵ではない。英貨磅で、對英輸出に五千八十萬磅、輸入の三千八十萬磅を差引くと二千磅の出超となるが、對日輸出は九百六十萬磅、輸入四百六十萬磅を引いて五百萬磅の出超にしかならないのである。

三、濠洲關稅引上實施

右の如き事情を考へ來つた濠洲政府は本年五月二十二日抜打的に即日實施を以て對外國關稅率の

引上げ、對英特惠稅率の引下げを行つた。濠洲の前關稅法によれば英國綿布は日本綿布より約二割五分も低率で輸入し得。るオツタワ協定により英國は特惠待遇を得てはゐるが、日本綿布はこの二割五分の差別關稅の障壁を越えてどしどし輸入され、英國品よりも安いので壓倒的勢力を獲得するに至り人絹製品も略同様の進出振りを示した。故に對外國關稅の引上げば、濠洲輸入の實情から云つて日本品の抑壓を目的とすることは言ふまでもない。

濠洲新舊關稅

原 價	一、未晒綿布		(備 考)
	日本	英國	
原 價	一四・〇	二〇・〇	1 無地一平方碼CIFの値段
舊 關 稅	三・五	二・〇	2 英國品は日本品との近似品
新 關 稅	二九・〇	三・五	3 一片を七錢として換算
二、人絹布(鹽瀨)			
原 價	三三・〇	六〇・〇	
舊 關 稅	二三・〇	一二・〇	
新 關 稅	六三・〇	一〇・五	

かくの如く日本品は濠洲に於て到底英國品とは競争し得ない程の關稅を課せられることになつた。尙ほ濠洲政府は別に八十六商品に輸入許可制を実施することとなつたが、英國品にはその適用がないのである。濠洲は米國品に對しても輸入制限を行ふものであつて、今回の輸入制度の改正なるものは、何も日本に對して他意あるものではないと云つてゐるが、次表を見ればそうでないことが判る。

濠洲織物輸入

	一九三四—三五年度	日本	英國	總額(千英磅未滿四捨五入)
綿織物	九三〇(一八%)	三、九七八(七八%)	五、〇八七(一〇〇%)	
人絹物	一、三九一(六〇%)	七二五(三二%)	二、三三五(一〇〇%)	

綿布の輸入に於ては英國品が七割八分、日本品が一割八分であるから、日本品は何でも無い様ではあるが、英國に次ぐ競争者である上に且累年増加の勢にあり、又金額の増加率以上に數量の殖えること、即ち廉價の競争力の強大なる日本品の來ることが英國にとつて恐ろしいのである。人絹布は、英國が三割一分に對し、日本品は六割も入つてゐる。數量にすれば英國品が總輸入の一割四分に止まるのに、日本品は七割も輸入されてゐる上に増加率が極めて著しいのである。

四、日本の對策

日濠會商は遂に決裂となり、關稅改正法案の實施に依り我が政府は最早條約交渉も打切り對濠報復決意をなすに至り、濠洲羊毛の輸入税を新設し、濠洲小麥に對しては日滿共同戰線の下に新形式の經濟ブロック結成により之が輸入制限をなすに至つた。和協から應戰へ——日本側も百八十度の轉回である。濠洲政府の人絹及び關稅引上げの暴舉に民間當業者の輿論は極度に硬化し、左の如き報復手段を以て對抗すべしとなした。

(A) 通商擁護法の發動

本年二月二十日、突如ガレット大臣は我が代表村井シドニー總領事に對し、日本品が餘りに低廉であるため、現行從價税にては關稅收入が減少するの理由によつて、綿布及人絹布に對し近く高率の從量税を賦課するであらうと語り、次いで三月十日には濠洲側より高率從量税賦課緩和の代りに濠洲への本邦綿布及人絹布を年それ〴〵五千萬平方ヤード及二千五百萬平方ヤードに自制する様求めて來た。これに對し我が方は通商關係の大局より濠洲側の不滿な點と思はれる本邦人絹の急激な値下りに對する應急策として、濠洲向人絹布に高率の輸出統制手數料を徴しその價格を吊上げ、な

ほ彼の要望に副はんがため、見越輸出防正の目的をもつて當分の間新規註文を取らざることとなす等、出来る限りの協力を惜まなかつたにも拘らず、五月二十三日關稅改正案を實施し、且綿布人絹布を含む八十六品目に輸入許可制を併用した。この關稅改正により我重要輸出品である綿布及人絹布は殆ど禁止の高率の課稅を受くるに至り、對濠貿易は非常な打撃を受くることとなつた。

我が國は通商條約交渉開始以來常に協調的態度をもつて妥協に努めて來たのであつたが、濠洲が斯る禁止の高率關稅を賦課しその上に輸入許可制を採用し本邦品を防遏するに至つた。然し我が政府は出来るだけ對抗措置を避け外交手段により先方の反省を求め、濠洲政府が日濠關係の大局よりすみやかに不當なる新關稅を撤回し、並びに新關稅及輸入許可制度を固執する限り、我が政府は或る措置を行はざるを得ない旨を申し入れたが、僅かに既約品に對する特殊取扱方を提示したるに止まり、綿布及人絹に對する新關稅及許可制を固執した。即ち新關稅及許可制は撤回出来ないが日本側が擁護法發動を猶豫することを條件として交渉を繼續したき意向であつたが、日濠貿易關係が過去十數年にわたり我國に不利な上に、新關稅法による壓迫的事態の下に交渉を繼續することは不可能なるため、前記の通り濠洲政府の反省を求めたが應諾に至らない爲め擁護法の發動となつた。内容は濠洲に於て産出し、又は製造する物品に對し輸入許可制及び輸入稅の増課を行ふとともに

輸入許可制に伴ひ輸出許可制をも實施するものである。輸入許可制の適用を受ける物品は羊毛・小麥・小麥粉であり、從價五割の輸入稅増課を受けるものは牛肉・バター・コスデンスミルク・牛脂などで、輸出許可制の適用を受けるものは羊毛・毛ボロ・毛屑などである。

もとより今回の擁護法發動は濠洲政府を反省覺醒させるものであり、眞に日濠通商關係の依存を知り、新關稅法を廢するならば、何時にても我が國は昨年カナダに對してなしたと同じく同法の發動を停止する用意がある。我々は濠洲が其の非をみとめ、わが國に誠意を示すに至るまでは、あくまで官民一致同國の非を攻撃しなければならぬ。

(B) 濠洲以外の諸國よりの羊毛輸入

我國の如き地域狹少天產不足原料の供給を他國に仰ぐ國柄にあつて、一國依存の輸入は有事に際し甚だ危險である。故に今次の濠洲問題に際し、濠毛偏重を避け、適當なる分産をなすのは極めて必要なる事である。即ち昨年度の羊毛輸入總額八十一萬俵中の九割五分を占むる濠毛七十六萬俵を其の三分の一即ち二十五萬俵に減少しその不足分を差向き南阿・アルゼンチン等に求めんとするのである。而して片貿易調整と本邦輸出の進展を期してゐるが、貿易協會では此の機會に從來から兎角等閑視されてゐたイラク及ベルシヤ(イラン)羊毛の買付方を羊毛工業會其他關係方面に交渉す

る事となつた。即ち我が羊毛工業家は從來から餘り濠毛を頼り他國羊毛を顧みなかつたが、研究次第で今後それ等の地方から相當輸入し得る可能性があり、之に依り我が國と片貿易にある兩國から輸入すれば、輸出貿易進展のみならず、吾が羊毛工業に一契機を制するであらう。而して又此の機會に滿洲、朝鮮、北支及我内地の牧羊獎勵政策が一層促進せられなければならない。

(C) 純毛洋服着用を制限し、國産絹織服又は混綿洋服着用の宣傳・獎勵

(D) モスリン代用としてステープル・ファイバー織物の使用獎勵

ステープル・ファイバーの飛躍的進歩はモスリン原料としての羊毛需要を漸次減少せしめてをり、羊毛の輸入制限を強行してゐるドイツの例に徴すれば背廣服の殆んど全部に二割内外のこれを混ぜてゐる。此の混紡技術に依つて或る程度の壓迫を免れ得るものと思ふ。我が國昨年度のステープル・ファイバーの生産額は六百五十萬ポンドで僅か世界産額の五パーセントにすぎない。然し今年に入つてから設備もふえて四月現在の製造會社は十五社、日産能力は五十トン、主なるものは日東紡の十二トン、新興人絹の十トン、ベンセルグの七トン半、大日本紡の四トン半である。かくステープルは非常時救援の使命を全うし、併せて貿易尻バランスを良好し、國民經濟に貢獻し得るものであるから今後大いに發展させなければならぬ。

五、對濠報復に協力した滿洲國の通商擁護法

我が國は濠洲の新關稅法に對し、輸入許可制を實施し、新羊毛の開市期日を目前に控へて濠毛關係者に多大の打撃を與へ、また濠洲小麥の輸入制限は同國小麥業者を脅威したのはいふまでもない。然し濠洲小麥並びに小麥粉に對しては、我が國が擁護法を發動しても滿洲國と共同して濠洲品の輸入防遏に努めない限り、其の効果は比較的薄弱である。濠洲製粉の滿洲輸出は目覺ましく、其の上我が國に濠洲小麥が杜絶した爲め、滿洲に對しダンピングを行ひ、滿洲國の同産業に多大の脅威を與へるに至つた。このダンピングを抑へ、國內産業の保護發展を計る上からも濠洲産小麥及小麥粉に輸入許可制を實施したのは誠に適當なる措置である。我が國が通商擁護法を發動し濠洲に對し膺懲手段を採つてゐる時、我が國と不可分の關係にある滿洲國が協力して濠洲小麥、小麥粉、羊毛等に對し輸入許可制と關稅増課を行ひ、輸入防遏に努力するに至つたのは、濠洲産業に甚大な打撃を與へ彼を覺醒せしめる上において大なる効果のあつた事は必定である。この際日滿兩國は協力一致同國をして屈服するの己むなきに至らしめる様一層の努力をしなければならぬ。

六、日濠抗爭の影響

我が使用羊毛の大部分は濠洲に供給を仰いでゐた。それが通商擁護法の發動により輸入を制限される。そうなると早速原料不足を懸念して、今にも羅紗や毛糸類が騰貴する様に思はれる。新聞は今年の冬はサラリーマンにとつて寒い冬だらうとの記事を出してゐる。然し濠毛が輸入されなくても全然生産國が無い譯ではない。ニュージーランド・南阿・アルゼンチン等の主産國、又は近東からも求め得られる。ドイツなどは南阿・南米方面等からの羊毛買付が多額に上り、英本國・フランスでも濠洲以外の國から分散買付をなしてゐる。なぜ我國は濠毛だけを輸入してゐたかといふと、値段の點で幾分割安でもあり、毛質が揃つてゐて使用に便利であつたし、毛織工業の技術上から我國の需要に最も適當してゐたからである。濠洲以外の羊毛にも、それらの長所をもつてゐるのだから、その長所を生かして使用する様にし、其等の羊毛に順應して我國毛織工業の技術と需要方面を開拓すれば、甚だしい羊毛飢饉に陥ることはないかと考へられる。ところでこの冬物羅紗はどんな影響を受けるであらうか。今冬の相場はたとひ濠洲問題が起らなくても一割五分以上は騰らなければならぬ必然性を持つてゐた。それは昨年濠洲では大旱魃のため羊が六百萬頭ばかり斃れた。その爲

羊毛相場が騰つたのである。尤も今年新たに賣り出される製品には此騰貴した原毛は使用されてゐないが相場的に高くなつてゐる。

濠洲羊毛に比較して南阿・アルゼンチン諸國の羊毛は幾分價格が高い。そして在來濠毛のみに依つて製織してゐた我毛織會社は技術的の溝を越へなければならぬ。そろ／＼いままでは不利な條件を忍ばねばならないから、ある時期迄は三割位の制織操短をやるのであらう。濠毛以外の羊毛輸入に依つて生ずる損失には政府の補償もあらうが、本年度以後の生産になる毛織物類は、品不足と原料高が反映し現在の相場よりも、——それに前述の羊の斃死により、——二割以上の値上りを見るのではないかと思はれる。

右の如く羅紗の騰貴は勿論洋服の騰貴を來し、羅紗商及洋服商に對する需要が減じるかも知れない。然し我等は國家的見地に立脚し、通商擁護法に賛意を表し、官民一致して濠洲を覺醒せしめなければならぬ。目前の利益を得んが爲めに濠毛の羅紗を以てのみ洋服を作る様なことなく、利益は少なくともステープル又は綿の混合服を着用する様宣傳・獎勵し以て國家經濟の爲めに戦はなければならぬ。國民も亦大いに自覺して或る程度の苦衷を忍ぶべきである。

倉庫業に關する研究

第一章 倉庫業務

倉庫業者に固有の業務と附隨の業務とある。固有の業務とは寄託物の保管及倉庫證券の發行之である附隨の業務とは倉庫業者が寄託者の便宜を計りて營む業務にして倉庫によりては其の二三を行ふもの又は全く行はざるものもある。然し倉庫業の發達に伴ひ漸次附隨業務が盛大にならんとする傾向がある。今附隨の業務を擧ぐれば、

(一) 貸庫 倉庫は貨物の保管に差支なき限りは時期を見はからひ一定の貸庫料を徴收して貸庫を爲すことがある。此の場合に於て倉庫は豫め貸庫期間と入庫すべき貨物の種類を定め倉庫を區劃し其の鍵を借庫主に引渡すものにて借庫主は契約期間中何時にても契約上の貨物を自由に出入する事が出来る。然るに此の場合に於て倉庫は貨物の保管者にあらざるが故に、證券の交付を爲さざるは勿論所謂倉庫業者としての責任は一切帶びざるものにして、貸庫中の貨物に紛失損傷等あるも決して賠償するの責任はない。

(二) 火災保險の取扱 倉庫會社は皆特約の火災保險會社がある。例へば住友倉庫の日本火災及明治火災、三菱倉庫の明治火災の如く此の特約の火災保險會社に於て、寄託物に付き火災保險を付するものとする、其の保險料の割合は低廉である。故に通常寄託者が倉庫に貨物を寄託した時は同時に火災保險に付せられ火災保險料は保管料の内に包括せられる。寄託者は寄託物に關する事項にして火災保險契約の効力に影響を及ぼすものは遺漏且つ遲滞なく倉庫會社に告知する義務がある。若し此の告知を怠りたる爲保險契約が全部、又は一部無効に歸した時は倉庫は其の責に任じない。且之が爲他の損害を生じたときは告知を怠つたものが之を賠償する責に任ずる。保險金は被保險者に代り倉庫が之を受取り、預證券及質入證券と引換に寄託主又は證券所持人に支拂ふ。又寄託物の一部出庫ありたるときは其の割合に應じて保險金額も又減少せられたものとする。

(三) 貨物の轉送取扱 貨物の轉送取扱とは甲倉庫より乙倉庫に藏置貨物の移轉を爲すを云ふ。例へば甲地の倉庫に預け入れて置いた貨物を乙地にて受取らんとする時は、其の旨を甲地の倉庫に通知し預證券に乙地渡の裏書を受け、乙地に於て之を引換に其の貨物を受取る事を得る方法である故に寄託主にとり頗る便利であるが、我國に於ては阪神京濱の如き短距離には多少行はれるけれど未だ遠距離には行はれない。商業の發達と共に將來盛となるべき業務である。轉送の場合に於ける

運送事項は總て運送者の規定により且つ運送中倉庫の責任は保險者より得た運送保險金額を以て限とす。

(四) 運賃及代金取立の受託 倉庫に依りては寄託主又は預證券所持人等の依頼により受寄物に對する賣却代金の取立決算及送金の取扱を爲すことを規定してゐる。三菱倉庫の如し。又倉庫に依りては運賃及代金取立の受託に付規定してゐる。即ち倉庫は船主、船長、運送人、又は荷送人より倉庫に寄託せられた貨物の海陸運送賃、及之に付帶する費用の取立を委託せられたときは倉庫は其代理人として之を引受けることがある。又寄託主預證券質入證券の所持人が倉庫に其の證券を送付し、貨物賣却の周旋又は其の賣却代金の取立を委託されたときは倉庫は其の代理人として之を引受ける事が出来る。但之に要する費用は委託者が之を支拂ふ。取立代金を倉庫に保管する間は利息を付けない住友倉庫には此等の規定はない。

(五) 税關貨物取扱 倉庫は所轄税關長の免許を得て税關貨物取扱人となり貨主の爲に保税倉庫並に普通倉庫に出入する貨物の税關に於ける手續及其の取扱をなす。多忙なる商人は之に由りて面倒な通關手續の煩勞を避ける大利益が得られる。

(六) 手形割引周旋 寄託者又は證券所持人が倉庫證券を擔保として銀行にて手形の割引を爲さ

んとする時倉庫業者が其の特約銀行に周旋をなすことがある。現今盛には行はれない。

(七) 競賣 競賣とは倉庫が寄託者又は證券所持人の依頼に依り受託物を競賣にする場合を云ふ我國に於ては盛に行はれないけれども、英國に於ては此の業務が甚だ盛大である。

(八) 荷役 倉庫は寄託者又は證券所持人、若くは貨主の依頼によりて、荷役即ち海陸運送貨物の積込、積卸、積換、運搬等に關する荷捌を行ふ。荷役を行ふには起重機、昇降機、荷車、線路船舶、棧橋、繫船岸、顯船渠等各種の技術的設備を要する此の業務は將來有望である。

(九) 貨物運送の取次 倉庫は寄託者又は證券所持人の依頼に依りて保管貨物に關する運送の取次を爲す。歐米にては盛に行はれるけれども吾國にては未だ盛でない。

(十) 貸付金 倉庫が受託物を擔保として寄託者又は證券所持人に貸付金となすことがある。吾國は未だ盛ならず。

第二章 倉庫業の組織

我が國に於て倉庫業を営む者は多くは株式會社である。事實上個人の資本を以て成立するものも荷主の信用若くは意を迎へんが爲めに、並に租税輕減等の爲めに、故らに形式上之を株式組織と

爲したるが如きものあり。内部の組織は例によつて社長、取締役、監査役等の全體を總括すると次に支配人、副支配人を置き、係は入庫係を始として出庫係、庶務係（會計、統計等の事務を取扱ふ）川度係及貨物係（又倉庫係、現場係と云ふ倉庫及貨物の出入を監督す）等に分ち、それぞれ分業に依ること他の業務に於けると同様である。倉庫業が倉庫の敷地、建物等に要する所は廣大ではあるけれども業務の性質上、人夫以外の係員は比較的多くを要しない。倉庫業に従事する人々は法律經濟の智識の他倉庫の取扱ふ商品に關する専門的智識を要する。

第三章 倉庫業の經營

第一節 保管の目的物

物倉庫に保管すべき貨物につき法律上何等の制限もない。唯倉庫の政策上其範圍を付するを適當とする。倉庫は如何なる貨物と雖も之を保管するに於て少しも差支はないが、其の商業機關たる性質よりして商品にあらざるものは保管の目的物として適當でない。倉庫は保管を以て第一の目的とする。保管とは一定の約定期間中原狀を變更せずして藏置することを云ふ。故に原狀を持続し得べきものにして他の貨物に損傷を與ふる患のないものでなければ保管に適しない。今我が國各倉庫の

保管の目的物に關する制限を見るに、

一、積極的限界、積極的限界とは一種又は數種の貨物を舉げて保管すべきことを示すもの、例へば米倉庫會社の米、東京石油貯庫會社の石油の如くなるものである。

二、消極的限界、消極的限界とは倉庫に於て保管せざる所の貨物を示す方法にして其以外の貨物は皆之れが寄託に應ずるものとする。此種の方法は貨物の品目によらずして、主として性質に由りて之を示すを常とする。例へば前の大坂倉庫の如く左に掲げる物品は其の寄託を受けずして記載するものである。

- 1 爆發物、發火物、其他危險の性質を有する物品。
- 2 損傷腐敗せしもの、又は損傷腐敗し易き物。
- 3 倉庫又は他の貨物を汚損すべき物。
- 4 動物及び植物。
- 5 巨大な又は重量なる物、若くは保管に不適當な物。
- 6 貴重品、美術品。

但し以上各項に相當する物と雖も、其の種類に由りて特に倉庫を設けて寄託を受けることがある

三 折衷的限界 此の方法は前二法を併用するものにして三菱倉庫の如く、一面に保管すべき貨物は損敗若くは危険の虞なきものに限る。但し危険物と雖も其の種類に依り特別倉庫を設けて之を保管することありとし、他面にありては時に商況に鑑みて受託貨物を店頭に廣告する制度を採るものである。

第二節 入 庫

(一) 寄託の申込 貨物の寄託を申込みとする者は寄託申込書に其の品質、種類、數量、個數記號、價格、及荷造の種類を記載して倉庫入庫係に差出し其の承諾を受けねばならぬ。運送業者が運送貨物を到達と同時に到達地の倉庫業者に提出するものとする。

(二) 入庫及證券交付 申込を受けた倉庫業者は其記載項目に照し差支なきときは收容の場所を指定して貨物の到着を待つ。貨物到着の上は申込書に照して現場を檢查し、相違なき限り直ちに倉庫に收容し倉庫證券を交付する。證券は證券係之を作成し營業部主任、支配人の認印を経るものとする。倉庫は寄託者の請求により受寄物に對し倉荷證券、預證券及質入證券、保管證書又は保管貨物通帳を交付する。保管證書及保管貨物通帳は之を讓渡又は質入することは出来ない。證券を喪失したる爲新證券の交付を請求するには除權判決の確定した後、其の判決の謄本を添へ申込みなければならぬ。但し倉庫の相當と認むる擔保を差入れたる時は除權判決の確定を待たず直に新證券を交付される。

(三) 保管期間 保管期間は寄託申込の際定むべきも、若し別段の定めなき時は六ヶ月を限度として一應寄託者に返還の手續を爲すものとする。住友倉庫にては受寄物の保管期間は入庫の日が月の十五日以前にあるときは、其月の一日より、十六日以後にあるときは其月の十六日より起算して四ヶ月とする。但し特約の期間があるときは此の限りでない。保管期間が満了したときは倉庫の承認を得て期間更新の手續をなさなければならぬ。若しこれをしない時は満期後は二倍の保管料を支拂はなければならぬ。

第三節 出 庫

寄託物の出庫は之を分ちて普通寄託物の出庫と質權付寄託物の出庫と二つある。普通寄託物の出庫に全部の出庫と一部の出庫とある。全部出庫の場合には證券と引換に、一部出庫の場合には證券に押捺して之を所持人に返還すると同時に倉庫は受寄物の引渡をなすものとする。

質權付寄託物の出庫については所謂倉荷證券を以て質權の目的となしたる場合に於て質權者の承諾あるときは、寄託者は債權の辨濟期前と雖も寄託物の一部の返還を請求することが出来る。此の

場合に於て倉庫營業者は返還したる寄託物の種類品質及數量を倉荷證券に記載し、且つ其旨を帳簿に記載する事を要する。

第四章 保管料及び荷役賃

(一) 性質 保管料は貨物保管の報酬として倉庫業利益の淵源である。通例倉庫の使用料、貨物の取扱料及火災保険料を含む。荷役賃とは貨物の庫入賃、庫出賃、看貫賃、船積賃を含む。

(二) 計算法 大阪にては五大倉庫即ち東神倉庫株式會社大阪支店、株式會社浪華倉庫、三菱倉庫株式會社大阪支店、株式會社杉村倉庫、及株式會社住友倉庫の協定した保管料及荷役賃割合表による大阪にては保管料は貨物の數量と價格とに従つて算出率を定め二者合併したものを一ヶ月の保管料とし、月の十五日前後により全月分又は半月分を支拂ふものとする。従價率は一級貨物は保險價格に對する一萬分の十二とする。二級貨物は保險價格の一萬分の十五とする。但し消費稅未済の移入糖に限り其稅額に相當する金額を保險價格に加算する。火災保險のA級危險貨物は前記各號に一萬分の三、B級危險貨物は一萬分の五を加算する。無保險貨物(野積貨物に限る)は一萬分の五とする。

従價率は従價率表に由る。表に掲げない貨物の従價率は表中類似物品の定率を準用し、類似物品なきときは貨物實見の上之を定める。貨を分割し其の部分に對する證券の交付を請求する時は證券作成手数料として一通に付十錢宛を要する。保管料は通常貨物の單位量目に應じ一ヶ月何程と定められ出庫の際之を通算して徵收するを例とする。しかし地方に依り特約を以て月々計算し出庫に拘らず徵收する事があつて一定しない。又貨物の一部出庫ある場合は其の割合に應じて保管料を請求し得ることは商法の規定(商法三七七條の二)に明かな所にして、亦實際に於ても此の方法に依るものが多い。

東京は保管料を殘高計算とし月々徵收し、大阪は出庫の際に徵收する。神戸は月々計算及出庫計算とを併用する。保管料の出庫計算は保管料嵩み終に貨物の價格を超過することがある。爲に寄託者又は證券所持人をして出庫を躊躇せしめる弊を生ずる。月々計算は證券所持人の所在を確める困難がある。共に上策ではないが出庫計算は商法の原則に従ひ、寄託者又は證券所持人に便利である何れに従ふも倉庫業者は保管料請求權を持つて寄託物を留置する權利を有し、之に由りて保管料の支拂を強制する事が出来る。

(三) 負擔者 保險料其の他の費用の負擔者は常に預證券の所持人たるを本則とする。何となれ

ば預證券の所持人は貨物の所有者にして、此等の負擔は常に預證券の轉轉に附隨して移轉するものであるからである。

第五章 倉庫の弊害

倉庫は種々の利益を有するが利弊相伴ふは數の免かれざる所にして、往々之を害用し弊害を醸し出す事がある。即ち空荷證券の發行にして、現品なきものに對して宛も之有るが如く裝ふて倉庫證券を發行して資金の融通を得ること、猶空手形の如くすると云ふ點である、此の他保管料荷役賃高率にして、而も料率を協定して、獨占的と爲るの弊がある。(一)之が爲め却つて物價を高める虞なきにしもあらずの結果を生ずる。(三)殊に役機を促す場合に於て然りとするもので、従つて是等の弊害甚だしきに至らば、相當の取締法を定めて監督するの必要をも生ずる事となる。

撫順炭鑛概略と

滿洲重要鑛産

昭和十一年六月一日僕等五學年廿六名の滿鮮中國旅行團は多年の宿望たる撫順の露天堀を見學し驚嘆の聲を揚げた。次に簡単に炭鑛の概略を述べる。

一 撫順炭鑛概略

- 1 位置、奉天省撫順縣下に在り奉天城の東方約三五軒の地點に位し渾河を隔て、撫順城と相對す。東緯一二四度〇六、北緯四一度五八、標高大連灣中等潮位より八〇米。
- 2 鑛區、長さ東西一七軒、幅南北四軒、面積約六〇一六萬平方米。
- 3 炭層、地質年代は第三紀、走向は北九〇度乃至一一〇度、炭質は瀝青質長焰炭層、厚さは平均四〇米、東部一五米位より西部に従つて厚く、最厚一二五米に及ぶ。傾斜一八度乃至四五度、平均

三〇度。北方へ傾斜す。傾斜は東部急に西部に至るに従つて緩である。埋藏量は約一〇億噸で其内既採掘量約一億噸。

4 石炭分析表、

一、二七六	二、六〇〇	四、三四	四一、五六	八、八四	四五、二六	一、六三
比重	水分	揮發分	灰分	固定炭素	窒素	
〇、六六	六、九六〇	カロリ				
硫黃	發熱量					

5 出炭高(單位千噸)

明治四〇年	二二三
大正元年	一、四七一
同 五年	二、〇四四
同 十年	二、七七二
昭和元年	六、四八七
同 二年	六、九五九

同 三年	七、一九八
同 四年	七、二九三
同 五年	六、八六七
同 六年	六、一三三
同 七年	五、八五三
同 八年	七、〇六〇
同 九年	七、五七二

6 沿革、今より六七百年前當時此地に居つた高麗人に依つて採掘せられ陶器製造の燃料に供せられたものゝ如くであるが、其後高麗人が此地を去るに及んで石炭採掘も終りを告げたらしく、又其後は兵亂絶間なく石炭採掘の如き顧る違なかつたのみならず、清朝乾隆年間時の政府は撫順の地が宗祖墳塋である永陵東陵に遠くないので、所謂風水に害ありとの理由から其採掘を禁止したため爾來百有餘年この大炭田も全く世に出なかつた。然るに光緒二十七年(明治三四年)に至り、清國人某某等府政の許可を得て採掘を始め、間もなく其採掘權は露國極東森林會社の有に歸したのであるが其事業未だ緒に就かざる裡に日露の役が起り明治三十八年三月我軍は之を占領したの

である。そして野戦鐵道經理部に採炭班を置き之を經營してゐたのであるが、明治四十年四月南滿洲鐵道株式會社創立せらるるに及び之を繼承經營今日に至つたものである。

併し繼承當時は千金寨、楊柏堡及老虎臺の三坑のみで、一日の出炭も三百噸位に過ぎなかつたが、其後大山、東郷の二大堅坑が開鑿され、更に大正に入つて四年に萬達屋及古城子舊露天堀七年に龍鳳坑、九年に新屯坑及今日の大をなしてゐる古城子露天堀の採炭が開始され、同年塔連炭坑を東洋炭鑛會社より引継ぎ、又十二年東ヶ岡露天堀を開始した。而して大正十三年古城子大露天堀の實行に着手するや其區域内にある市街、驛、工場炭鑛、中央事務及醫院其他諸施設を逐次移轉し、更に昭和二年度より楊柏堡及大山南坑露天堀（現在は古城子露天堀の一部になつてゐる）を開始する等今日では全採炭所を併せて一日二萬五千噸の出炭をなし得るに至つた。尙製鐵用炭需要の激増に應ずる爲炭用東部龍鳳坑に一大堅坑を堀鑿し、今其完成を急いでゐる（撫順炭の性質は東部は粘結性に富み該炭用に供するを得。西部炭は粘結性に乏しいが蒸汽用、完全瓦斯化用として好適である）

7 採掘法

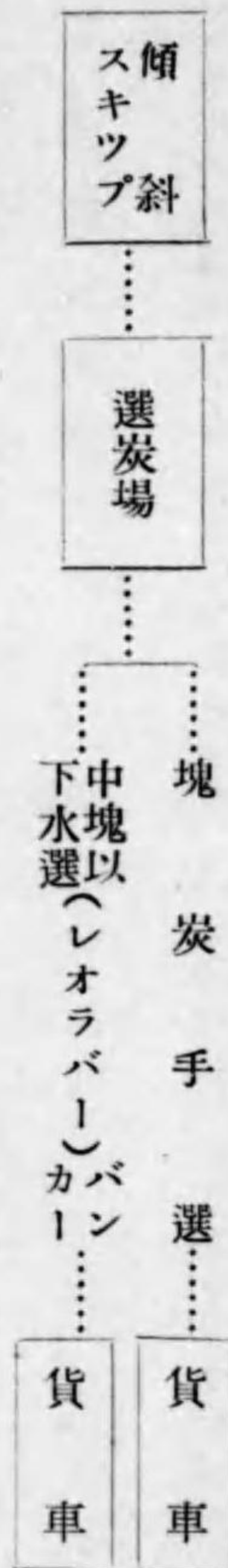
一坑内堀 創業當時は殘柱法に據り採掘したが、當鑛の如き厚層には灑砂充填法を最も得策とな

し、大正元年楊柏堡坑に實施して以來之を大山、東郷及老虎臺の各坑に及ぼし、萬達屋、龍鳳及新屯の各坑は最初から此方法に據つて採掘した。即ち坑内堀は凡て充填採掘法で、最近は製油工場から出る油母頁岩の殘滓又は河砂を注砂場に運搬し、灑水装置によつて鐵管を通して坑内各方面の石炭採掘跡に導き充填するのである。而して水は唧筒により坑外に排水し、清澄の上繰返へして用ひらる。目下一日平均使用の水量は約五千五百立方メートルである。又大正十一年より當鑛の研究考案に成るところの昇拂（上向傾斜長壁拂）充填採掘法が採用され、更にカッター使用に便する爲横拂（走向傾斜長壁拂）も開始して良好の成績を挙げたが、最近更に斜拂（斜向傾斜長壁拂）を試みてゐる。二露天堀 炭田の西部は特に炭層が厚く傾斜緩にして被覆地層割合に少いので、此被覆物を剝離して採炭する所謂露天堀を行つてゐる。撫順の露天堀を代表する古城子露天堀は炭田の西端に在り、東西の延長五籽に及ぶ大きなもので、此の最終の深度は地表下三五〇米と見做されてゐるが、此場合露天堀の擴がりは東西五籽、南北一籽の廣範圍に及び、其の採掘量は石炭約一億三千萬噸剝離する土砂岩石は二億三千萬立方メートルに達し、世界最大の土工を以て誇る彼のバナマ運河開鑿總量の二倍半にも當ると云はれてゐる。而して出炭年産三五〇萬噸として今後三十年の將來を持つてゐる。露天堀の土砂岩石の剝離は上部水平十三米内外の表土は主としてエキスベ

1ターにて剝土し、綠色頁岩及油母頁岩は之を十米の階段とし、硝安爆薬を装填爆破して地層をゆるめ、大型電気ショベルにてダンプカーに積込む。而して油母頁岩の含油量多き富鑛は製油工場に製油原料として供給し、殘餘は渾河々畔の捨場に運搬してゐる。採炭は炭層を十米の階段とし黑色火薬を用ひて爆破し、小型電気ショベルにて四噸鐵製炭車に積込むのである。

8運搬 坑内堀に於ては、切羽に於てはチェンコンベヤー切羽附近の坑道にはセーカーコンベヤー又はベルトコンベヤーを使用してゐる。而して坑内主要坑道には小型電気機關車、逆轉捲機を用ひ斜坑運搬には電気捲揚機、堅坑は從來より蒸汽捲揚機を使用してゐる。坑外に於てはエンドレス、逆轉捲機及電気機關車を以て運搬してゐる。露天堀に於ては、炭面運搬は十二噸小型電気機關車を用ひ、二十五噸スキップ捲二臺（各千馬力）二十八噸同四臺（各千三百馬力）に依つて坑外に搬出する。尙露天堀雜物運搬には八十五噸、電気機關車にて容積三十五立方碼ダンプカー（實積四、五十噸）九輛を連結牽引して坑外に搬出するのである。各採炭所選炭場より石炭積出驛である大官屯驛までは電気機關車に依つて運搬する。

9選炭各採炭所（龍鳳坑及古城子露天堀を除く）選炭場にはマーカス式コンベヤー手選々炭機の設備あり、塊炭、中塊炭及粉炭等に別けて粉炭は其儘貨車に、塊及中塊はコンベヤーにて手選して貨車に積む。古城子露天堀には一日一萬六千噸を處理する手選及水選の設備があり、塊は手選中塊以下は水選してバンカーに入れ、貨車に積込む。其取扱順序は次の通りである（龍鳳坑に於ても中塊以下を水選してゐる）



尙塊炭工場構内には一時間三十噸を處理し得るバウム式水洗機の設備がある。

10炭鑛従事員數（昭和九年十二月現在）

日本人	六四六	六一一	三〇六	三五八	五七	四七	一	常備方	一〇、九〇三	採炭	六、三七七	其他	一〇、七四	請負及臨時	九、六六三
滿洲人	四	二二	二、四七三	一	一	一	一	常備方	一〇、九〇三	採炭	六、三七七	其他	一〇、七四	請負及臨時	九、六六三
合計	日本人	三、七五五	滿洲人	四〇、一三四											

以上で大略を述べたが僕等が見學した状況を記さう。先づ坑内堀の代表坑たる大山坑に驚異の眼を開く。無量數千の滿洲人が石炭の山を右から左にと絶え間なく運搬してゐる。底知れぬ穴から石

鑛産統計表 (單位噸)

鑛石別	昭和四年 (1929)	昭和五年 (1930)	昭和六年 (1931)	昭和七年 (1932)	昭和八年 (1933)
鐵 鑛	985,671.00	832,228.40	963,526	1,041,613	1,176,643
銑 鐵	294,158.00	348,053.50	342,269	368,181	433,523
硫化鐵鑛	5,028	3,028	3,919	3,620	1,671
鉛 鑛	1,450	—	—	—	—
銅 鑛	750	840	—	—	—
	723	609	270	60	750
滿 僱 鑛 金 (砂 金)	兩 525	兩 1,477	兩 29,890	(不明)	17,811
石 岩	9,893,574	10,010,652.00	9,048,703	7,108,282	9,062,604
骸 炭	388,307	485,321	409,066	416,305	476,278
油母頁炭	—	981,004	1,245,094	1,412,554	2,683,440
原 油	—	47,814.6	61,081	70,631.2	87,076
菱苦土鑛	31,681	29,016	36,034	55,386	71,376
耐火粘土	68,851	53,664	35,476	51,799	112,070
滑 石	40,000	25,726	42,890	44,316	62,430
苦 灰 石 石 灰 石 (セメント原料)	103,235 629,502	116,925 688,489	97,777 545,131	89,906 477,350	165,845 691,040
石 綿	113	110	171	120	106
硅 石	19,624	20,000	22,327	26,989	35,592
長 石	1,216	500	868	1,781	5,600
方 解 石	1,230	1,000	301	875	1,185

二 滿洲の鑛産

炭が涌く様に流れる機械がこれを撰鑛する。傍には貨車が待つてゐて直ちに大連奉天へ送らる。次に古城子の露天堀に胸を躍らせ乍ら自動車を走らす。擴大!! 凄く凄いの唯一言。石炭の大グラウンドは其の壯快なる姿を展開してゐた。驚くべし、眞黒な石炭の平野を貨車は縦横に走つてゐる。一萬三千人の工夫は何處に居るのかさつぱり見當がつかぬと云つた様な感じであつた。僕等の祖先は異國の大炭鑛に採掘權を獲得し、未開の地滿洲を今日の隆盛に導き開發せしめたのであるが、未だ滿洲は發展の餘地は我々の想像する以上にあるのであるから、此滿洲に現在以上の發達を計ることこそ僕等青年實業家への大きな任務ではあるまいか。

次に御参考に滿洲の主なる鑛物の分布圖並びに鑛産統計表を掲げやう。

滿洲は古來地理的關係に於て世界文化地帯と隔絶し、天然資源の状態は分明せず、更に清朝時代にあつても同朝發祥の地として他民族の移住を全く許さず、加ふるに封禁令を下して資源の開發を禁ずる等自然的にも人爲的にも其内容はあるが儘に放棄せられてゐたのである。莫大に包藏せらるると稱せらるる鑛産資源に關しても、漸く我國が日露戰後此地に文化的開發を行ふに至つて初めて組

織的調査が開始されたのであるが、之とても事變前にありては舊軍閥の排外政策と治安の不整備に依つて充分なる調査をなし得ず、僅かに舊奉天省、吉林省南部地帯の所謂南滿一帯の概査を終へたるに止まり、舊吉林省北部、黒龍江省、興安省、熱河省、の如きは未だ其實情は判明せられてゐない状態です。而して滿洲に出現する鑛物は現在までの結果に徴すれば、金屬鑛物にあつては金及鐵を除いては其賦存比較的に乏しいが、之に反して有用な非金屬鑛物類は多種多量に埋藏せられて居る事が明らかとなり、この特徴は日本内地の鑛産資と全く相反するの現象を呈し、鑛産工業成立の立場より觀て兩國鑛業資源が必然的に有無相通するの状態に置かれて居る事を感じしめられるのである。

外國貨物輸入通關手續の研究

第一節 總 說

輸入通關手續は先づ(一)輸入申告書及添付書類を提出して輸入の申告を爲し、次に(二)税關吏が積荷目録と對照しながら當該貨物を検査し(三)有税品なら納税して輸入免狀を受け(四)更に監視部貨物係の通關許可を受けた上にて引取るのである。

第二節 申告書類

一、輸入申告書

輸入申告書に記載するに當り注意すべき事項は申告書の裏面にも列記しあれど、記入に不備の點ある時は之を受理せざる可く、隨て通關遲延の原因ともなるべきを以て其の作製及記載事項は疎漏

なき様注意するを要す。

(1) 員數 申告書には數口の貨物を取纏めて一枚に記入し得ざるに非ざるも、斯くする時は往々一部の貨物が陸揚せられず其の検査未了なる爲、全部の納税の手續を爲す事能はざるが如き不便あるを以て、成るべく一口一枚づゝ記入するを可とす。

(2) 要件 輸入申告書の書式は税關構内に於て販賣し居るを以て之を求め記入すれば可なるも、孰れにしても法定要件を備へたるものなれば可なる譯にて其の要件は(イ)積載船舶の名稱(ロ)國籍ハ貨物の仕入地(ニ)積出地(ホ)又は製造地(ヘ)記號(ト)番號(チ)品名(リ)箇數(ヌ)數量(ル)價格の十一項なり。

(3) 包装の種類及箇數 此の項にはその包装の數及び性質を併記すべし。是れ其の包装の如何に依りては、税率の異なる場合あるが爲にて、例へば、筵^{ヒマシユ}麻子油には「罐入・樽入・壺入」と其の他の二種ありて税率を異にし、又葡萄酒も罎入なると其の他に依り、税率の高低あるが如し。

(4) 品名 品名は貿易統計の資料に供する爲必要あるが故に成るべく細別して記入し、輸入税表の分類に従つて記載するは勿論、商業上の名稱をも附記するを可とす。然らざれば徵税(又は統計)上餘分の手數を要するのみならず、時日をも要して荷主の迷惑となるの虞あればなり。例へば

同じく油にても、魚油・茶種油・鑛油等を區別し理學品と記せずして、比重計水準器等と區別するが如し物品の名稱のみにては其の品質を表はし難きものならば宜しく之を區別し例へば等しく金屬製品にしても鐵製鋼製等に分ち布帛及市帛製品ならば絹製綿製毛製又は綿毛交織等を區別し、砂糖は和蘭標本の番號及其種類を明記するが如く爲すべし。

「用途」 品名のみにてその用途を知り難きものは其使用法を記入すべし。殊に新奇のものにて用途の不明なるものは必ず記載するの要あり。單に器械部分品と云ふのみにては不充分なる故、印刷機部分品とか、又は綿絲紡績機部分品とか記入し、インクならば印刷用・石版用若くは筆記用等を區別するが如し。

(5) 數量 物品の尺度は從量税の標準となり、又その性質及種類を明かにする一助ともなすものなれば、之を詳記すべく、又數量は商業上普通の單位を記入すべし。例へば毎斤又は毎百斤にて税金を徵收するものは「斤」にて又リットルにて徵税するものは「リットル」にて記載し、平方碼にて徵税するものは「長」さ及「幅」を表示するは勿論なるも尙平方碼をも併記せば可なり。換算を要するものは度量衡法規の率に依り、之なきものは商業上の習慣率に依りて換算すべし。布帛類の幅を檢定するは半吋以下の端數は凡て之を切捨て、半吋以上は之を一吋として算入す。

即ち四捨五入の法を用ふ。但し織縁は算入せず。

(6) 價格 價格の項には原價に荷造費・運賃・保険料その他輸入港に到着する迄の諸費を加へ邦價に換算して記入すべし。而して換算の割合は金貨は法定平價に依り、銀貨並に不換紙幣は爲替相場に依るべし。

(7) 署名 申告書には申告者自ら署名すべきものなれども署名し能はざる場合には之に捺印をなすも差支なし。而して常に税關手續を爲すものは其の印鑑を届出づべく、代理申告の場合には會社は其代理者、個人は其代理人の氏名を届け置き、又税關手續を爲さしむる使用人も豫め届け置き、解雇の時は其都度届け出づるを要す。

二、仕入書

輸入申告書は法律の規定に依り必ず仕入書を添付せざるべからず。但し税關吏が之を附する事能はざる正當の理由ありと認めたる時は、仕入書を附せざる事を得るも其の場合に於て之を缺く時は後日異議の申告を爲す事能はず。

税關の所謂仕入書は商人間に用ふる送狀 (Invoice) に當るも關税法施行規則第三十七條は「輸入申告書に添付すべき仕入書は貨物の仕入國に於て作製し、貨物の賣渡人の署名あるものなる事を要す。」とあるを以て送狀の中の賣渡送狀のみが仕入書として効力を有し、嚴格に云へば本支店間の送狀、委託販賣の送狀の如きは仕入書と稱する事を得ず。是等の送狀を用ふる場合に於ては別に製造會社若くは販賣者の元送狀を添付すべき事となるべし。而して賣渡人の署名は單に頭文字のみ、又は會社名のみを記するに留まらず完全なる署名即ち會社なればその代表者の署名を要するものなりといふ。

抑々輸入商に對し仕入書其の他の書類を提出せしむるは申告の眞偽を證明するの具に供する爲にして、我が邦に於て前記の如く賣渡送狀を提出せしむるも亦之が爲めなりと雖も輸入商にして若し虚偽の申告を爲さんと欲せば賣渡送狀は固より元送狀を差出さしむるも之を防ぐ事能はざるべし。何となれば送狀作製者をして特に關稅用の送狀を作製せしめる事困難に非ず。現に商人中には往々三通の異なる送狀を作製せしめ、一通は眞正のもの一通は税關用のもの、残り一通は顧客用のものに供する者も之なきに非ざればなり。試みに外國の例を見るに送狀を添付せしむる規定の國多きを占め、英國の如きも税關は輸入商をして申告の際、船荷證券送狀若くは商品に關する其の他の書類を提出せしむる車を得、又申告後十二ヶ月以内の間は何時にても是等の書類を要求し得べき規定あり獨逸は送狀を提出せしめ得る規定の下に實際は必ず添付せしめ、米國は價格百弗以上の場合は常に

之を添付せしめ而も輸出國に駐在する領事に送狀を差出さしむるものあれど、斯く領事の證明を爲さしむるも領事館の書記生は單に商人の申立に従ひ、其の儘證言する者多きを以て殆ど効を爲さずといふ。要するに送狀の提出は、輸入商の虚偽の申立を防がんには、効力極めて薄弱なるを以て寧ろ之を廢止して商人の申立のみにて足れりとし、別に、

一、税關の評價手續の改良。

二、臨時に商人の帳簿其の他の書類の検査。

三、制裁を重くし且つ之を實行する事。

等他の對策を講ずること得策なるべし。

我が國の關稅法は虚偽の申告の際は、之に對する制裁として特別の規定を存せず、唯一般的に關稅に對する制裁を定めてゐるのみなれども、外國には特に之に關する制裁を定めたるもの少なからず。其方法は又多く相當金額の罰金若くは科料に處すると共に貨物を沒收し、尙體刑を加ふるものあり。例へば次の如し。

(一)英國 虚偽の申告を爲し、虚偽の書類に署名し訊問に對し不誠意に答辯し、虚偽の書類を作り且つ之を使用する者は百磅の科料に處す。

(二)米國 同様の場合五千弗以内の科料及二年以内の禁錮に處し、且つ商品を沒收す。

(三)南阿 (1) 虚偽の送狀を提出し (2) 生産若くは製造地を偽り (3) 本法及關稅に關する諸法律を逃れ、若くは背かんが爲虚偽の表示をなしたるものは三百磅以下の科料若くは十二ヶ月以内の禁錮に處し、其貨物と之が輸出入又は輸送に使用したる車輛及動物を沒收する事と定む。

三、貨物明細書

貨物明細書仕入書に概括して記載されたる送貨の内容を明細に表示せるものなり。法規上必要なものにはあらざれども、雜貨・玩具の如く種類性質の複雑なる貨物を一包裝内に收めたる場合などには一々仕入書に記入する事は困難なれども、仕入書は大體に止め別に明細書を作製して添付し取扱上の不便を避くるものとす。輸入仕入書に添付を要する時は豫め海外の輸出商に輸入稅表の品物稅率等を通知し打合せ置かば猶便利なり。

四、生産原地證明書

之はもと原產地證明書と稱へたるものにして輸入有稅品中協定稅率の利益を享けんとするものは郵便物並に百圓以下のもの、外之を添付せざるべからず。

製産原地證明書とは協定稅率の適用を享くべき地域内の產出品又は製造品なる事を證明する爲め

産出地・製造地・仕入地若くは積出地の帝國領事館若くは貿易事務館（是等の官廳なき時は其の他の税關官廳公署）の作製したる證明書にして之に記載すべき事項は貨物の記號・番號・品名・箇數數量及産出又は製造の地域とす。協定税率ある國の生産品なるも、製産原地證明書を添付せざるか若くは税關に於て正當ならずと認めらるゝ時は之を處理せざるが故に右の利益を享くる事能はざるべし。而して此の證明を爲すものは右の如き規定あるを以て日本の領事が駐在する時は、其の地の税關又は商業會議所等の證明書は無効ななり、又名譽領事若くは公證役場は公署と認められざるを以て是亦證明をなす資格なきものとす。

以上は我が國の法規並に取扱方を述べたるものなれども、外國に於ては伊太利の如く我が國と同様一般に協定税率の適用あるものに之を要すと爲すものもあれど、又英領殖民地の如く、英本國に對する特惠税率を適用する場合にのみ之を要すとす、佛蘭西は最低税率の適用ある商品中或種類のもの、例へば鋼・鋼線・牛馬・鉄鐵・油脂並に或種の殖民地産物等に關してのみ之を要すと定め居れり。

第三節 貨物の検査

輸入申告と原品が一致するや否やを検査するものなり。即ち申告者と立會の上輸入申告書・仕入

書・貨物明細書を照合して種別・價格・數量等を検査する。検査場所の異なるに依り、(一)検査場内検査(二)派出検査(三)船中検査の三種あり。検査場内に搬入する事を普通とすれども、容積巨大なるもの或は重量大なるもの、にして搬入困難なる物等は税關長の特許に依り、現在地或は船中等に官吏の派出を乞ひ、検査を受けることを得。

輸入貨物は全部検査するを原則とするが實施困難なり。従つて同種貨物の内、任意の個數及荷番を指定して検査し、他を類推する方法行はる。之を一部検査或は抜検査といふ。尤も必要と認めたる時は全部検査を行ふ事もあり。一致せざる時は申告書の裏面に訂正記入を爲す。

第四節 結 び

以上の輸入申告書及添付書類を提出し、検査の結果通關許可せられたる時に貨物を引取る。こゝに始めて外國貨物なりしものが内國貨物となる。而して書類提出に始りし輸入通關手續は終を告ぐる譯なり。

以上述べ來りし外國貨物輸入通關手續は實際は頗る複雑なれば、不慣なる者にあつては、手續上の敏捷を缺き或は錯誤を生じ、爲に商機を逸し意外の損失を蒙る事あれば、之を專業とする税關貨物取扱人に委託するを普通とす。

正米市場に於ける取引の調査

我が國の日常食料品として缺くことの出来ない米即ち農家で生産された米は、米の儘で其の他の仲買人、販賣組合農業組合、慶業倉庫、販賣斡旋所、其他の出荷團體等の手を経て大消費地向積出専門の米問屋に集る。次に大消費地の問屋に運送せられ小賣商に賣捌かれ小賣商は消費者に販賣する。然るに米の需要を圓滑ならしめる爲めに正米市場の設備があり、實米の取引が其處で行はれ、我々消費者に供給されます。

我等は二日の間深川市場、神田川正米市場に實地研究に往つて、實米取引について當事者より御親切なる説明を承つたが、「一日や二日では何十年間と言ふ永い取引して居る商人でさへ仲々分り難いものだから諸君には一寸解らないかも知れない」と言ふ前置の御言葉を戴いて、簡単に解り易く説明された。それを第一日の深川市場で伺つた總括的な正米取引について整理して見ます。最初に先づ

一、實米の配給について

一 實米の配給について生産地で出来た米は二大系統によつて配給される。

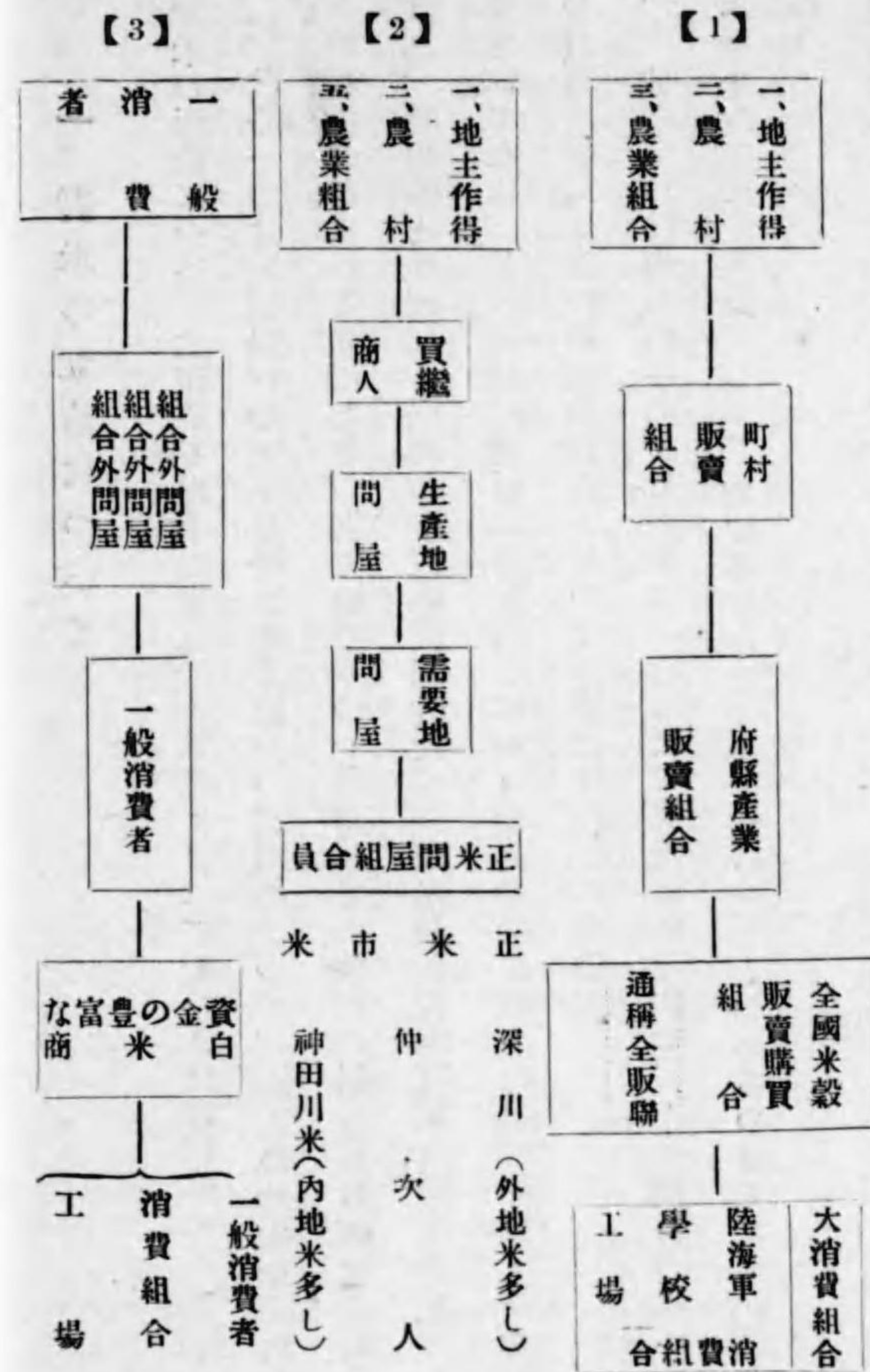
(一)、其の一つは近頃農村の更生を叫ぶ産業組合の利用によつて、商人の仲次や手数をはぶく販賣組合の利用が行はれる様になり、農村の手一つで共同して小地域の組合から漸次大組合へと玄米が運ばれ、全販聯と呼ばれる全國の米穀販賣機關たる全國米穀販賣購買組合聯合會なるものによつて販賣されてゐる。其の前途は發展の道を辿るばかりで其の後に政府の農村對策—産業組合の助長や、米穀自治管理法案の通過が原因となつて居る事は注目されて居る。

(二)、他の一つは商人の手による在來より行はれて居た取引方法で、産業組合の爲に壓迫されると言ふ懸念から反産運動として、先般國技館で大會を開いたことがあるのは未だに記憶の新しい事である。

生産地の作得米直接販賣者より買糶商人に米を委託し生産地の問屋に送り此處で販賣するものである。前述の如く大消費地の配給を圓滑ならしめる爲に正米市場が利用される。

しかして後に述べるが市場の構成上此の市場には資力のある精米商以外は取引する事が出来ない

ので他の小賣商は組合員外の問屋から直接に賣渡を受けるか、或は資本のある精米店から買入れる事になるのです。
 簡単に圖解しますと、(一産業組合利用、二商人に依る方法)



二、市場の構成用式

市場に於ける買主は東京廻米問屋・正米市場組合員以外の何人たるをも問はないが賣手は東京廻米組合・正米市場組合の組合員に限られて居る。市場内に仲次人が居ります。

【賣方】(組合員) 問屋——仲次人——【買手】 精米商

深川廻米市場に於ては

一、開市 自四月 至八月——午前八時

一、閉市 正午

自九月 至翌年三月——午前九時

本市場の休業日は年首三日間、年頭三日間、一月十五日及十六日、七月十五日及十六日、並
 八月十五日、大祭祝日、日曜日とするしかし。

本市場が必要有りと認めたる時は臨時に前述の日、時、を變更し、休業し、又は休業日に於ても
 業務を行ふことが出来るが、此の場合には豫め其の旨を市場に掲示する等詳細なる。規定がある。
 市場は東京、大阪、神戸に設けられて居ます。

市場取引について

三、米の取引

普通一口に米の取引と言っても、精算取引と正米（實米）取引とに分れます。

1 精算取引……米價の急激な且つ値巾の廣い騰落を防ぐために米穀取引所に技機取引が行はれる。三ヶ月三月制度の標準米取引と銘柄精算取引が行はれて居り、長期差金決済によります。

2 正米取引……現金取引の賣方と買方による相對賣買であります。

3 相對賣買……相互手打の時を以て成立したものと定められます。例へば賣方の商品を買手が買ふには両者が値段の打合せをして其の場で契約した時成立します。

一口の數量は内地、朝鮮、臺灣及滿州米は二十俵（叭袋）以上外國米は十袋以上とします。

但し賣主に於ては端數を生じたる時は此の限りに在らずと規約が定められて居ります。

正米市場には賣捌市場と買入市場とがあつて、神田川、深川ともに賣捌市場です。

従つて取引するには賣手即ち仲次人が組合問屋から各産地別の見本を一通り取揃へて置き、買手はそれによつて自己の欲する品を選び、其のサンプルの玄米を何俵買ふと定めて、代金を支拂ひ

倉庫に保管してある米を積出すのです。

取引は總て現金で行はれて居るのに東京市中の消費状態を見ると俸給生活者が非常に多く、精米商は總て掛賣で商賣をして居ります。

若し最初の一ヶ月に一斗を賣り渡したなら、其の代金は月末に支拂を受けます。其の時に又翌月の白米を持つて行く習慣ですから、毎月一ヶ月分だけ餘分な米を運んで前月分の代金を回収する方法が行はれてゐる譯です。

此の習慣の結果白米商は一ヶ月分だけ餘分な米を仕入れて商賣を営まなければなりません。而して米は高いものですから一俵十二、三圓としても月五十俵賣るには百俵仕入れる資本が必要です。それに正米取引は皆現金で取引されるのですから資本の少い精米店では市場で取引することが出来ません。随つて資力ある精米店のみが市場を獨占する事になつてしまひます。

現在約一萬軒の白米商が東京市に存在して居ますが、其の内一千軒餘の白米商が正米市場を利用するだけです。

残りの九割は市場外の間屋、或は市場を利用する白米商より買入れるのです。

こゝで市場を利用する者の方がわづかですが、安く米を仕入れる事になるので、米穀統制法に反

する如く見えますが、後に述べますやうに事實は反して居りません。

一日の取引高は一萬五千俵位で深川と神田川は略同じで、取引單位は一口二十俵以上です。

四、取扱米について

さて神田、深川兩市場ではどんな米について取扱ふかと言ふと、外地米と内地米の全部を此の市場で取引しますが、特に深川廻米市場では外地米、神田川市場では内地米が多いのです。

内地米とは日本の内地—本州四國九州等

外地米とは朝鮮臺灣産の米と、蘭貢米、西貢米、蓬萊米、加洲米（在留邦人）です。

現在内地米の産額多く自給自足して尙餘りがあり、外地米の臺灣、蘭貢米、西貢米、加洲米を輸入する事は少ないのです。

五、精米商の販賣する米

上……一、二等米
中……三、四等米
下……五等以下

と區別されてる白米も、市場より買入れた玄米を精米する米屋と他から仕入

れる米屋があるので、同じ上米一二等も或る商人の二等米が、一等米として消費者に賣られる處もあり得るのです。

それは市場を通して買入れる米は他の所より買入る米よりも安く仕入れることが出来る事と、消費地の状態によつて種々手加減が施されるのです。

米を販賣するに玄米を精米機にかけて白米するのであるが、それは種々の調合をして賣るのです。米には即ち硬質米……關東地方及それ以西の産、軟質米……北陸、東北地方とがあり、硬質米は味がよいので一名味付米とも呼ばれ、此の兩米を調合して丁度よい米とするのです。

それに近年内地苗の移植により産額の多い臺灣、朝鮮米が改良せられ内地米と殆ど等しくなつたので半分位はこの米を混入するので技術の大なる力が必要なのです。

六、市場で活躍する問屋、仲次人買方一般、精米商について

1 賣方となる問屋は全販聯や委託に應ずる需要地の問屋で規約により限定されたものです。

深川廻米市場 四十六人 神田川正米市場 —

委託された米や買入れた米を賣渡し、一俵に付二厘五毛の市場利用費を支拂ひ、仲次人の手数料

其の他一切の費用を負担し委託者より賣代金の千分ノ十二の委託取扱手数料を受取ります。

2 仲次人は深川市場十二名、神田川市場六名で、市場の取引を圓滑にする爲に設けられたもので、其業務は各問屋のサンプルを取揃へて買手に一目了然欲する所の品を自由に選擇し得る便宜を與へるもので、必しも仲次人を通して買入れなくても米を仕入れることは出来るもので、仲次人は一俵に付深川廻米市場一錢、神田正米市場九厘の手數料を受取り、株式取引所の取引員の如く問屋が仲次人を兼ねてゐる場合があります。

3 買方は誰れでもよいが、現金取引の爲資金の豊富な商人でなければ市場を利用し難いので、これが一つの市場の短所ではないでせうか。

七、白米商から一般消費者へ

一般消費者は大概掛で白米を買ひ、需要を充してゐるのですが、度々言ふ如く白米商は調査によつて最もよい物を販賣するので其の技術にも上手手の差はあり、商人の商業道德によつても、優良なものが生ずることになり、値段も資力の豊かな信用のある米屋が市場の利用により安く品物を仕入れるので廉價で買入れられる譯です。

何の商人も皆市場を利用したいのですが、資金の豊かでないため市場の利用が出来ないのであるから現金で米を買入れる様になれば理想的な米が買へる。又「我々が食べてゐる米の半分が朝鮮臺灣の米とは御存知ないでせう。信用のある店を選ばなくてはだめですね」と主任の方より御話がありました。

八、神田川、深川の相違

東京に於けるこの二大市場は全國の正米市場をリードし、又其の内容の點に於ても、全く同じと言つてよい位で其差別は殆どありません。だが僕等は別々に調査したので、其處に多少なりとも相違が見出されました。

深川は取扱米に外地米が多く、仲次人手數料も一錢で、神田川は内地米が多く、九厘の手數料を仲次人に支拂ふ規定になつて居ります。

名稱の點も「深川廻米市場と神田川正米市場」の「正」と「廻」の違ひだけで大體同じものです。

神田川市場にて

〔問〕 神田川と深川とは取引が同じですか？

〔答〕 大體同じですが神田川は主に内地米即ち東北、北陸の軟質米、關東の硬質米を扱ひ、深川は主に外地米即ち朝鮮米を扱ひます。

〔問〕 神田川市場の一日の取引高は？

〔答〕 一日約一萬五千俵位で皆現金引換です。

〔問〕 神田川と深川を通る米量は東京需要の割引ですか？

〔答〕 大部分が通ります。而して取引が規拂だから金東京市中にある九千軒餘の米屋中比較的資本のある者一千軒餘りの卸賣人が組合に加入してゐます。而して卸賣人から残りの八千軒餘りの小賣人が五俵十俵と買ふ事になるのです。而し軍隊、學校、工場等の寄宿舎等の大消費者は小賣人から買はず、直接卸賣人から買ひます。

〔問〕 賣捌について？

〔答〕 賣捌單位は二十俵でもう御存知でせうが、組合員である賣問屋と仲次人買手等の賣買當時者によつて爲され賣買商談が纏まると買手は賣手に代金を拂ひ、交付された藏出通知書を持つて賣手の倉庫に自己の運搬具を以て取りに行き、持歸るのです。

〔問〕 此所の問屋及仲次人は何人ですか？

〔答〕 問屋は四十六軒、仲次人は十二人です。

〔問〕 仲次人の収入は？

〔答〕 扱高一俵につき九厘です。しかして其れは賣手が拂ふのです。

〔問〕 深川では一錢と聞きましたが此所の方が幾らか安いすね？

〔答〕 さうです深川はちよつと高いです。

〔問〕 賣買は相對的ですか？

〔答〕 さうです。殆ど相對的ですが然し必要ある時は入札賣買の方法による事が出來ます。が前述の通り相對賣買の場合が殆どです。

〔問〕 仲次人は取引を圓滑にする爲で普通の仲立人と同じ様な仕事をするのですか？

〔答〕 普通の仲立と違ふのはこの仲次人なるものは取扱ふ品物に對し、自己の名に於て又は計算に於て賣買取引を爲し又賣主が東京廻米問屋組合（深川ならば）或は神田川正米市場組合の組合員に非ざる賣買を爲す事が出來ない。其他各仲次人は市場内店舗に各異なる多くの種類の米の見本を置き、買手は其の店舗の内自己の欲する米をその店舗にて注文するので

す。そして仲次人は賣手賣付報告書を以て報告し先程述べた通り傳票（藏出通知書）を持って自己の運搬具にて取りに行くのです。

又仲次人は媒介したる賣買に關し買主の違約に因りて損害を生じたる時は賣主に對し保證の責に任じます。

〔問〕 先程取引は代金引換だと云はれましたが、それなら買手が違約する、そして仲次人が保證するなどと云ふ事はあり得ぬではありませんか？

〔答〕 其れは言ひ忘れましたが、本市場に於ける賣買は即時受渡を爲すも、但し賣主の異議なき限り買主の都合に依り賣買成立の日より起算し五日を超えざる範囲内に於て受渡を延期する事が出來ます。其の爲前述の様な事が有り得るのです。餘分な話ですが、此の場合賣主は賣買約定金額の約一割に相當する内金を買主より收受する事が出來ます。

〔問〕 米を互に混ぜ合すのは各自の家でするのですね？

〔答〕 さうです。白米商各自でするのです。

〔問〕 長年取引してゐる内に組合員の賣手をよく知る様になり、従つて今度は仲次人を通さずして直接賣手より買ふ様になり、相對的だから賣手買手間で値段を安く交渉する事も出來ま

すね？

〔答〕 出來ます。相互手打の時を以て成立するのです

〔問〕 なれば一錢とか九厘とかの手數料即ち口錢を拂つて仲次人を通す事はありませぬね？

〔答〕 よく知つてゐる人でも大口賣買となれば仲次人口錢等がはぶけて幾分相方利となるかも知れませんが、大口ともなればなる程面倒が出來圓滑を計る爲にやはり仲次人を通した方が便利です。

〔問〕 先程質問しました値段交渉も標準値段を中心としたものであまり大差ありませんね？

〔答〕 さうです。大差はないです。賣手はあまり大差をつけて賣れば仲次人を通して直接市場へ出した方が利益ですし、買手もすこしの事で賣問屋へ走つたりする面倒がはぶけます。

〔問〕 産業組合は全販聯支部で賣るだけでこの市場は通しませんか？

〔答〕 幾らかは組合員に委託手數料を拂つて賣つてもらひます。

〔問〕 それでは卸賣人（買手）小賣人、又は大口消費者は組合の賣問屋の手を通さずして産業組合に直接買ひに行つた方が利ではありませんか？

〔答〕 勿論安いです。

〔問〕 それならば何故産業組合の方を利用しないのですか？

〔答〕 それは種類の數、其他の點で不便な所があるからです。

〔問〕 米の相場は？

〔答〕 生産地の生産費等によるけれども、又市場に於ける需要、供給の關係、通貨數量説等又蠟穀町の投機取引にも左右される事があります。

そして問屋も米價が上ると見定めがつけば、其の日は米を多く市場へ出しません。或は賣止をもします。

〔問〕 而して現今の政府の米の統制は？

〔答〕 米の如き日常品の變動は生産者、消費者双方に大なる影響をする。其れを安定せしむる爲に政府は標準米の最高乃至最低の價額を公定（毎年）し米價が最低價額に到つた時に買收し最高價額に到つた時に賣却して値段を統制してゐる。而して今議會（六十九議會）米穀自治管理法案の通過により政府は生産者、消費者双方に便宜を與へる様になつた。而して米穀自治管理法案は正米市場には大して影響して居りません。殆ど無關係です。

◎最後に正米市場の構造を書いて見よう

先づ市場の前や内は賣問屋の大倉庫が列んでゐて、入口に其の店の倉庫係が居る。又中へ入ると一つの部屋に仲次人が机を持出し其の上に各自異なる見本を置き、藏出通知書、賣付報告書を持って買手の來るのを待つてゐる。買手は其の机の上にある米の内自己の欲する米の見本置場にて取引し代金を支拂ひ、藏出通知書の交付を受けて賣手倉庫に行き、自己の運搬具を以て持歸る。仲次人は賣主にも詳細記入の賣付報告書を送る（實際は後に見せるのである）又市場へも詳細記入の報告をする。市場は賣手より歩合金を徴收する。仲次人も月末賣手より仲次人口錢を徴收する。

船荷證券の研究

第一節 概 説

商業なる語は一般經濟社會の急激なる發達進歩に伴つて、近年頗る複雑曖昧な内容を持つ様になつたが、其の中心を爲すものは依然として賣買業であり、其の主要なる商業活動は營利を目的とする所の仕入、及び販賣にあると云ふ事實は何人も之を否み得ないであらう。殊に外國貿易は貨物の國際的配給を行ふ事によつて、利益を獲んとする私的賣買活動なるを以て、全く純然たる物品賣買業の本體と特質とを把持し、發揮してゐる。従つて對外販賣を主とする商活動と、對外仕入を主とする商活動とが對外取引の總べてを支配してゐるのである。かくの如く外國貿易の實務は此の輸出實務と輸入實務とから構成されて居るのであるが、では之等外國貿易の實務に關する分科研究はといふと、それは直接商品の賣買を爲す取引事務と、その賣買したる商品を授受する手續事務に分

けて研究する實務上の必要がある。

元來、外國貿易は外國客先に對して取引契約を完全に成立せしむる迄には、内國商業等の思ひも及ばぬ苦心があると同時に、其の契約の履行を實際的に完する迄には是亦非常に煩瑣な手續を要するのが常である。言ふ迄もなく對外商談の成功する与否とは、一に懸つて取引値段の見積方並に取引條件の取極め方の巧拙如何による。然るに、若しも其の當事者が、對外取引の履行に必要な諸種の手續事務に精通して居ない時は勢、ひ其の取引條件に錯誤を來し易く、従つて見込や採算だけは正確な積りであつても、結局精算して見れば無利益若くは損失になる場合が尠くない。當該取引の此の破綻は畢竟するに貿易從業者が手續事務に關する知識訓練の缺除から生じて來るのである。夫故、外國貿易の手續事務に關して詳細に調べ、知識を收得する事が必要なのであるが、今は之等手續の一部分である船荷證券に就いて研究し、外國貿易の一端でも充分知り盡して見たいと思ふ。

第二節 船荷證券の沿革史

船荷證券の制度は歐洲に起源し、發達したるものであつて、之を我國に移し明治二十三年法律第三十二號を以て規定され、明治三十二年法律第八號及び可四十四年法律第七十三號の改訂を経て現行法に至つたものである。

古代の海上運送に於ては荷主が即ち船主であつて、自己の貨物を自己の船舶に搭載し奴隸又は使用人をして運搬せしめたるものであることは、東西共に其の軌を一にしてゐる。故に當時運送契約なるもの、ある筈はなかつた。其の後船主が自己の貨物と共に他の商人の貨物をも搭載運搬する時代に至るに及び始めて運送契約の必要を生じ、而して契約の成立を保證し之を強制する方法の存在を必要とするやうになつたのは當然のことである。

中世封建時代にあつては、權力は都市に集中し、通商は都市間に行はれたので、斯間に發達した商人の慣習は自然國際的色彩を常びてゐた。

海運に關する書類の存在を記録上證し得るのは十四世紀以後である。一三九六年クインボロの審判に於ける陪審判事の判決に船舶の *Charter de freight du endenture* なる語がある。之に於いて當時既に備船契約書が存在したことがわかるであらう。又船長より出貨主に交附した書類の中に於いて明らかに船荷證券の前身と認むべきものは船積荷物登記簿である。出貨主が運送契約を爲すとき自ら此の登記簿に運送品の種類數量其他契約の條項を記入するを要し、記入のない貨物に就ては船主は責任なきものとした。是に於て船積荷物登記簿は今日の船荷證券の綴込と思惟することが出来る。當時に於て各出貨主は荷物に付き、各別の船荷證券交付を必要としなかつた所以は各出貨主

自ら貨物塔載船に便乗し或は代人をして便乗せしめ則ち所謂上乘を爲し、貨物と共に陸揚地に至り自己の手にて貨物の賣買又は引渡をなしたからである。

通商の發達販路の擴張は上乘側の不便にして且つ又屢々不可能なる場合を生ぜしめた結果、登記簿の制は變じて今日の船荷證券の制度に化するに至つた。此の制度の歐洲各國に普及したのは十六世紀の初期であると稱せられてゐる。英國に於ける記録上最も舊き船舶證券は一五三八年「トーマス」號積荷に關するものである。

船荷證券は法律的性質の變化は即ち其の經濟的效果の變遷に起因し、商工業の發達、市場の擴張航海術の進歩、其他百般の經濟事情の進化に伴隨する結果に外ならない。

船荷證券は單なる積荷の受取書又は運送契約の證據書類に過ぎずして經濟的には何等の價值はなかつたが、十七八世紀の頃銀行業及び海上郵便の制行はるゝに至り、漸く其の價值を生じ、社會は蒸氣時代を経て電氣時代に入り現時に及んで益々其價值を増加した。即ち積荷を陸揚地に運送するに先立ち、賣買し得るの便、遠隔未見の商人に賣却せる貨物の代價回收に於ける便、若くは仕事を擔保として金融を謀るの便等は何れも船荷證券に負ふ所である。然しながら今日の船荷證券は未だ之等の經濟的作用を完全に發揮し得ない數がないとは云へない蓋し船荷證券は完全に積荷を表現す

るものではないからである。則ち證券の授受は常に必ず積荷の授受たる實果を獲得すべきを確保しないことがある。例へば運送品の種類、品質、時としては重容量又は箇數すら證券により保證せられないことがある。況んや陸揚荷渡の時日及び貨物の状態の如きは、船荷證券に記載した諸般の運送契約条件或は船舶所有者責任除外文句に依り運送業者の責に歸するを得ざる場合が多いことが是である。此の免責條項なるものは非常に廣範圍に亘つて居り、船會社は積荷に關して殆ど總べての場合、その責任を免れる事を約してゐる。

かく船荷證券が有價證券として完全なる効果を發揮し得ざる罪は、船舶所有者が自己の責任を輕減せんとするの企圖に歸すると雖も其の因つて來るところを正せば、海上運送そのもの、性質に胚胎するを知るであらう。今後は等性質との缺點が保險其他商業上の施設により、救濟されるとすれば、こゝに船荷證券が其の本來の面目を發揮するに至ることは蓋し容易である。

第三節 船荷證券作成に關する實際

第一項 船荷證券の種類

普通のもの以外に種々の特別条件を具備した通し、赤及び故障付船荷證券の如き特殊のもがある。

(1) 普通の船荷證券 之は各會社に於いて各ライン別に多少形式を異にした書式のものを用ひてゐる。例之日本郵船に於いては、東洋方面には全部黒字刷の用紙を、歐州方面には同一紙に赤字に「European Line」と表記せるものを、北太平洋方面には全部青字刷の用紙を、同巴拿馬經由線には「Eastward Via Panama Canal」と頭書せるものを用ひてゐる。併し其の内容事項として印刷されてゐる文言は殆ど同一で、法定條項並に特約條項を骨子とした運送契約の詳細を印刷したものである。フォール、ピーエルに對して、普通のものにはクリーン、ピーエルと呼ばれ、又特例として船積前に發行されたものを荷受済、船積後のものを船積済船荷證券と稱するものである。

(2) 通し船荷證券 (Through Bill of Lading) 之は貨物運送上の便宜を圖らんが爲め、海送と陸送とを兼ねた場合に發行せらるゝもので、船荷證券であると同時に鐵道の貨物引換證の代用を爲すものである。例へば、君國よりニューヨーク迄 Overland で貨物運送をする際、船會社が北米の大陸横斷の鐵道會社と特約を結んで、荷主の爲に陸上運送契約を代理し、一通の船荷證券で海陸運送契約を兼ねたものを發行する。

(3) 赤船荷證券 (Red Bill of Lading) 之は普通のものに保險證券の條項を記載したもので、

全部赤字印刷の用紙を用ふる爲、かく呼ばるゝのである。元來此の保險付船荷證券は東洋沿岸諸港の如き保險思想の比較的幼稚な處で使用せられたもので、荷主をして別に保險會社に海上保險を依頼する手数と不便とを省かしめんが爲、船會社で一定の運賃以外に若干の保險料を收めて、海上の危険は勿論、其の貨物輸送に附隨せる一切の危険を擔保し以て専ら荷主の利用を計つたものであるけれども近年保險思想の發達と保險業者の競争とは、相俟つて此種の船荷證券の使用を著しく減ずるに至つた。

(4) 故障付船荷證券 (Foul Bill of Lading) 之は故障付船員請取書に基いて作成せられたるものである。之は特定の書式を用ふるものでなく、普通の用紙に唯其の船積貨物の瑕疵を記載して之を表はすものである。例之普通よく證券面に見る所の "Wet at Original port" (元地濡) "Loose renailed" (荷ゆるみ釘直し) "10Cases broken and repaired" (十函破損、修理もの) の如きは何れも故障付で、之は船會社が後目の責任を明かにせんが爲に記載するものである。

第二項 船荷證券記載事項

船荷證券には之が代表する貨物の状態を推知するに必要な各種の事項を記載せねばならぬ。蓋し

本證券は其の記載貨物の所有權を代表するもので、之を發行せしむる主たる目的は、之を他に讓渡して金融に便するにある。夫故、證券面を一讀する事により恰も之が代表する商品その物を見る如く爲さしめねばならないからである。従つて當事者は實用上の便益を考慮して、法律で規定せる事項は勿論、苟も其の商品に關係を有する重要な事實は、之を證券面に表はす様に作成すべきである。而して之が形式證券たる性質上、一度證券面に表はれたる之等の文言は、皆其の貨物の價值に關係を有するを以て、之が必要事項の實際の記入者たる輸出業者は、その記載事項に關し特に慎重なる注意を拂はねばならぬ。

船荷證券に掲げらるゝ記載事項は

- (1) 船舶の名稱及國籍 船舶の名稱は必ず明記すべし、國籍は記さぬ場合が多い。
- (2) 船長が船荷證券を作成せぬ時は其の氏名、現今に於ては、寧ろ積載船舶に重きを置き、又一流會社等に對しては荷主側に於て充分信用して居る故、之を明記せずとも後日紛争の起きる様な事は絶對にならぬ。

(3) 運送品の種類 重量若くは容積、荷造の種類、個數、記號、番號。

A、運送品の種類 (Description of cargo, Contents) 無包裝物には必要なすが、包装せる物に

對しては、船主や船長はその内容を知らぬ故、荷造人は必ず内容を明示するを要す。明示せざるによりて生ずる損害に對しては、船主又は船長は責任を負はない。而して此の記載は單に其の品名を明瞭にすれば良いのであるが、然し、品名を記せず商品、雜品等と記すのはいけない。輸出入地接續地法律上斯の如き漠然たる記載は許可されぬ時がある。船主又は船長の惡意による損害は善意の第三者に對して其の責に任じなければならない。

積荷に何等かの故障ある場合には通常品名欄に記載する。所謂、故障付船荷證券である。この場合荷主が會社へ保證狀を差入れて此の記載を免除して貰ふ事がある。

B 重量、若くは容積 (Weight or Measurement) 運賃は之を基礎として算出される。
使用さるゝ單位

重量に依るもの (目取) — 疋、斤、擔、封度
容積に依るもの (才取) — 立方呎 (Cubic feet, C. ft.)

價格取に記載する價格は荷主側に於て定める目取、才取の時價額を記すものがあるが、之は運賃計算に必要である。

C、荷造の種類 (Style of Packing) 貨物の性質上包装せざる裸物については、個數重量を記載

するを以て足り、油類、穀類にして散歩に屬する物は其の重量と共に散積の旨を明記する。即ち荷造の態様は荷印と共に其の貨物の區別に重要な爲めである。

通常用ひらるゝ荷造様式は左の通りである。

- 箱物 [Box] 形態小なるもの。
- [Cage] 茶箱。
- [Chest] 大小各種に用ふ。
- 袋物 [Bag] 米、硫安、砂糖等、藁又は麻の袋入。
- [Sack] 麥粉、澱粉等比較的の小なもの。
- 樽入 [Barrel] 水物、一般に用ふ。
- [Cask] セメント等に用ふ。
- 卷 [Coil] 針金、ロープ等の如く輪形に卷いた物。
- 梱 [Bale] 生糸、棉花の如く布及び帶金を以て梱包にしたるもの。
- 束 [Bundle] 束ねたる物の總べて。
- 裸物 [Bar] 鐵物、亞鉛にして棒狀を爲せるもの。

[Strab, Pig] 錫、鉛に、して扁塊を爲す。

其他 CRate (透し箱にして板圍ひを爲したるもの) 等あり。

D 個數、散積等の個數算定不可能のもの以外は凡て個數を記載せねばならぬ。其の算定には荷造形態を表す字句を以てし (—bal s,—parcel)、異なれる態様に屬するもの各合計を Packages の欄に記載して表はす。異なる態様、形態の數種の貨物の總合計數を表示する場合は間違ひを引き起し易い故、必ず個々に表はす。

E 記號、番號 (Mark & NO.) 荷印であつて貨物を區別するには最も重要なものである。

(4) 荷送人、又は傭船者の氏名、商號。兩人とも運送契約に於ける當事者故、之が明記は當然なれども、若し之等が法人なる場合は其の法人の名稱を記載すれば足る。

(5) 荷受人の氏名、又は商號。船荷證券は其の性質上當然の指圖證券である故、荷受人の氏名の記載は記名式船荷證券の場合を除き不必要である。

(6) 船積港 (Shipping port) 船主が貨物を受取りたる地の事である。即ち該運送契約の開始されたる場所の意である故、現實に貨物を船積したる所とは異なる場合がある。

(7) 陸揚港 (Discharging port) 貨物引渡の地。之には陸揚港選擇貨物と云ひ、陸揚港を二つ

以上記載して其の内の何れかに陸揚をする場合がある。これは多くは貨主に於いて其の選擇權を有する。

(8) 運賃、必ず賃率と運賃額を併記する。

2,240 lbs. @ 19/10 per 112 lbs. £19—19—8

才取、自取、價格取の三種がある。運賃の記載に於いては當事者間の特約に依つて之を記載せぬものもあるが支拂に關する事項は之を明記するがよ。

支拂方法には、運賃向拂 (Payable at……) 即ち揚地拂と現拂 (Propaid at……) の二種がある。現拂の記載なきものに關しては、之を向拂となす事になる。

(9) 數通の船荷證券を作成したる時はその員數。船荷證券の各通は、各々獨立の効力を有して居るを以てその員數は必ず明記しなければならぬ。明かにせざるものは、實際上種々の不便あるが故に、之を無効とする。一通のみの場合に於ても同様である。

(10) 船荷證券の作成地、作成の年月日。作成地とは其證券に署名を濟せる場所。作成年月日は其の日附の事である。

以上各事項を記載すると共に約款補足の意味に於ける必要事項を記載し、之に印紙を貼付して署

名を爲す。

數通發行の場合には印紙は其の内の一つに貼付すればよい。

船荷證券の署名者は、船長、若くは之に代るものなるが、實際は支店、代理店に於て、船主之に當る故其の責任者が署名するを通例とす。尙證券の信用確保の目的を以て荷送人が之に署名するものもある。

内地相互間に於ける貨物輸送の場合には船荷證券に類似せる荷物受取證が使用される。

第四節 結 言

前述の通り、船荷證券は貨物の代表證券であるから、船荷證券を所有してゐることは即ち、貨物その物の所有權を有するのと同じである。随つて荷受人は、貨物を早く受取りたいと思つても、船荷證券無しには受取る事が出来ず、此處に於いて、彼は必然、積送品の金額を支拂つて船荷證券を受取らねばならぬのである。又輸出業者にとつても、荷爲替を取組むのに最も必要なものであるから、商業取引上最も重要な書類の一つである。

而して斯くの如く重要な船荷證券の記載方法を誤つたならば、商業取引の圓滑を缺き、荷受人荷受人共、損害又は紛争に遭遇すること少なからざるにより、船荷證券の記入方法を正確にするか云ふのが非常に大切なのである。

百貨店と小賣店との問題

第一節 緒言

近世資本主義の發展は消費人口の都市集中を招來し、また近世都市及びその近郊の交通機關の發達は都市人口の購買集中を容易ならしめたので従來の小規模小賣業は衰へそれに代つて大規模小賣業が優勢となり、こゝに百貨店萬能時代を現出して在來の獨立小賣店を壓迫する事となり、百貨店對小賣店の鬭争はこゝ十年來各所に展開され今日では最早一つの社會問題となつてゐる。かゝる際此の問題を研究することは必ずや何等かの意義があるであらう。

第二節 百貨店及び小賣店の現状及び將來

近代に於ける小賣形態變遷の傾向と資本主義の發展は大規模經營の百貨店を發達せしめ、それに

加へて大企業に共通の利益たる大量仕入による商品の廉價、種類の豊富、あるひは又近代的建築、展覽會其他各種催物等による百貨店の魅力は益々その發展を確實にした。而も最近百貨店に現はれた二三の傾向は一層その對照の範圍を擴めた。其の第一は百貨店の民衆化傾向である。震災を轉機として従來の高級品主義より中産以下の新たな領野を開拓することとなり、其れに依つて目覺ましき進展を遂げることが出來たのである。此れに關聯する第二の傾向は百貨店のマーケット兼營である。併し百貨店が生鮮な食料品を有利に扱ひ得る範圍は限られてゐる。今日は恐らく此の限度に達せるものではないかと思はれる。第三の傾向はチェーン百貨店である。これは百貨店からなるチェーンシステムで正に鬼に金棒と云ふべきであらう。最後に終點百貨店の出現も亦特筆すべきである。終點百貨店の本領は郊外電鐵を利用して日々出勤する俸給者群を目標とするのである。それ故其の商品は簡単な最寄品又は日用品を主眼とせねばならない。

要するに我が國の百貨店は最近の著しき進展に伴つて種々な方面に新しい傾向を見せてゐる。此れに反して小賣店は戦後の永續的不況と世界恐慌の爲め収益激減し、且又外部的には百貨店の發達、租税免除、助成金交付等の有利な條件に恵まれて最近非常な勢で増加しつゝある産業組合の進出、若しくは同業者の過多により、内部的には舊態依然たる經營法と金融難によつて窮狀甚しく全く行

詰りの状態にある。

小賣店の百貨店への對抗運動は震災直後、松坂屋の民衆化戦法に大ショックを受けた下谷竹町の竹盛會によつて起され、此に應じて起ち上つたのは東京小賣商聯合會、東京府商店會聯盟である。次いで百貨店商品券撤廢期成同盟會によつて起されたる百貨店商品券撤廢運動である。此の運動の目的は商品券の撤廢か、それが出来ない場合にはそれに課税せよと云ふ點にあつたから火の車だつた東京市の臺所は早速課税する事になり、その結果は百分の二の印紙税となつて現はれた。其の後昭和七年八月には問題の尖鋭化を緩和する爲に百貨店側より次の如き自制協定が提出された。

- 一、出張販賣及び賣出しの制限
- 二、商品券に就いては商工省の指圖を受ける、
- 三、支店分店は當分増設せぬ。
- 四、過ぎたサービスは行はぬ。例へば無料配達の如きものには區域の制限をなす。
- 五、囤政策は行はぬ。
- 六、毎月三日の休日を作る、
- 七、産業總會に加入等

以上の如きものであつたが此等は何等法律的な力を有しないので小賣店對百貨店の利害對立は依然として激化の一途を辿りつゝあつたが、東京商工會議所では本年二月以來小賣商問題特別委員會を特設して同問題の解決に腐心し百貨店業者、小賣商、學者等の意見を數次に亘つて聽取して百貨店法原案の作成に努力した結果、遂に七月十一日の商業部會に於て此の法案を正式決定した。これによると百貨店業者は營業の免許制、店舗支店出張所の擴張、營業時間の制限、廉賣並に誇大廣告の禁止等の重要事項に就き一定の拘束を受けると同時に小賣商に對する壓迫は相對的に緩和されることとなる。

併し小賣商の窮乏は對百貨店のみではない。より重大の問題即ち對産業組合問題である。現在は全日本商權擁護聯盟が反産運動のリーダーとなつてゐるが、併し産業組合の發達は單に一人の人間の頭で作りに出されたものではない。經濟社會に當然來るべきものが來たのである。今日の配給組織を合理化せんとして商人側が創り出したのが百貨店であり、消費者側が創り出したものが産業組合である。そして舊態依然たる小賣商のみが取り残されようとしてゐる現状である。然らば小賣商は如何なる對策を講じたら良いか。それは第三節に於て述べる事にしよう。

第三節 百貨店に對する小賣商の對策

小賣店の窮狀と當業者の自衛的見地からの種々の運動は前節の通りである。一體、當業者が自己の營業を擁護する立場から種々の運動を試みることは當然許さるべきであるが、これにも目標を定めねば如何なる更生策でも相互の間に矛盾を來たし没落の過程を急ぐ結果となる。然らば何を目標とすべきか、それは小賣組織そのもの、更生に依つて小賣商業としての社會的機能を有効に發揮せしむるにある。自らの機能の喪失を省みず自らの組織の改革を試みずして徒らに百貨店の進出を疾視し、産業組合の發展を羨望するに過ぎない有様では恐らく小賣店の更生策を期待することは困難であらう。而して我等はこれが對策を他力更生策と自力更生策とに分けることが出来る。

現代の如き資本主義の世の中では勤勞所得が資本所得に脅かされ此處に弱い者は強い者に對抗する手段として大きな力に頼らねばならない。これが即ち他力策である。他力策の最も顯著に現はれた問題は前述の對百貨店問題、又は反産の問題であるが、此等は何れも小賣店の根本的更生には恐らく効果は少いのである。百貨店や産業組合を根本から打壊さぬ限り此等は小賣店よりは一步進んだ新しい配給機關である。要するに此等のものを抑壓すればそれで小賣店が助かると言ふ考へ方は家

内工業を救済する爲に鐘紡を潰すことと同じである。結局小賣更生策として従來叫ばれた他力の種々策は効果が薄いことになる。それよりも小賣店そのもの、改善即ち自力更生策を講ずべきである。自力の更生策には個別的の經營改善の場合と共同しての經營改善の二つがある。

1 個別的經營改善嘗て、米國の百貨店王ジョンワナーメーカーが日本の商店を視察した時に「日本の商店は貧弱乍ら歐米と同じ様な店舗になつて居り、見かけは如何にも現代的であるが、一歩店內に入つたら最後、恰もわなにでもかゝつた様なもので、少し長く見てゐると何か買はなければ承知しないやうな態度が自然に出て來る。それで如何に陳列式になつて居ても、店の前にも店の中にも關所を拵へてそれを一々通らなくては濟まないやうになつて居る。」と言つた。寔に適切な言である。店は結局、賣る所にあらずして見せる所なりの觀念になつて初めて入り易く出易い店となつて千客萬來の基礎工事が出来るのである。商店の經營に於て常に必要であることは營業状態を明確に認識することである。即ち數字的に確實に知る事である。それによつて營業者は機敏な處置が採れるのである。その他、仕入、販賣、經費等凡ての點を工夫し、合理化する所の努力は非常に必要な事である。

2 共同的經營改善 現在の如く大資本が威を振つて居る時代では小資本は共同して此に對抗せ

ねばならない。小賣店の場合でもさうである。彼等が共同して一團となれば多量仕入が出来、それによつて良い商品が安く買へる事になり、又商品の種類によつては原産地から直輸入する事が出来て個人経営よりも有利になる。斯くの如く小賣店が結合したのが所謂自由連鎖店であるがこれは第四節に於て詳しく述べる事にする。

此の外、小賣店の共同改善としては資本の回轉率を高める所の均一店である。米國のテンセント・ストアを筆頭にウールウオーズが一千八百の連鎖店を張つて年額一億五千萬圓の利益を獲得して居る。米國小賣店の現状が將來の日本を暗示して居るとすれば、我國の小賣店が將來、均一店として新生る。命を開拓する事は容易であらう。

又小賣統制の爲には商店會、同業組合、商業組合等があり、同業組合には共通商品券を發行して一般に活用させてゐるのがある。又砂糖組合のレットルによる信用を増加する方法等も良い共同經營法である。又資金の供給を目的としてゐる商業組合の利用は大いに良いのであるが現在では未だしの感がある。

第四節 小賣商更生策としての自由連鎖店

爰に自由連鎖店と云ふのは米國に於ける *Voluntary chain stores* を意味する。これは米國に於て一九三〇年頃から普通の連鎖店に代つて發展して來たものであつて假りに之を定義するならば多數の獨立せる小規模の小賣店が集つて何等かの形に於てその經營を統一する組織である。自由連鎖店と稱せられるものの中には種々の形態を包含するから之を簡單に定義することは困難であるが、その要點は第一に多數の獨立小賣店の團體組織であること。第二には何等かの形態に於て各自の經營を統一することの二點にあると云へる。

次に自由連鎖店が他の小賣形態と區別せられる特徴はと云ふと主として右の二點に係るものである。即ち普通の連鎖店に對しては第一の獨立小賣店の團體組織と云ふ點に於て區別せられ、第二の多數の經營の統一と云ふ點ではその理論を一にする。また普通の獨立小賣店に對しては第二の經營の統一と云ふ點で區別せられ、第一の獨立性の維持と云ふ點で共通である。斯くして自由連鎖店は連鎖店と小賣店の中間的存在で兩者の一面づゝの併有である。従つて百貨店に對しては小規模店舗の點で全く對立し經營の大規模統一の點では同じ側に立つことになる。

次に自由連鎖店の長所を述べよう。先づ獨立小賣店に對しては大量仕入による安價仕入殊に仕入先に於ける廣告料割引を主とし共同廣告または宣傳の力を利用し、共同商標品の廉賣をなし得る等

で此等の長所は百貨店よりも連鎖店の方が有力であるが自由連鎖店は更に有力に之を發揮せんとするものである。然らば連鎖店に對する長所は、連鎖店は或る程度迄發展したる後はそれが膨大なる單一企業なるため従業員の利害と企業の利害が分離するが自由連鎖店は各店舗の獨立を許すものであるから恰かもこの欠陥をなくすることが出来る。

次に自由連鎖店の要素を述べよう。自由連鎖店には三つの要素が要る。一、卸賣業者、二、指導協力者、(店舗の改修設備、ウインドの裝飾、販賣の指導、經營の指導、その他一切の世話をやく者)三、小賣業者で、あつてこの三者が備つてゐるのが本格的の自由連鎖店でこれによつて種々の形に分れるのである。

最後に我が國に於ける自由連鎖店に就て。我が國に於ても最近漸く自由連鎖店が唱へられる様になつたが既に結成された本格的自由連鎖店を調べて見よう。

先づ全東京洋品商聯盟がある。昭和四年に設立され愈々本格的に共同仕入の偉力を發揮してゐる。店頭看板が統一され、ウインドの裝飾を一手に引受けて積極的に應援してやり、共同チラシを作りニュースを發行する等、大いに加盟商店の成績向上に努力してゐる。この洋品商聯盟に比すれば地味だが堅實な紅白會といふ藥品共同仕入の薬局の組合がある。全員僅か十餘名であるが共同一致し

て問屋側の信用も厚く仕入は數量をまとめて最低値段の入札で問屋を定めて仕入れてゐる。

此の他にも小間物商の共進會、乾物食料品店の日進組、大東京文具チェーン、大東京履物チェーン、共同仕入吳服聯盟、吳興會等があり今後も續々と結成される状態にある。我國で小賣商が既に過剰であることは周知の事實だ。この更生策として先づ考へなければならぬのはこの自由連鎖店組織であらう。「自由競争より共同團結へ!!」これが今後の小賣商に要求せられる第一の課題である。

第五節 結 論

以上四節に分けて百貨店と小賣店の問題に就て述べて來たが之は要するに小賣店と言ひ、百貨店と言ふも小賣業界と言ふ大きな立場から見れば同一の物であることを、目前の利益に捉はれて相反目する所から生ずるのであるから飽く迄も共存共榮の精神に基いて互に長短を補ひ合ひ、各々の新分野を開拓して以て良き商品を廉價で提供する方針で一路邁進し大局に着眼して充分に目醒め、小賣業本來の大使命を遂行に努力する事が眞實の行き方であつてそれでこそ社會的に存在價值があるのである。

日滿貿易品の種類、數量及價格

(一) 商品ノ數量、種類

A、滿洲國へノ輸出

5	4	3	2	1
毛織	鐵裂	機械及同部分品	小麦	綿織
物品	物品	物品	粉	物
昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和
十	十	十	十	十
年	年	年	年	年
			九二、九三、〇〇〇方碼	一七〇、四三〇、〇〇〇
			一六二、二八二、〇〇〇	一四二、七三六、〇〇〇斤
			一四二、七〇三、二〇〇	一四二、七〇三、二〇〇
			一〇三、五〇四、八〇〇	計數不明
			計數不明	計數不明
			一、二六二、〇〇〇方碼	

10	9	8	7	6
麥	精	紙	鐵	綿織
				絲
酒	糖	類		
昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和
十	十	十	十	十
年	年	年	年	年
				三、三六三、八〇〇斤
				三、六八、九〇〇
				五、〇八二、六〇〇
				七、五四一、六〇〇
				三、三六七、五〇〇
				三、〇三五、七〇〇
				六、四五六、九〇〇
				八、八九一、三〇〇
				二、八六〇、三〇〇
				九、六七〇、三〇〇
				一六、三三五、五〇〇
				三、七三八、九〇〇
				一五、九〇〇石
				二、九〇〇
				三九、一〇〇

3	3	○2	○1	B	○21
鉄	油	石	豆	滿洲國ヨリノ輸入	毛
鐵			類		絲
昭	昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和	和
十	九	八	十	九	八
年	年	年	年	年	年

八四六、〇九、六〇〇斤
 一、〇四六、八七、一〇〇
 一、〇三六、〇八七、四〇〇
 二、四〇三、〇〇〇 (英噸)
 二、七二一、〇〇〇
 二、六四八、〇〇〇
 八四三、三九、九〇〇斤
 九四、一六、三〇〇
 五七九、六四、四〇〇
 七六、六五、五〇〇
 六八、六三、九〇〇
 六七、八〇、八〇〇

◎20	19	18	17	16	15	○14	○13	12	11
綿 ブ ラ ン ケ ツ ト	履	硝 子 及 同 裂 品	絹 織 物	人 造 絹 織 物	石 鹼	帽	メ リ ヤ ス 裂 品	木	陶
物			物	物	子	品	材	器	
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和
十	九	八	十	十	十	九	八	十	九
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

五四三、八〇〇斤
 五四九、六〇〇
 來詳
 一、八三二、〇〇〇方碼
 六三、〇〇〇
 計數不明
 計數不明
 一三五、五〇〇斤
 一八四、七〇〇
 八八一、二〇〇
 計數不明
 計數不明
 三〇三、〇〇〇打
 二九九、〇〇〇
 三四九、〇〇〇
 一五、〇〇〇
 一五、〇〇〇
 一八九、〇〇〇

◎5	採油用原料	昭和八年	124,131,100斤
		昭和九年	138,955,700
		昭和十年	38,036,900
◎6	粗製硫酸アムモニウム	昭和八年	11,343,000
		昭和九年	5,698,400
		昭和十年	101,060,100
7	同原油及重油	昭和八年	14,823,000ガロン
		昭和九年	13,101,700
		昭和十年	14,130,600
8	皮類	昭和八年	2,599,600斤
		昭和九年	1,651,200
		昭和十年	2,146,400
◎9	麻類其ノ他植物纖維	昭和八年	2,748,800
		昭和九年	4,359,200
		昭和十年	6,296,300

◎10 飼料
 ◎11 鹽
 ◎12 甘草

以上昭和八年ト昭和十年トヲ比較シテ單ニ増加セルモノニハ頭ニ〇印、二倍亦ツレニ近ク増加セルモノニハ◎ヲ附ス

昭和何年トダケシカナイモノハ未詳ナリ。(商工省貿易局貿易課調)

(一) 商品ノ價額

A 滿洲國ヘノ輸出

輸出總額	昭和八年	83,071,000圓
	昭和九年	107,151,000
	昭和十年	226,045,000